

独立行政法人 国際協力機構

国別農業・農村開発に係る案件発掘・形成のための

執務参考資料

- 国別農業・農村開発指針策定調査 -

ボリビア共和国 農業・農村開発指針

(ファイナルレポート)

平成17年8月  
(2005年)

財団法人 国際開発センター

農 村
-----

J R
-----

05-47
-------

ボリビア国地図



Base 802149 (R00815) 11-93

<http://www.lib.utexas.edu>

## 本指針について

### 執務参考資料としての「指針」の策定レベル

それぞれの国の事情により、在外事務所の必要とする「農業・農村開発分野における案件の発掘・形成のための執務参考資料」としての「指針」案に対する要望は異なる。指針策定対象国は各々の国の事情に即して、大きく次の4つのレベルに分けられる。ボリビア国では現地 ODA タスクフォースが積極的な活動を行っているが、JICA ボリビア事務所の意向を尊重して「レベル A」とした。指針は、「何を実施するか(What)」と「どのように案件を形成するか(How)」の2つの側面に重点を置き策定した。

表1 指針策定対象国のウェイト付けに関する提案(案)

レベル	レベル分けの根拠
A	農業・農村開発分野における協力の必要性が高いにも関わらず、大使館、事務所の人員数の制限等により、現地 ODA タスクフォースの活動が行われていない、同分野における協力方針の更新、見直しが必要な国。
B	現地 ODA タスクフォースにおいて、協力方針・案件形成にかかる取り組みが行われているが、具体的な案件形成を活発に行うために、本部との連携により指針を策定する意義が高い国。
C-1	現地 ODA タスクフォースにおいて、個々の案件形成に関わっており、案件採択率も高い国であるが、協力内容の多様化を図るための基礎情報として指針を策定する意義がある国。
C-2	農業・農村開発分野における必要性は高いが、現時点では、既存の情報の整理によりマクロ的な状況分析及び大まかな農業・農村開発の方向性を示すレベルを求めている国。

注：レベルC レベルAの順にJICA本部の投入が大きくなることを想定している。

出所：第2回国別農業・農村開発指針策定検討委員会資料。

### 本指針の想定する受益者層

基本的に「農業を主たる生業とする農村（都市でない地域）に居住する貧困層」を、JICA が支援する農業・農村開発案件の主な受益者として想定する。一般に貧困率が高いと言われる土地なし層や都市の失業者層に対する協力の重要性についても十分に認識し、対象地域の事情によっては取り組む場合もあるが、最初からそれらの層に限った協力を検討する指針ではない。

### 本指針の使い方

- ・本指針は案件の発掘・形成及び実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示する手引書である。
- ・各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かすとともに、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、それに基づいて現実的な案件を形成する。
- ・採択された後は、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際にも活用する。
- ・案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本指針を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

### 本指針の有効期限

基本的には日本の協力方針（国別援助計画、現地 ODA タスクフォースの協力指針など）に照らして、5年前後を想定する。しかし、本指針が目指す「対象地域の人々の生計の維持・向上手段（方法）の強化」には5年以上かかる場合も多い。従って、案件を発掘・形成する際には、対象地域の子供世代、あるいはその孫世代へ与える影響にも留意すべきである。

## 本指針作成の背景と目的

多くの途上国において農業は主要産業であり、国は農業に経済開発の重点を置いている。また、農村人口も依然全人口の大半を占め、その多くは貧困層である。そのため、多数の途上国政府は、農業・農村開発を貧困削減の重要な手段として位置付けている。また、JICA も、2000 年 9 月に国連によって採択された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の一つである「極度の貧困と飢餓の撲滅」を達成するための重要な手段として農業・農村開発を位置づけている。

JICA は、自然条件、社会・経済条件といった地域性に著しく左右される農業・農村開発の特性に鑑みて、国別・地域別アプローチと課題別アプローチを融合した取り組みを強化している。その一環として、2004 年 3 月に「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」（以下「効果的アプローチ」）を策定し、課題横断的な協力量針を網羅的に提示するとともに、開発手法の大枠を示している。

他方、JICA はより現地の実情に合った協力を迅速に展開することをめざして、現在、本部にある地域部の機能を在外事務所に移管しつつあり、今まで以上に在外事務所が個々の農業・農村開発協力案件の形成や実施の中心となることが予想される。そのため、上述の「効果的アプローチ」や「国別事業実施計画」に基づくとともに、当該国の実情を十分に踏まえた案件の発掘・形成に役立つ具体的な指針が求められている。

### 「農業開発」及び「農村開発」の定義

本調査では、「農業開発」を狭義の農業に限らず、農村部の生計手段の 1 つとして小規模内水面養殖や社会林業等を含む農家の生業全体の生産と所得の向上を目指すもの、また、「農村開発」を農村部の住民（特に貧困層）の所得向上だけでなく、基礎的な教育や医療へのアクセスの改善等を含む農村部全体の生活の質の向上を目指すものとしてとらえる。また、「指針」は、「農業・農村開発協力案件の発掘・形成をする際の視点と方法」と定義する。

## 本指針がめざすもの

在ボリビアの日本国大使館、JICA、JBIC、JETRO からなる現地 ODA タスクフォースは、2003 年 7 月以降、7 回にわたり行われた現地タスクフォースの全体会議及び下部組織としての分科会（保健・基礎衛生、教育、農業・農村開発、運輸交通、PRSP）活動を通じ、ボリビア国の開発課題、わが国の協力経験、従来の重点分野、新 ODA 大綱及び国別援助研究会の提言などを広角に分析した。ここでの議論を踏まえて、今後のわが国援助重点分野は、「人間の安全保障の充実」、「生産性向上支援」、「制度・ガバナンス支援」と定められた。JICA 国別事業実施計画（2004 年度版）には、現地 ODA タスクフォースの援助重点分野に沿って「JICA の協力の基本的な考え方」が提示されている。

本指針では、これら重点分野の根底には「貧困削減」が基本的かつ重要な課題であると認識している。貧困とは、経済面ばかりではなく、社会面、心理面など多面的に把握されるべき問題であり、その削減のためには包括的なアプローチが必要であることを前提とした上で、本指針は策定されている。したがって、本指針では、ボリビアの農業・農村開発分野における課題を様々な側面から示した上で、開発目標や課題を絞り込んでいる。そして、それらにどう取り組んでいくべきか、本分野における案件の発掘・形成に資するべく、プログラム案及び形成・実施上の留意点を提示した。

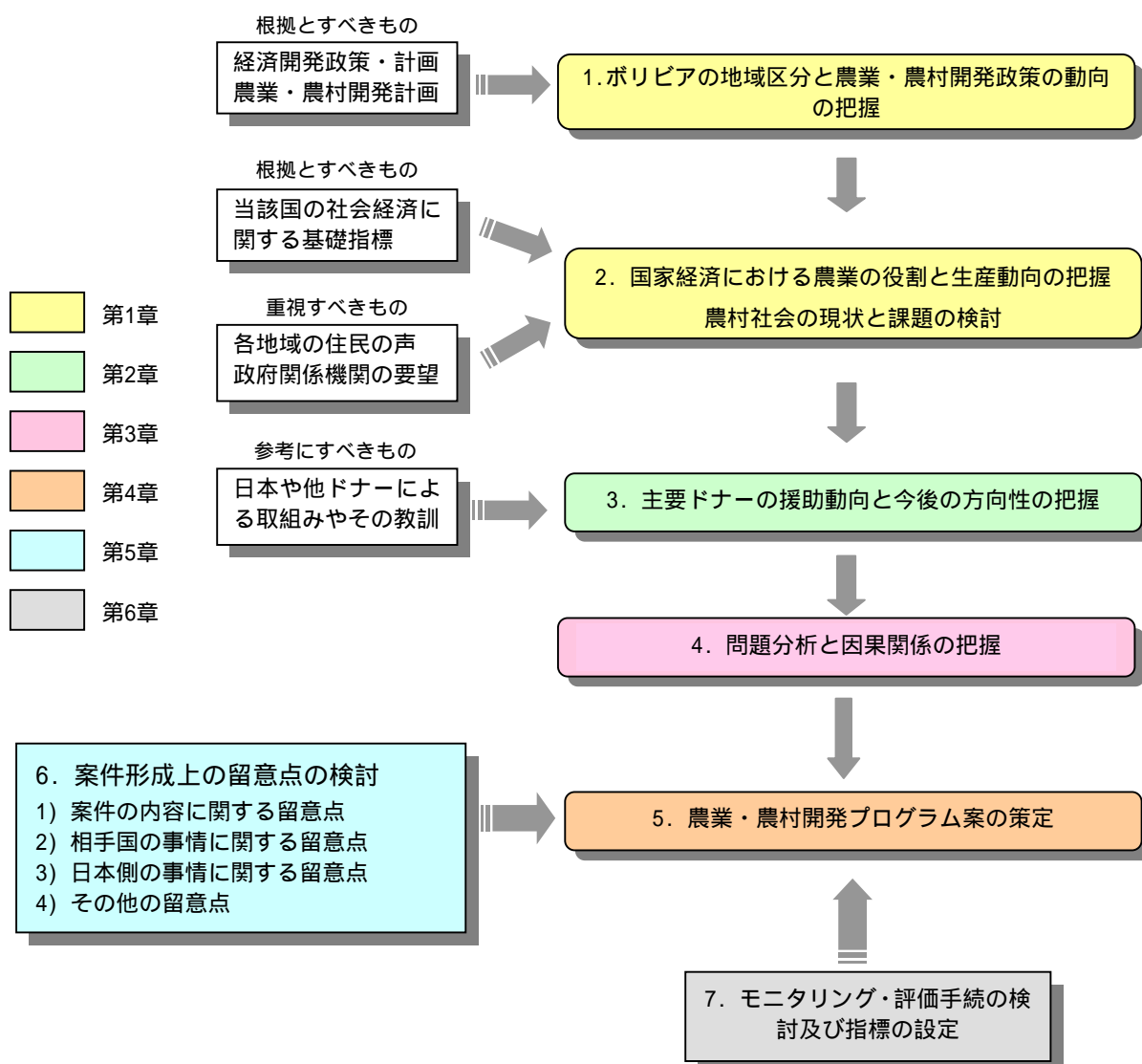


## 案件形成の流れ及び本指針の構成

農業・農村開発分野における案件発掘・形成の基本的な流れと視点及び本指針の構成を以下に示す。本指針では、この流れに沿って、ボリビア国の全国的及び地域的な農業・農村開発の特徴と日本を含む主要ドナーの援助動向を把握した上で、問題分析と開発課題の設定を行い、課題に関するプログラム案を提示する。将来、ボリビア国の社会経済情勢や政策及び現地 ODA タスクフォースの方向性あるいは、JICA 国別事業実施計画に変更があった場合には、本プロセスに戻って適宜プログラム案を修正することになる。

作業	視 点	本指針の章 / 節
1. ボリビアの地域区分と農業・農村開発政策の動向の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の实情に即した有効な農業・農村開発案件を形成するために、地域区分に沿って各地域の自然及び貧困状況を把握する。</li> <li>・JICA の協力はボリビアの上位計画などと整合的であるか、その基本的な枠組みの妥当性が重要となる。このためボリビア政府の主要農業政策の動向を把握する。</li> </ul>	第 1 章 (1.1)
2. 国家経済における農業の役割と生産動向の把握  農村社会の現状と課題の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家経済における農業の位置づけと生産実績を把握することは、農業政策の有効性を理解する手助けとなる。</li> <li>・農村部の基本的な生活環境の整備状況の把握を通じて、農村開発上の課題を理解する必要がある。</li> </ul>	第 1 章 (1.2、1.3、1.4)
3. 日本及び他の主要ドナーの援助動向と今後の方向性の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性和実施可能性の高い案件を形成するためには、主要ドナーが農業・農村開発分野でこれまでに行ってきた支援や今後の方向性を踏まえる必要がある。</li> <li>・日本や他ドナーがボリビア行っている農業・農村開発協力の動向や方針・戦略などを把握する。</li> </ul>	第 2 章
4. 農業・農村開発に関する問題分析と因果関係の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題間の因果関係を分析し、重要問題を把握する。それに対する開発目標と課題を抽出する。</li> <li>・この一連の作業によって、因果関係の重要度や根本的な問題の所在が明らかになる。</li> </ul>	第 3 章
5. 課題に対するプログラム案の策定	上記の問題分析を通じて抽出された課題に対するプログラム案（事例）を提示する。	第 4 章
6. 案件形成上の留意点の検討	案件を形成する上で、留意すべき点を検討する。検討は、案件の内容に関する事項、相手国の事情に関する事項、日本側の事情に関する事項を中心に行う。	第 5 章
7. モニタリング・評価手続の検討及び指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング・評価は、在外事務所が一貫性のある案件管理を行うために最も重要な業務のひとつとなる。</li> <li>・案件管理のフローにおける機能移管後に想定される各段階の在外事務所の役割、各段階における評価ツールと適用範囲、指標案、指標の入手可能性の検討方法などを示す。</li> </ul>	第 6 章

下図はプログラム案の策定までの作業の流れを示したものである。前ページで述べた案件発掘・形成の基本的な作業のうち、「6. 案件形成上の留意点の検討」と「7. モニタリング・評価手続の検討及び指標の設定」は、プログラムを策定する過程で並行して行うべき作業である。



農業・農村開発プログラム案を策定するまでの流れ

要 約

JICA の協力の基本的な考え方 -JICA 国別事業実施計画の要点-

開発重点方針	開発課題	今後の協力の重点（プログラム）
1.人間の安全保障の充実	<b>【保健医療・基礎衛生】</b> ・一次医療の機能向上とその支援体制の構築を通じた効率的かつアクセス可能な保健医療サービスの提供 ・農村部における安全かつ持続的な飲料水供給 <b>【教育】</b> ・初等教育教員の教授能力の向上 ・社会的弱者のニーズに適した教育提供	「地域保健医療ネットワーク強化」  「農村部飲料水供給」  「教育の質向上」 「社会的弱者の能力開発に資する教育」
2.生産向上支援	<b>【農業・農村開発】</b> ・生計維持 ・地域社会レベルでの農牧業発展や生産・所得拡大を通じた貧困削減 <b>【運輸交通】</b> ・地方レベルの道路網を整備：公共サービスへのアクセスを改善、交通遮断による経済活動被害を最小限にする。	「生産的な地域社会作り（生計維持）」 「農業を中心とした地域経済開発」  「運輸交通網整備」
3.制度・ガバナンス支援	・市町村行政強化	「制度・ガバナンス強化支援」
4.横断的テーマ	<b>【環境保全】</b> 環境保全及び自然災害への対応能力向上	プログラム設定は行わず個別のボリビア側からの要請ごとに協力の是非につき案件を検討する。

出所：JICA国別事業実施計画（2004年度版）。

開発目標と課題

開発課題は、設定した「生計維持支援による生活安全保障の確保」と「農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進」の開発目標を達成するために策定する。これら開発課題は下記表(1)と(2)に示すように、大項目と小項目に分けて提示している。大項目は開発目標に直接対応し、小項目の課題は大項目から導き出されている。これら開発課題が「効果的アプローチ」の開発戦略目標と中間目標及び、そのサブ目標とどのように対応しているかを確認するために併記した。

開発目標と課題(1)

開発目標：生計維持支援による生活安全保障の確保 (対象地域：高地平原、渓谷地、低地：内国移住地、山間地)				
ボリビアにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図3-1参照)	開発戦略目標	中間目標/サブ目標
大項目	小項目			
1. 飲料水供給・衛生改善 2. 市レベルの地域保健衛生改善 3. 初・中等教育の普及と質的改善 4. 職業訓練の強化	1.1 飲用水施設の整備拡充 2.1 母子保健の改善支援 2.2 地域保健医療ネットワークの強化 3.1 成人識字率向上 4.1 職業能力の開発支援(農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な農村生活インフラ整備の遅れ</li> <li>生活の質が低い</li> <li>安全な水へのアクセスが悪い</li> <li>保健衛生サービスへのアクセスが悪い</li> <li>成人識字率が低い</li> </ul>	3. 活力ある農村の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-4 農村インフラ整備</li> <li>給水施設の整備</li> <li>集落公共事業の実施</li> <li>3-8 住民の保健水準向上</li> <li>保健・医療サービス向上</li> <li>3-9 住民の教育水準向上</li> <li>基礎教育の充実</li> <li>基礎サービス拡充</li> </ul>
5. 持続的な農業生産活動の推進	5.1 土壌劣化の防止支援 5.2 適性な肥培管理技術の開発・普及支援 5.3 耕地利用率・作付率の向上 5.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 5.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 5.6 灌漑整備/維持管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>激しい土壌侵食</li> <li>土壌劣化の進行</li> <li>技術開発・普及の遅れ</li> <li>農地が細分化している</li> <li>生産量が少ない</li> <li>栄養不足</li> <li>不安定な農業生産</li> <li>低い農業収入で不安定</li> <li>生産基盤が不足</li> <li>生産性(収量)が低い</li> <li>自給食料確保が困難</li> </ul>	1. 持続可能な農業生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2 農業生産の拡大と生産性の向上</li> <li>1-2-1 生産基盤の整備と維持管理</li> <li>灌漑</li> <li>排水施設の整備</li> <li>水利組合の育成</li> <li>1-2-2 試験研究・技術開発の強化</li> <li>生産技術の改善</li> <li>ポスト・ハーベスト技術の向上</li> <li>1-2-3 農業普及の強化</li> <li>普及体制の整備</li> </ul>
6. 換金作物導入による農家経営の維持強化	6.1 高収益作物の導入・普及支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益性が低い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2-2 試験研究・技術開発の強化</li> <li>生産技術の改善</li> </ul>

開発目標と課題(2)

開発目標：農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進 (対象地域：サンタ・クルス県を中心とした低地)				
ボリビアにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図3-1参照)	開発戦略目標	中間目標/サブ目標
大項目	小項目			
1. 生産性の向上による生産拡大と競争力の強化	1.1 土壌劣化の防止支援 1.2 適性な肥培管理技術の開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の向上 1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化 1.6 灌漑整備/維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌劣化が進んでいる</li> <li>技術開発・普及の遅れ</li> <li>生産基盤整備の遅れ</li> <li>生産性(収量)が低い</li> <li>輸出競争力が弱い</li> </ul>	1. 持続可能な農業生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2 農業生産の拡大と生産性の向上</li> <li>1-2-1 生産基盤の整備と維持管理</li> <li>灌漑・排水施設整備</li> <li>水利組合の育成</li> <li>1-2-2 試験研究・技術開発の強化</li> <li>生産技術の改善</li> <li>ポスト・ハーベスト</li> </ul>



	<p>体制の整備 1.7 動植物検疫体制整備 1.8 SIBTA 及び FDTA の強化支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物検疫体制が遅れている</li> </ul>		<p>技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備 1-3 輸出促進策の強化</p>
2. 生産コストの削減	<p>2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援 2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援 2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援 2.4 共同集出荷体制強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入資材への依存が高い</li> <li>・低コスト技術が未発達</li> </ul>	2. 安定した食料供給	<p>2-2 食料流通機能の整備 ・流通市場ハードインフラの整備 ・輸送体制の整備</p>
	<p>2.5 流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通システムが未整備</li> </ul>		
3. 農畜産加工業の振興	<p>3.1 加工原料の質的向上 3.2 農畜産加工技術の改善・強化 3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産品の加工度が低い</li> <li>・加工関連産業が未発達</li> </ul>	3. 活力ある農村の振興	<p>3.1 農産加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備</p>
4. 生計手段の多様化	<p>4.1 農村観光の振興支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少ない農業収入</li> </ul>		
5. 環境保全対策の推進	<p>5.1 森林保全対策の強化 5.2 土地利用計画・規制制度の強化支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼畑農業の恒常化</li> <li>・無秩序な農地拡大</li> </ul>		<p>3-5 農村環境の保全</p>

案件形成上の留意点

分類	留意事項	要点
1. 案件の内容	案件の背景と問題	ボリビアの開発指針とされてきた「ボリビア・モデル（協約による民主主義）」は 2003 年の政権交代とともに終焉を迎えた。ボリビア・モデルの転換によって、農業・農村開発資金は、直接的に地方自治体へ流れ込むようになり、開発方式にも大きな影響を及ぼしている。
	協力目的	農業・農村開発については、総農家数の 80%を占める「小規模零細農家の生活水準の改善を通じた貧困対策」と生産力の高い地域における「生産性の向上を通じた競争力の強化及び輸出促進」がボリビア国政府の基本的な政策課題となっている。この政策課題に沿った協力案件の形成が不可欠である。
	対象地域	具体的な戦略的な地域としては、JICA の援助実績があり、これまでの開発プログラム及びプロジェクトとの連携が維持される地域を優先地域として検討する必要がある。
	受益者	農業・農村開発にともなう受益者は、農家だけでなく、他産業の従事者にも影響を及ぼす点に留意する必要がある。特に、小規模零細農家の支援は、農業の持続的な発展に不可欠であるだけでなく、社会安定上からも優先される課題である。
	協力内容	日本側の援助資源、特に農業・農村開発分野における経験の蓄積や技術・知識（人的資源）の有無は、協力内容を検討する上で重要な条件である。
	他ドナーとの棲み分けと協調	各ドナー及び NGO の経験を相互に活用することは、ドナー全体の援助の質と有効性を高めるものであり、ひいてはボリビア全体の開発への貢献度を高める。このためには、日頃の他ドナー及び NGO への情報発信及び意見交換を積極的に行っていくべきである。
	民間セクターとの連携	民間企業や海外からの進出企業は、流通面や市場開発面で、豊富なノウハウを有しているため積極的な連携が必要となる。
	ジェンダー格差解消への取り組み	最初から女性だけをターゲットとしたアプローチを取ると、伝統的な指導者や男性住民からの反発が生じる場合がある。このため、最初は男性にアプローチし、男女ともに参加する中で徐々に女性にターゲットを絞っていくのがよい。
	住民の組織化	住民による道路封鎖や空港の占拠などが組織的に行われている。住民の組織化に当たっては、目的とインセンティブを十分に踏まえた配慮が必要である。
2. 相手国の事情に関する事項	政府・地方政府の開発計画	ボリビアでは、a)小規模零細農家や先住民の支援、b)生産インフラの整備、c)土地所有問題（土地所有の格差）対策、d)コカ代替作物の推進、e)自然環境保全があげられている。これらの政策や戦略に関する予算措置、優先順位（地域、分野）、プロジェクトの実施時期や実施方法についての具他的な方策は示されていない。ボリビア側との案件の形成や協議にあたっては、これらの点を踏まえて案件の妥当性や実施手順を協議する必要がある。
	地方分権化	貧困削減を目的とするコミュニティ支援では、他ドナーによる地方政府との連携方法も参考にして、地方政府より下位の集落レベルでどのように協力関係を構築するかを検討すべきである。
	市場経済化	競争力の弱い小規模零細農家を市場経済化の流れに取り込む方策とそのための案件形成は、今後の重要な留意点である。
	財政赤字・債務	協力終了後の自立的発展性を確保する上でも財政的な能力は極めて重要である。
3. 日本側の事情に関する事項	援助方針	現地 ODA タスクフォースでは、高地平原と渓谷地では社会開発的な農村開発に重点を置いている。低地では、内国移住地でこのような側面もカバーしながら、基本的には競争力の強化による生産面の強化を目指すことを開発方針に置いている。
4. その他（上記に分類できない事項）	現地コンサルタントの発掘・確保	JICA 事務所が案件形成を行なう場合には、現地ローカルスタッフやコンサルタントの活用が極めて重要となる。

## 目 次

ボリビア地図	
本指針について.....	i
要約.....	v
目次.....	ix
略語表.....	xi
1. ボリビア国における農業・農村開発の特徴.....	B0L-1
1.1 地域区分と農業・農村開発政策の推移.....	B0L-2
1.1.1 地域区分.....	B0L-2
1.1.2 農業・農村開発政策の推移と課題.....	B0L-3
1.2 農業の役割と地域別農業特性.....	B0L-5
1.2.1 国家経済における農業の位置づけ.....	B0L-5
1.2.2 主要農産物の生産動向.....	B0L-5
1.2.3 地域別農業特性.....	B0L-6
1.3 農家の営農規模.....	B0L-7
1.3.1 高地平原と渓谷地の営農規模.....	B0L-7
1.3.2 低地に位置するサンタ・クルス県の農業.....	B0L-9
1.4 農村の現状と開発の課題.....	B0L-11
1.4.1 農村社会構造.....	B0L-11
1.4.2 農村生活の現状.....	B0L-13
2. 日本及び他ドナーの援助動向と方向性.....	B0L-17
2.1 PRSP への視点.....	B0L-18
2.2 日本の援助動向と今後の方向性.....	B0L-18
2.3 他ドナーの援助動向.....	B0L-20
3. 農業・農村開発の課題.....	B0L-23
3.1 課題設定の手順.....	B0L-24
3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の概要.....	B0L-24
3.3 農業・農村開発の問題点の整理とポテンシャルの検討.....	B0L-26
3.4 農業・農村開発における重要問題と開発目標.....	B0L-27
3.4.1 重要問題の把握と開発目標を検討する上での留意事項.....	B0L-27
3.4.2 重要問題と開発目標.....	B0L-27
3.5 農業・農村開発の課題.....	B0L-28
3.6 地域別優先開発課題の検討.....	B0L-30

4. 課題に対するプログラム案（事例）	B0L-33
4.1 小規模零細農家の生計維持支援プログラム	B0L-35
4.2 農業生産性向上・競争力強化支援プログラム	B0L-36
5. 案件形成上の留意点	B0L-37
5.1 案件の内容に関する留意点	B0L-38
5.2 相手国の事情に関する留意点	B0L-40
5.3 日本側の事情に関する留意点	B0L-41
5.4 その他の留意点	B0L-42
6. モニタリング・評価手続及び指標	B0L-43
6.1 モニタリング・評価の手続き	B0L-44
6.2 成果指標の設定及び適用	B0L-45
6.3 成果指標例	B0L-46
6.4 成果指標データの入手可能性の検討	B0L-47

## 略語表

BID	: Banco Interamericano de Desarrollo (IDB)	/	米州開発銀行
CETABOL	: Centro Tecnológico Agropecuario en Bolivia	/	ボリビア農業総合試験場
CIAT	: Centro de Investigación Agrícola Tropical	/	熱帯農業研究センター
COSUDE	: Agencia Suiza para el Desarrollo y la Cooperación (SDC)	/	スイス開発協力公社（庁）
DANIDA	: Danish international Development Agency	/	デンマーク国際開発庁
DFID	: Department for International Development	/	英国国際開発省
EU	: European Union	/	欧州連合
FTAA	: Free Trade Area of the Americas	/	米州自由貿易地域
FDTA	: Fundación para el Desarrollo Tecnológico Agropecuario y Forestal	/	熱帯湿潤地域農牧技術開発基金
GTZ	: Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	/	ドイツ技術協力公社
IDB	: Inter-American Development Bank	/	米州開発銀行
INE	: Instituto Nacional de Estadística	/	国家統計局（ボリビア）
INRA	: Instituto Nacional de Reforma Agraria	/	国家農地改革機構（ボリビア）
JBIC	: Japan Bank for International Cooperation	/	国際協力銀行
JETRO	: Japan External Trade Organisation	/	日本貿易振興機構
JICA	: Japan International Cooperation Agency	/	国際協力機構
MDSMA	: Ministerio de Desarrollo Sostenible y Medio Ambiente	/	持続開発環境省（ボリビア）
MERCOSUR	: Mercado Comun del Sur	/	南米南部共同市場（メルコスール）
NGO	: Non-Governmental Organisation	/	非政府組織
ODA	: Official Development Assistance	/	政府開発援助
PCM	: Project Cycle Management	/	プロジェクト・サイクル・マネジメント
PDM	: Project Design Matrix	/	プロジェクト・デザイン・マトリックス



ボリビア国 農業・農村開発指針

PRONAR	:	Programa Nacional de Riego	/	国家灌漑計画
PRSP	:	Poverty Reduction Strategy Paper	/	貧困削減戦略書
R/D	:	Record of Discussions	/	合意議事録
RGDP	:	Real Gross Domestic Product	/	実質国内総生産
SBPC	:	Sistema Boliviano de Productividad y Competitividad	/	国家生産性・競争力システム
SDC	:	Swiss Agency for Development and Cooperation (COSUDE)	/	スイス開発協力公社（庁）
SENASAG	:	Servicio Nacional de Sanidad Agropecuaria e Inocuidad Alimentaria	/	国家農牧衛生サービス
S/W	:	Scope of Work	/	スコープ・オブ・ワーク
TOR	:	Terms of Reference	/	業務指示書
USAID	:	United States Agency for International Development	/	米国国際開発庁（援助庁）
WTO	:	World Trade Organization	/	世界貿易機構

# 本 編

## 1. ボリビア国における農業・農村開発の特徴

<本章で行う作業の要点>

### 1.1 地域区分と農業・農村開発政策の推移

開発の現状や問題点は、地域によって大きく異なる。地域の実情に応じた案件を形成するために地域区分を行う。地域区分を行った上で、各地域の特性を基本指標に基づき把握する。地域特性の把握を通じて、地域に応じた農業・農村開発の必要性を認識する基礎資料とする。地域特性を把握する上で用いた基本的な指標は、国土面積比率、自然条件（標高、平均降雨量、気候特性）、社会特性（人口、貧困率：都市と農村別、貧困度合別）である。

過去から現在に至るまでのボリビアにおける農業・農村開発政策の変遷と特徴を各政権別に把握する。この作業を通じて、国内の農業・農村開発が抱える政策課題を時系列的に明確にする。また、現政権の政策からは、今後のボリビアがとるべき戦略とそのための課題を把握する。これら一連の作業は、JICAの協力がボリビアの上位計画と整合的であるかを検討する上での参考資料となる。

### 1.2 農業の役割と地域別農業特性

国家経済における農業・農村の役割について、GDPと農産物輸出におけるシェアの推移から検討する。また、主要農産物の作付状況や輸出入及び消費の動向が、お互いどのように変化しているかについて国と地域レベルで考察する。これにより国と各地域では、どのような農業政策や戦略が指向されているかについての判断材料とする。また、各地域の地域農業特性を明確にすることにより、地域別の農業開発問題を把握する上での資料とする。

### 1.3 農家の営農規模

農家の生計維持の実態を把握するために、貧困農家が多く分布する高地平原と渓谷地を事例に営農状況を検討する。また、大規模農業が展開される低地のサンタ・クルス県における農業発展の可能性を生産チェーンの面から把握する。

### 1.4 農村の現状と開発の課題

農村社会の問題点を保健衛生、飲料水、教育の各視点から検討する。この作業を通じて農村住民の生活実態を把握する。農村社会構造については事例的に、高地平原と渓谷地における住民組織のあり方から検討した。

また、低地においては、貧困農家が多く分布するサンタ・クルス県における内国移住地を中心に把握する。保健衛生については、幼児死亡率や妊産婦死亡率の指標から検討を行う。飲料水は、地域別の飲料水へのアクセス状況を踏まえて、また、教育については地域別成人非識字率の現状から把握する。

## 1.1 地域区分と農業・農村開発政策の推移

### 1.1.1 地域区分

ボリビアは、多様な自然条件から、I.高地平原、II. 溪谷地と、低地に位置する III.湿潤熱帯及び IV.半乾燥地の4地域に大別してその特性を理解するのが一般的である。このような地域区分は、標高400mから3,000m以上に及び起伏の激しい、複雑な地形条件に起因している。

複雑な地形条件は国内の交通網発達の大きな障害となっているほか、地域間の「分断」をもたらし、社会・経済的な格差の発生要因ともなっている。

地域間格差の最たる現象は貧困度の差異である。国内総人口の64%は貧困状態にあり、このうち40%は極貧状態にある。地域で貧困度が異なるほか、都市部と農村部では貧困率が51%と85%、極貧率は23%と70%と農村部の貧困が極めて深刻である。

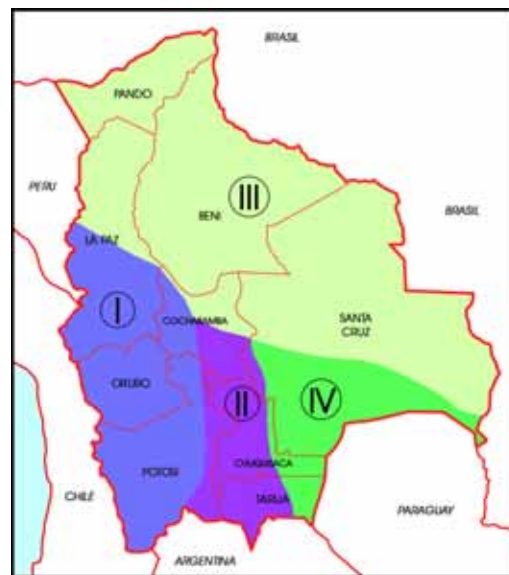


図 1-1 地域区分図

一方、各地域の農業・農村の発展条件は、ミニフンディオ（小規模零細農）とラティフンディオ（大土地所有農）に2極化した土地所有形態からも規定されている。土地所有形態は、農業生産部門の低生産性や長期的停滞、農村から都市部への労働流出などの問題とともに、著しい所得分配の集中や貧困問題の基本的な背景となっている。

農業・農村開発の検討に当たっては、高地平原と溪谷地及び低地に分布する湿潤熱帯、半乾燥地における各地域の農業・農村特性を踏まえて、地域（県）レベルだけでなく、地域に分布する農村（集落）が直面する問題と潜在的な開発課題の把握が重要となる。表 1-1 に各地域の特徴を示した。

表 1-1 地域区分と特徴

地域区分	国土面積 比率	標高 / 年平均降 雨量	気候区分 / 平均気温	県	人口 (1,000)	貧困率 (%)		極貧率 (%)	
						都市部	農村部	都市部	農村部
I. 高地平原	16%	標高 >3,000m 年降雨量 300-600mm	高山性 5-10	ラ・パス	2,350	55.2	85.4	30.0	69.3
				オルーロ	391	56.1	84.9	30.2	62.5
				ポトシ	709	57.1	92.1	29.0	83.4
II. 溪谷地	21%	標高 400-3,000m 年降雨量 400-600mm	温帯半乾燥 15-25	コチャバンバ	1,456	47.2	83.7	15.5	68.8
				チュキサカ	532	56.8	94.4	25.2	86.5
				タリハ	391	50.2	86.1	20.6	69.3
低地									
III. 湿潤熱帯	48%	標高 <400m 年降雨量 600-2,200mm	熱帯雨林 22-25	サンタ・クルス	2,029	46.5	70.0	17.3	49.3
				ベニ	363	48.7	74.9	16.8	52.6
				バンド	53	24.8	61.6	0.8	36.1
IV. 半乾燥地域	15%	標高 300-500m 年降雨量 300mm	サンタ・クルス県南部一帯、チュキサカとタリハ県の東部一帯を含む						
全国	100%	(国土面積 110 万 km <sup>2</sup> )		9 県	8,274	51.0	84.5	22.6	69.5

出所: JICA「ボリビア国別援助研究会報告書(2004)」の資料を中心に作成。

### 1.1.2 農業・農村開発政策の推移と課題

ボリビアにおける過去 20 年間の農業・農村開発政策は、「小規模零細農家の生活水準の改善を通じた貧困対策」と「生産性向上を通じた競争力の強化及び輸出促進」を共通した政策課題として捉えることができる。このような政策は次のような各地域の農業・農村特性がその背景にある。

高地平原と渓谷地では、土地所有面積が狭小で、市場競争力の弱い小規模零細農家層が農村部の基層を形成している。

サンタ・クルス県を中心とする低地は、国内における主要な農業地帯であるほか、輸出を目指した大規模農業も展開されており、国家経済の牽引役となっている。しかし、生産性の低さから国際競争力が弱い状況にある。

現在、ボリビアにおける総農家数の 80%は小規模零細農家であり、小規模零細農家層の支援は農業・農村の持続的な発展には不可欠である。また、農村部の約 70%が極貧状態にある現実からは、食料作物の生産力増大と生計の維持及び基礎生活環境の改善を通じた貧困問題への対応が社会安定上、重要課題となっている。また、最近では高地平原と渓谷地における先住民の貧困問題を起因として、地域農民や住民による幹線道路の封鎖や国際空港の閉鎖などの社会問題が引き起こされ、国家経済に多大な影響を及ぼしている。

一方、2003 年に策定された「国家農牧・農村開発戦略 (ENDAR)」では、関税障壁や非関税障壁に関する貿易政策を重視している。これは、ボリビア農業の「もう一つの顔」である低地に位置するサンタ・クルス県を中心に行われている大規模商業的な農業による国家経済への貢献に対する期待である。つまり、このような政策は、WTO 交渉や近い将来の FTAA 発足を見据えて、ボリビアがとるべき戦略とそのための新たな課題への対応に迫られた結果ともいえる。

#### BOX 1-1 農業・農村開発政策の変遷 - ボリビア・モデルからプラン・ボリビアへ -

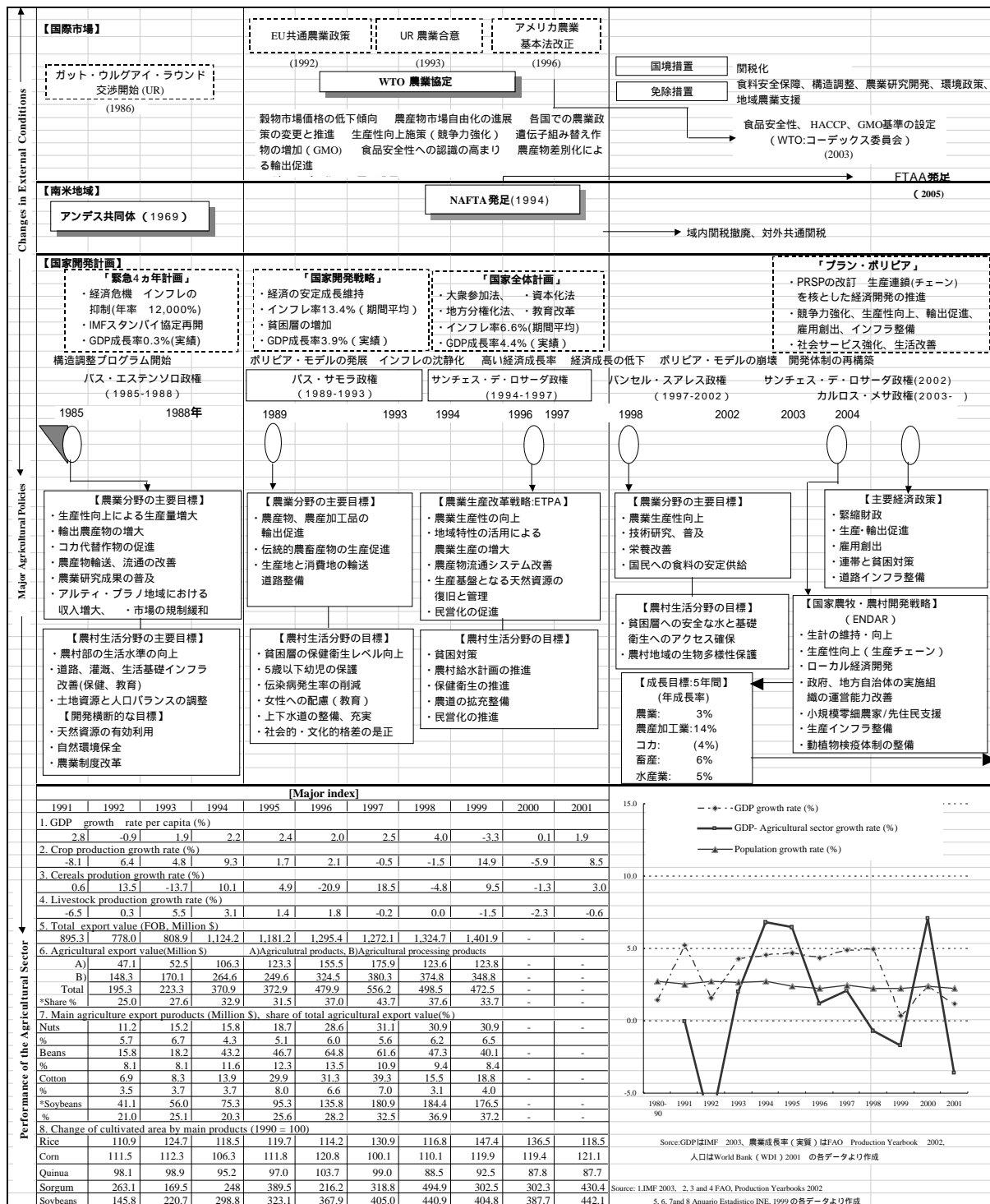
ボリビアにおける過去の農業・農村開発政策は、「ボリビア・モデル」から「プラン・ボリビア」へと推移した 2 つの大きな枠組みの中で理解できる。ボリビアでは、1985 年の「構造調整プログラム」の実施を契機に 1990 年代を通じて「ボリビア・モデル」と呼ばれる政治経済体制を維持し、政治の民主化と経済の自由化を進めてきた。同モデル下の 1994 年に発足した第 1 次サンチェス政権では、「農業開発戦略 - 貧困への挑戦 -」を公表し、行動計画として「農業生産改革戦略 (ETPA)」が策定されている。

この時期には、ボリビア・モデルの骨格となった「大衆参加法(1994 年)」と「地方分権法(1995 年)」が制定された。大衆参加法の施行によって、これまでラ・パス、コチャバンバ、サンタ・クルスの三大都市に 90%集中していた地方交付金は、農村部の自治体が 50%を受け取れるようになった。一方、地方分権化法の施行によって、中央政府の権限は県に委譲され、それまで農業・農村開発を掌握していた県開発公社は廃止され、地方自治体の権限が強化されることとなった。また、1997 年には、重債務貧困国(HIPC)イニシアティブ適用国を経て、2001 年には拡大 HIPC イニシアティブ適用国となった。このような状況から同年のバンセル政権下では、「貧困削減戦略(EBRP)」を策定し、国家政策として貧困削減への取り組みが強化されることとなった。

2002 年に発足した第 2 次サンチェス政権では、EBRP の基本理念を継承しながらも、「生産連鎖」の概念に基づいた経済開発の拡大を新たに視点に置いた「プラン・ボリビア」を公表した。プラン・ボリビアでは、短期の雇用創出事業として、「道路インフラ整備、灌漑整備、農村電化」、さらに中期政策として「農業生産性の向上と競争力強化」を開発課題に掲げている。貧困削減政策の一環としては、農村部を中心に「基礎教育」、「保健」、「水と衛生」の各分野で MDGs の達成に向けた取り組みの強化をあげている。



ボリビア国 農業・農村開発指針



注: \*Shareは農業部門の総輸出額に対する割合。 \* サイズ粒とサイズ製品を含む。

出所: 各種資料に基づき、調査団作成。

図 1-2 政策変遷図

## 1.2 農業の役割と地域別農業特性

### 1.2.1 国家経済における農業の位置づけ

ボリビア国の農業部門は2001年に13億ドルの産出額をあげた。これは同年の国内総生産(GDP)の16%に相当する。また、農畜産加工業を含めた同部門の輸出額は1996年以降、総輸出額の35%に相当する年間5億ドルの外貨収入をもたらしている。このうち農畜産加工業分野だけで総輸出額の31%を占め鉱業部門に代わって最大の輸出産業へと成長している(ENDAR、2003)。一方、国民の40%(360万人)は農村地域に在住し、大部分が農畜産業に所得、雇用、生活を依存し、農畜産加工業への原料供給も農業と農村がその役割を担っている。

しかし、農業部門の最近11年間(1992~2002年)の年平均成長率は1.5%であり、これは同時期の年平均人口増加率2.4%を下回っている。ボリビアの農業・農村の発展には、同部門の特質を踏まえた対策を実施しないと、今後とも農業発展が停滞してしまう可能性が大きい。農業発展が停滞すると、食料価格が上昇し、都市部での賃金水準も上げざる得なくなり、GDPの56%と24%(2001年)を占めるサービス業及び鉱工業の成長にも悪影響を与える恐れがある。

### 1.2.2 主要農産物の生産動向

農業部門は国家経済において重要な役割を果たしているが、主要農産物の作付状況(作付面積、生産)や輸出入及び消費の動向がお互いにどのように、それぞれ変化しているかを考察することは、食料需給の状況を知るだけでなく、国と地域でどのような農業政策や戦略が指向されているかを判断する材料となる。

ボリビアにおける主要農産物は、穀物(コメ、トウモロコシ、コムギ、キヌア)、野菜、果実、工芸作物(棉花、サトウキビ、ヒマワリ、ダイズ)、飼料作物、根菜(ジャガイモ、キャッサバ)、コーヒーである。これら農産物を中心とした総作付耕地面積は、1990年の約125万haから2001年には約200万haへと拡大している。

- 1) 穀物の総耕地面積に占めるシェアは、1990年前半まで45%以上を占めていたが、2001年には35%にまで低下している。
- 2) 1990年には22%程度であった工芸作物の総耕地面積のシェアは、1992年以降急速に増加し、2001年には44%に達し、最大の耕地面積を占めるようになった。このうちダイズの2001年の作付面積は、1990年に比べ4.4倍に拡大し、耕地面積拡大の牽引役となっている。
- 3) 図には示していないが、作付面積の減少が著しいのは、主に小規模零細農家が生産する綿花とジャガイモである。棉花の耕地面積におけるシェアは、1995年の3.0%を最高に2001年には0.1%まで低下した。同様にジャガイモは、1989年の10%から2001年には5.9%までシェア

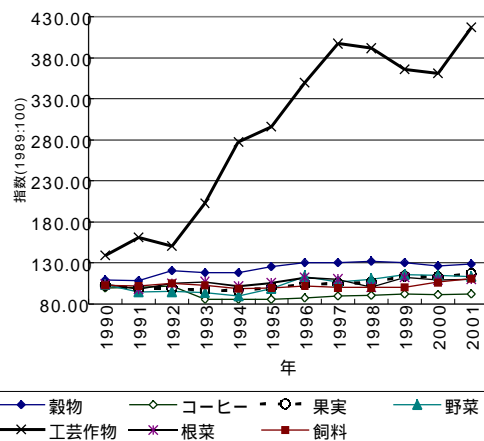
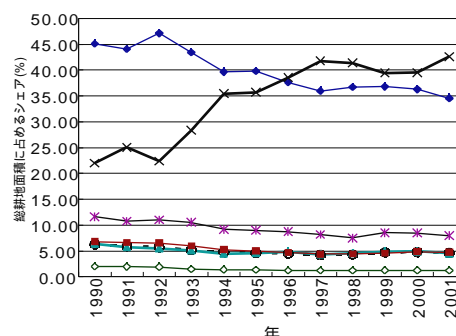


図 1-3 作目別の作付面積の動向(全国)

上図:面積の伸び率 1989/90=100

下図:総耕地面積に対するシェアの変化%



が低下した (ENDAR, 2003)

- 4) 一方、穀物とダイズの生産、輸出入及び消費（飼料用）の動向からは、ダイズの突出した伸びが分かる。ダイズの顕著な増産の背景には、トウモロコシとの組み合わせによる飼料用作物の消費拡大とそれを起点とした農畜産加工業の発展がある。農畜産加工分野の輸出総額に占めるシェアの高さは、その原料となるダイズとトウモロコシの増産によって支えられている。

2004年策定の「国家農牧・農村開発戦略 (ENDAR)」においては、農産加工業の年成長率が14%の高率に設定されている。この背景は、このような農産物間の生産、消費、輸出入の動向を相互に比較検討することによって理解される。

表 1-2 主要農産物の生産、輸出入、消費動向

	年	生産量	輸 出 量	輸 入 量	飼料用消費量
コメ	1980	66	0	0	0
	1990	93	0	0	0
	1995	120	0	0	0
	2004	200	0	15	0
コムギ	1980	60	0	261	10
	1990	70	0	273	15
	1995	120	3	327	15
	2004	110	5	350	15
トウモロコシ	1980	383	0	0	215
	1990	450	0	0	350
	1995	525	5	7	375
	2004	650	0	0	500
ダイズ (粒)	1980	40	0	1	41
	1990	392	106	0	280
	1995	900	360	0	540
	2004	1,950	420	195	1,500

出所: USDA, PS&D View, 2004.

1.2.3 地域別農業特性

高地平原、渓谷地及び低地に分布する湿潤熱帯、半乾燥地の農業特性は、以下のとおりである。

	農業特性
I. 高地平原	同地帯には全国の農家の60%が分布し、このうち45%は3ha以下の小規模農家である。1ha以下の零細農家層は22%に達する (Servicio Nacional de Reforma Agraria, 1979)。寒冷で乾燥した気象条件を利用して、主食である小麦、大麦、トウモロコシ及びジャガイモのほか、野菜、豆類及びキヌアまで栽培作物の種類は多い。早魃や霜害が恒常的に発生し、農業生産を不安定としている。傾斜地が多いこの地域では、土壌侵食が各地で発生しており、その要因としては植生の過剰伐採、過放牧や不適切な土壌管理が指摘されている。小規模農家は作物栽培と併行してアルパカ、リヤマ、羊及びヤギを益(役)畜(農耕作業、搾乳)と換金用に飼育している。全国のアルパカの95%、リヤマの64%、ヒツジの53%が同地帯に集中し、標高別に小規模に細分化された農地では過放牧に陥りやすく、表土流出などによる土壌劣化の要因ともなっている。
II. 渓谷地	全国の農家の20%が同地帯に分布し、このうちの半数は土地所有面積5~20haである。同地帯はアンデス山脈の東側中腹を中心に広がり、高地平原に比べると気候が温和であり、コムギ、オオムギ、トウモロコシから野菜及び温帯果実まで多様な農業生産が行われている。特に、温帯野菜の国内における主産地となっており、現金収入源の少ない小規模零細農家の貴重な換金作物でもある。南東部は熱帯性の気候を呈し、サトウキビ、熱帯果樹、コーヒー、カカオのほか合法的なコカ栽培も行われている。家畜は、全国のヒツジの30%、ヤギの50%が同地帯に分布する。小規模に細分化された農地では高地平原と同様に過放牧に陥りやすく、表土流失の要因の一つとなっている。
III. 湿潤熱帯	同地帯では、土地所有面積50~75ha規模の農家が全体の25%を占め、続いて、100~500ha規模の農家が15%を占めている。サンタ・クルス県を中心とする同地帯は、内国移住政策と東部開発政策によって発展し、現在では大型農業機械の活用によるダイズ、コメ、トウモロコシ、ヒマワリの一大産地を形成している。特にダイズ生産とその関連製品(ダイズ油、ダイズ粕)は近年著しい発展を遂げ、養鶏を中心とする畜産業の発展を促すとともに、輸出用農畜産物の生産基地となっている。一方で、内国移住地(チャパレ、アルト・ベニ、サン・フリアン、ヤパカニ等)と山間部(サラ、イチロ、サン・イシドロ等)には小規模農家が分布する。
IV. 半乾燥地	半乾燥地は、サンタ・クルス県の南部が大部分を占めており、大規模粗放的な肉牛の放牧飼育が主体である。全国の肉牛の90%がサンタ・クルス(30%)、ベニ(50%)、パンド(10%)の3県で生産されている。畑作物はキャッサバ、トウモロコシが中心であり大部分が自給用生産である。

## 1.3 農家の営農規模

## 1.3.1 高地平原と渓谷地の営農規模

## (1) 主要作物の収量変化

「ボリビア国別援助研究会報告書」(p.p.196-197)は、高地平原と渓谷地では土地所有面積の狭小さから、「農家数の78%は、自給農業の限界ラインにある」こと、「近年、零細化が一層進行する傾向にある」こと、また、「小規模零細農家の収入レベルは、高地平原と渓谷地に位置するポトシとチュキサカ両県の農村極貧層の一人あたり平均年収は400ボリビアノス(50ドル)程度」であり、「これら農家層が生産・消費活動にほとんど組み込まれていない」ことを指摘している。

生産性の向上は、農家収入の改善にとって重要な要素となる。また、収量は技術水準を示す指標の一つでもある。小規模零細農家の主要作物であるコムギ、オオムギ、ソルガム等の収量は、この10年間ほとんど変化が無く、低下している作物もある。低い収量水準は技術開発と普及支援の余地が残っていることを示しているともいえる。しかし、上述したような低い農家の収入レベルは、農家自身が収量向上のために高収量品種(種子)、化学肥料や灌漑整備の必要性を理解しても、その導入に経済的な余裕がないことを示している。このことは、明確な収益が確保される見込みがなければ、開発された技術の導入を躊躇することになることを示している。収量改善に必要な技術開発とその普及は、農家の経済状態と作物の収益性との両面から十分に検討される必要がある。

表 1-3 主要作物の収量変化

	単位ton/ha											
	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
コメ(籾)	2.2	1.7	1.8	1.8	2.0	2.6	2.0	2.1	1.4	1.9	1.9	1.9
オオムギ	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.4	0.6	0.7	0.7
トウモロコシ	1.8	1.5	1.7	1.8	1.9	2.1	1.6	2.1	2.1	2.2	2.1	2.3
キヌア	0.6	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
ソルガム	3.2	2.7	3.2	2.0	2.9	2.9	2.4	2.6	2.1	2.2	2.4	2.7
コムギ	0.9	0.8	1.0	0.7	0.9	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	1.0
ソラマメ	2.0	1.4	1.4	1.3	1.3	1.5	1.6	1.4	1.7	1.9	2.0	1.9
タマネギ	7.3	7.1	7.2	7.4	7.4	7.3	7.4	7.5	7.4	7.5	7.5	7.5
トマト	10.5	10.6	10.1	10.5	9.6	10.9	12.1	12.3	12.4	16.2	16.1	17.3
棉花	0.5	0.2	0.7	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.2	0.4
サトウキビ	52.3	40.8	38.3	42.6	42.9	45.2	45.2	44.2	45.5	46.1	42.9	44.7
ヒマワリ	1.1	1.3	1.2	1.2	1.2	0.9	0.8	0.9	0.8	1.1	1.0	1.0
ラッカセイ	1.3	1.2	1.2	1.0	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
ダイズ	2.0	1.5	2.3	2.2	2.0	1.8	1.9	1.8	1.2	2.1	1.5	1.8
ジャガイモ	6.8	5.6	5.9	4.7	5.1	5.4	6.0	3.6	6.5	6.9	7.0	7.2
キャッサバ	11.0	9.6	9.6	8.8	9.1	9.0	9.7	9.8	10.8	12.4	12.3	12.4

出所:Unidad de Estadísticas Agropecuarios y Rurales, VMAGP-MACIA, 2003のデータより作成。

このような状況の中で、トマトは確実に収量を向上させている。トマトは高地平原や渓谷地においても生産が伝統的に行われ、加工用途が広く、市場性を備えた作物である。このような作物特性は、収量改善のインセンティブを考慮する上で重要な視点となる。同様にソラマメも「高地平原における市場ニーズの高い作物」(JICA 専門家報告書、2004)として、その生産性の向上が期待されている。

(2) 小規模零細農家の営農と農牧業収入の事例

小規模零細農家の営農状況と農牧業収入の事例は、次の調査報告書から抜粋し要約して示す。

緑資源機構「農地・土壌侵食防止対策実証調査」ボリビア国(第5年次)、平成16年  
国際協力事業団「サンターナ地区農業農村開発計画調査」、1991年

BOX 1-2 農牧業収入の事例

チュキサカ県：トモロコ、シリチャカ、カイナカス集落

ボリビア国チュキサカ県北部のスクレ市周辺に分布する、トモロコ、シリチャカ、カイナカスの3集落は、標高3,000mの山岳渓谷地に位置し、年間降雨量は400から800mmである。劣悪な自然条件に加えて、過放牧、不適切な農耕、薪炭用樹木の伐採などにより、土壌侵食が進行する国内でも最貧困の農村地域である。

市場までのアクセスの良否は農家経済と集落経済に多大な影響を与えている。地域の中心的市场であるスクレ市から遠いカイナカス、トモロコと最も近いシリチャカの各集落の農家経済は異なった様相を呈している。下記の農牧業収入は、3集落の3つの階層(土地所有面積で大、中、小に区分)の農家計18戸の年間平均収入を表したものである。

- a) 市場アクセスの良いシリチャカ集落  
市場へのアクセスが良いシリチャカ集落の場合は、生産物の庭先価格が高く、農畜産物の販売は年間収入の19%を占める。しかし、他の2集落は3~5%と少ない。またシリチャカ集落は農産物の30%、畜産物の71%を販売しているのに対して、他の集落は7~15%、3~8%にすぎない。
- b) 収入額  
生産物の販売が多いシリチャカ集落の場合でも農牧業収入は年間120ドル程度であり、決して多いとはいえない状況にある。

農牧業収入の少なさは、市場へのアクセスの良さと相まって、都市部への出稼ぎを増加させる要因の一つとなっている。出稼ぎは農外収入を確保する上での重要な収入源である。しかし、成人男性の出稼ぎは、農地の土壌管理を疎かとする要因となり、地力低下による収量の低下をもたらしていることが指摘されている。収量の低下は、生産量の減少とそれにとまなう販売用作物の減少をもたらし、農牧業収入の低下をもたらしている。

3集落の農牧業収入

Unit: Bs (1Bs約15.6円)

集 落	家 族 数(人)	農 牧 業 収 入							労 働 収 入	そ の 他	合 計	一 人 毎 り 収 入
		農 産 物		畜 産 物		計						
		自 給	販 売	自 給	販 売	自 給	販 売	計				
トモロコ	6	1,860	150	567	47	2,427	196	2,622	887	250	4,198	627
	(%)	93	7	92	8	58	5	69	24	7	100	
シリチャカ	5.2	955	385	170	425	1,125	810	1,935	1,657	205	4,295	734
	(%)	71	29	29	71	26	19	51	44	5	100	
カイナカス	5.3	1,358	237	409	13	1,767	83	2,017	368	319	2,704	508
	(%)	85	15	97	3	65	3	74	14	12	100	

注：(%)は自給と販売の割合。

出所：緑資源機構「農地・土壌侵食防止対策実証調査報告書」、ボリビア国(第5年次)、p.192、平成16年、  
実証調査による農家経済調査結果(2001.8~2002.7の1年間の農家家計調査)



BOX 1-3 小規模零細農家の「営農の事例」

タリハ県：サンターナ農村

渓谷地であるタリハ県に位置するサンターナ農村地域は、年間降雨量が 600～700mm（雨期の 10 月から 4 月に 90%が集中）の半乾燥地である。農家の 90%以上は平均所有面積 7ha 前後の小規模農家層である。農村内にはブドウを原料とするアルコール加工企業と牛乳加工場が存在する。小規模零細農家の営農は以下のように要約される。

- a) 農業収入だけで生計を維持している小規模農家は、換金性の高い野菜と果樹を基幹作物とする農家である。営農類型にブドウを取り入れている 2 つの小規模農家（営農類型 6, 7）は、村内にあるアルコール加工工場へ原料を出荷し、同工場が市場としての機能を果たしている。また、灌漑設備を用いて野菜の通年作を確立し、県内向けに出荷が行われている。
- b) 他の小規模農家はトウモロコシ、小麦、根菜、豆類を基幹作物に置いているが、生産量に対する自家消費の割合が大きく農家の所得形成力には成り得ていない。耕地面積に対する作付比率は 50%であり、雨期だけの作付率改善では農外収入に匹敵する農業収入を得ることは困難である。
- c) 小規模農家の多くは、農外収入と出稼ぎに農家収入を依存する割合が高い。農外収入の多くは域内における道路整備、季節農場労働、加工工場での労働収入である。
- d) 同地区では、一戸当たりの農地の細分化が進み農家経営の零細性を助長する要因となっている。乾期における耕地利用率の改善は、自給用食料の確保と市場向け農作物の生産増大を図る上で不可欠である。
- e) ブドウに代表される果実は加工工場のほか生食用としての市場も有しており、換金性の高い作物である。しかし、灌漑施設の整備、栽培技術、さらには安定的な収穫まで 3 年を要するなど初期投資が大きく、自己資金の少ない農家による導入を困難としている。

営農類型別の経営状況

営農類型	土地所有 面積 (ha)	耕地面 積比 (%)	作付面 積比 (%)	農家収入比率 (%)			農業部門収入比率		家畜飼育 (頭数)
				農業	農外	出稼	第 1 位	第 2 位	
1. 穀物+根菜+豆類	8.0	60	60	40	10	50	ジャガイモ	小麦	牛(1)、ヤギ
2. 穀物+根菜+豆類	6.0	55	50	-	50	50	小麦	ジャガイモ	ヤギ、羊
3. 野菜+根菜+豆類	5.0	50	45	30	10	60	ジャガイモ	豆	牛(2)、ヤギ
4. 根菜+豆類	4.0	40	40	30	-	70	ジャガイモ	豆	牛(1)
5. 根菜	2.0	50	50	20	80	-	ジャガイモ	-	ヤギ
6. 果樹+野菜	9.0	60	70	90	10	-	ブドウ	トマト	牛(2)、ヤギ
7. 果樹+野菜+根菜	8.0	50	65	100	-	-	ブドウ	ジャガイモ	牛(2)
8. 畜産	12.0	50	90	100	-	-	牛乳	-	乳牛(20)
9. 果樹+農産加工	300.0	20	100	100	-	-	アルコール加工、生食用ブドウ		-
10. 果樹+農産加工	370.0	20	110	100	-	-	アルコール加工、生食用ブドウ		牛(12)

出所：JICA「サンターナ地区農業農村開発計画調査」、1991。

1.3.2 低地に位置するサンタ・クルス県の農業

低地に位置するサンタ・クルス県の耕作面積は、全国の 60%以上を占め、2 位のラ・パス県の約 8 倍になっている。作物別では、工芸作物の割合が一段と高く、ダイズ、コメ、ヒマワリを中心とした作物は全国生産の約 90%を占めている。また、サンタ・クルス県には、オキナワとサンフアンの両移住地があり、約 474 戸が一戸当たり平均 377ha の土地所有面積で、ダイズ、コメ、畜産（養鶏、肉牛等）等の複合経営と大規模な機械化農業を展開している。また、両移住地には、

「CAICO」と「CAISY」といった農業総合協同組合が設立されており、生産財の共同購入、生産物の販売、信用事業、栽培試験研究及び指導まで実施しており、ボリビアにおけるモデル農業協同組合として存在している。これら移住地の農業においては、JICAによる直営の農業試験場（ボリビア農業総合試験場：CETABOL）が移住地発足当初から導入作物の試験栽培や営農指導を実施してきた。この試験研究・普及体制は、移住地における農業発展に大きな役割を果たした。現在、日系農家は移住地周辺の小規模農家への農業技術普及・移転の面でその活動が注目されている。

「国家農牧・農村開発戦略（ENDAR）」では、「生産連鎖（チェーン）」の概念を用いて「生産性向上」を経済開発戦略の基本としている。生産チェーンの要件は明確に規定されていないが、「JICA ボリビア国別援助研究会報告書」（p17）では、次のように説明（要約）されている。

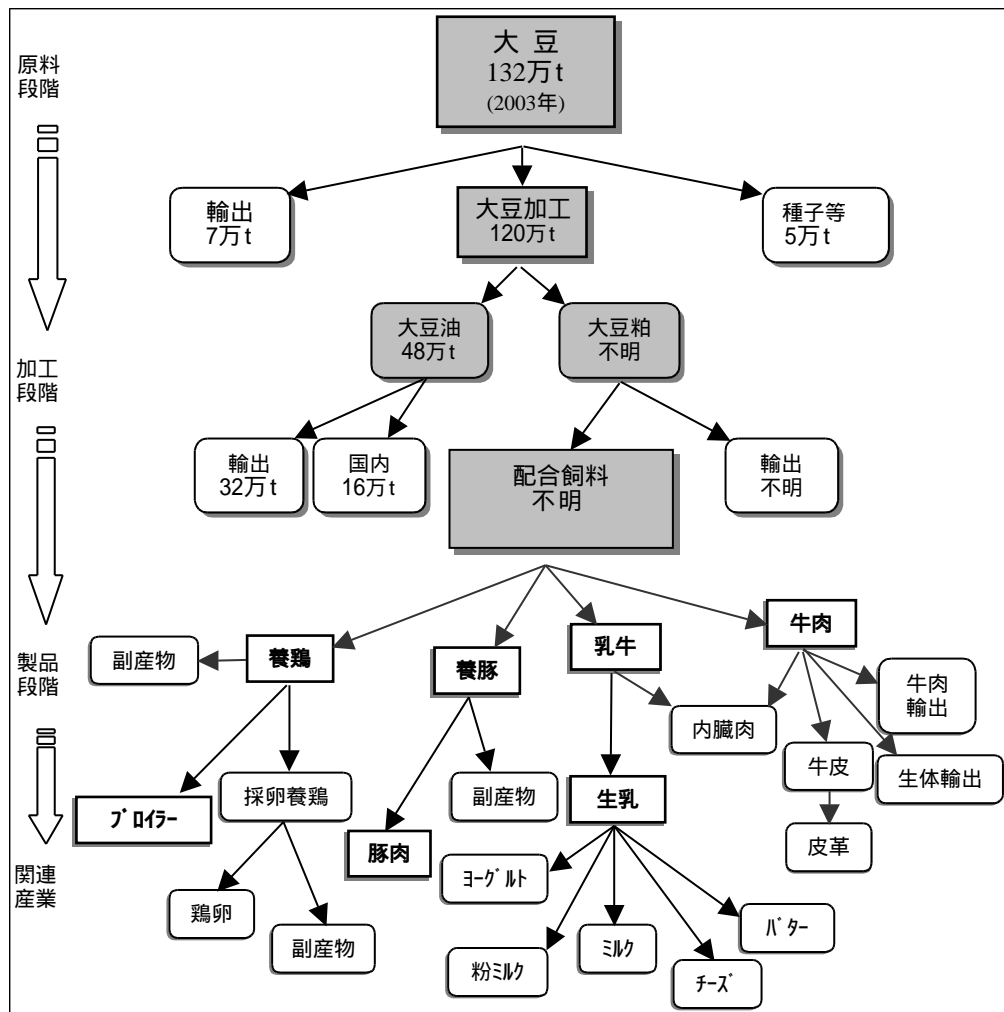
生産における投入産出関係を複数（例えばブドウの生産とワイン生産）つないだもの。経済開発構想としては、そのような生産連鎖を適切に形成することで加工分野の競争力を強めて、合計として付加価値を高めることが企図されている。  
もう一つの考え方は、「国の競争優位」の決定要因として打ち出したクラスターモデルに依拠する。クラスターを構成する関連企業／産業間を縦と横につなぐ網状の連鎖がシナジー効果を生み出し、それが全体として競争力を高めるとの理解である。

このような生産チェーンの考え方に基づいて、サンタ・クルスの基幹作物であるダイズの生産チェーンは、次ページの図 1-4 のような生産、加工及び製品販売までの一連のフローが想定される。このようなイメージを生産チェーンあるいはクラスターに対する概念として捉えておく必要がある。

ダイズ生産によって、搾油工業が発展し、副産物であるダイズ粕の生産が増大し、飼料産業を経由して畜産業に投入される。また、ダイズ油は食品工業、非食品工業用の原料や最終製品へと向けられる。こうした農業関連産業の発展は、肥料、農薬、運輸、商業など広範な産業が取引過程に関与し、裾野産業の発展を促すなど高い相乗効果（雇用機会の増大、付加価値の発生）をもたらし、巨大なアグリビジネスを創出することとなる。

しかし、サンタ・クルス県を中心に生産・加工されるボリビアのダイズ製品は、付加価値の低い一次加工段階の大豆ペーストとしての輸出が大部分を占め、付加価値の高い二次加工、三次加工（製品）の生産は少なく、産業形成力としてのインパクトは低い。この理由としては、ダイズの加工度を高めるほど輸出競争が低下することが推測される。競争力と農家収益性の改善には、生産性（特に収量の改善）と内陸部にあるボリビアの高い流通コストの対策が不可欠である。

「低地」地域を代表するサンタ・クルス県は、輸出用農畜産物及びその加工品の拠点として経済発展の側面が重視され、国家経済への貢献が期待されている。上述した農業生産性の向上を主体とした開発課題は地域農業の発展に不可欠な課題となっている。



注:図はANAPO(National Association of Soya Beans Producers)での聞き取りと生産データを基に作成。

図 1-4 ダイズの生産チェーンとその発展フロー

## 1.4 農村の現状と開発の課題

### 1.4.1 農村社会構造

#### (1) 農村の多様な住民組織

ボリビアの農村部には様々な組織が存在することが、農村社会の1つの特徴である。世銀<sup>1</sup>の調査によると、農村における住民組織は67種類、認識された。特に高地平原の場合、貧困世帯がより積極的に住民組織の意思決定に参加していることが特徴といえる<sup>2</sup>。

農村部で見られる住民組織としては、アグリアン・シンディケート<sup>3</sup>、伝統的な組織(高地平原のアイユなど)、生産者グループ、保健・教育グループ、社会サービスグループ、宗教グループ

<sup>1</sup> Christiaan Grootaert and Deepa Narayan, Local Institutions, Poverty and Household Welfare in Bolivia, The World Bank, July 2001.

<sup>2</sup> 地域によっては貧困層が例えばアグリアン・シンディケートのメンバーから排除されているところもある。そのような地域では、その他のグループが活発に活動する傾向が見られる。

<sup>3</sup>1953年の土地再配分改革時に政府により結成されたもの。コミュニティーの中心的な組織として成長。コミュニティーの土地、森林、水などの資源管理を行ない、紛争解決に従事すると受け止められている。世帯主(男性が多い)がメンバーとなっている。

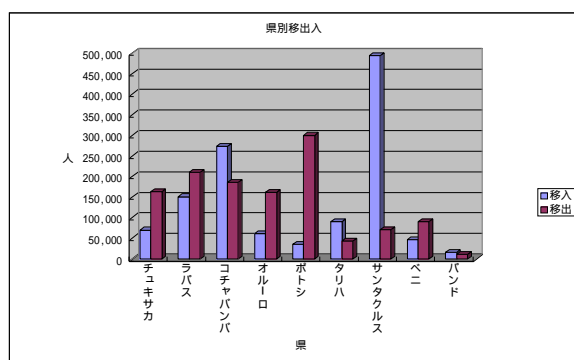
プ、複数のコミュニティーにまたがるグループ、NGO グループなどがある。これらの組織は地域により異なる組織形成の歴史を持ち、コミュニティーも住民組織内部も多様である<sup>4</sup>。

住民は組織に属することで、水、教育、保健、灌漑、電気供給、農業技術、土地や森林の権利、信用や貯蓄へのアクセス面で便益を受けることが可能となる。また、参加の目的も活動によって「コミュニティーのために参加」である場合と、「家族のために参加」である場合がある。

(2) 内国移住

ボリビアでは特に高地平原、渓谷地など、増え続ける人口増加にあわせた耕地面積拡大が困難な地域から、低地への移住が頻繁に行われていることも大きな特徴である。

下記に示した図 1-5 は、国民全体の内国移住（移出入）の傾向を県別に示しており、図 1-5 は先住民の内国移住の傾向を示している。



出所：INE, Bolivia: Características Sociodemográficas de la Población Indígena, 2003, p.p.91に基づき作成。

図 1-5 内国移住（全般）(2001)

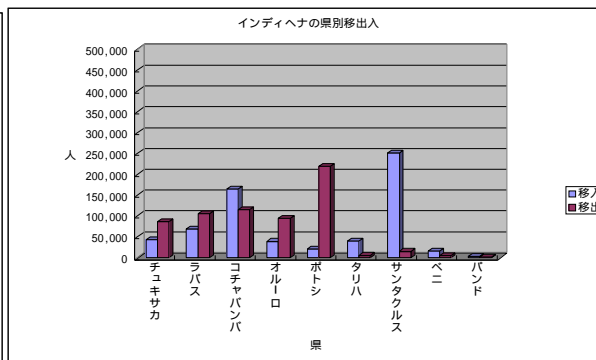


図 1-6 内国移住（先住民）(2001)

移出の多い地域はポトシ県、オルーロ県、チュキサカ県など、高地平原、渓谷地の貧困度の高い地域である。ポトシ県は銀や鉛といった地下資源を有したため、その収奪による環境汚染という負の遺産の持つ地域である<sup>5</sup>。チュキサカ県は土壌が肥沃であったため、植民地、共和国時代を通じて収奪対象となった大土地所有制の遺制が強く残る県である。そこでは貧富の差も大きく、農村の貧困度は高い。移入が多い地域は、低地に位置するサンタ・クルス県である。

移出入ともに多いのはラ・パス県、コチャバンバ県など経済活動が活発な地域である。特に高地平原の自然条件の厳しい地域では、細分化された耕作地を離れ低地に移ったり、生活環境の改善を求めて都市へと流出したりする若者が多く、農村部には高齢者が残されている。

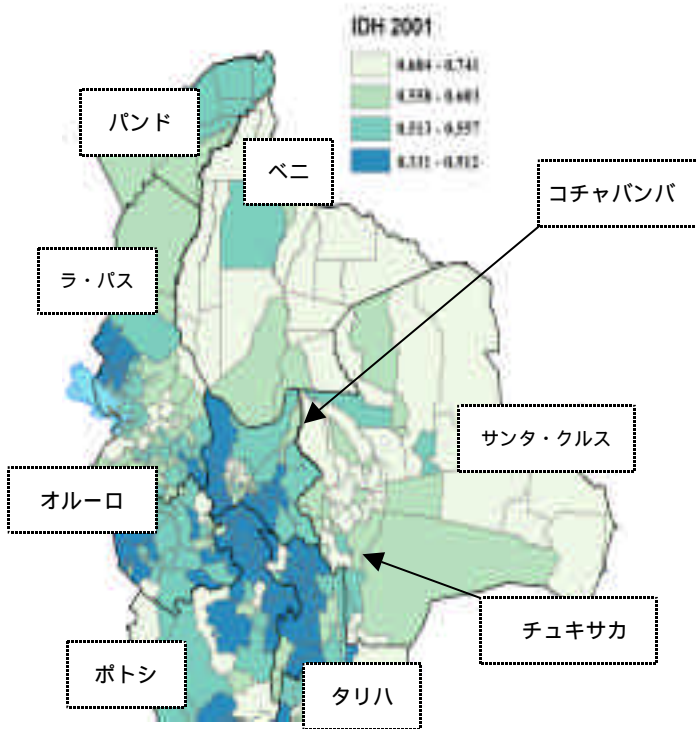
これらの地域は図 1-7 の人間開発指数が全般的には高い地域である。表 1-5 は、県間の移出入を移出元、移出先を農村、都市でわけて見たものである。概ね、都市、農村からともに都市に移出する傾向があるが、パンド県だけは都市及び農村部から農村部への移動も他県に比べると高い（都市から農村は 24.3%、農村から農村は 29.8%）。これは同県がゴム産業の衰えとともに熱帯奥地に残された農村県であるためと考えられる。

<sup>4</sup> 現地調査でヒアリングを行なったクラワラデカランガス市の場合、アグラリアン・シンディケートへの参加が多数を占めるコミュニティーもあれば、伝統的な組織（アイユ）が影響力を持つところもあった。また、アグラリアン・シンディケートがアイユに変わった地域もあった（2004年8月13日）。

<sup>5</sup> 以下、3県の記述は「ボリビア国別援助研究会報告書」、p.p.40～41に基づく。

表 1-4 県間の移出入：移出元 移出先の分析 (%)

移出先	移出元	
	都市部	農村部
チュキサカ		
都市部	52.04	30.11
農村部	5.02	12.82
ラ・パス		
都市部	70.53	18.6
農村部	2.29	8.57
コチャバンバ		
都市部	63.38	24.02
農村部	2.97	9.63
オルーロ		
都市部	48.77	38.52
農村部	2.87	9.83
ポトシ		
都市部	50.34	19.38
農村部	8.37	21.91
タリハ		
都市部	49.57	34.31
農村部	1.71	14.41
サンタ・クルス		
都市部	57.48	24.16
農村部	3.2	15.16
ベニ		
都市部	54.79	21.18
農村部	7.52	16.5
バンド		
都市部	36.73	9.05
農村部	24.36	29.86



出典：UDAPE

図 1-7 人間開発指数

出所：INE, Bolivia: Características Sociodemográficas de la Población Indígena, 2003, p.p.91～92に基づき作成。

### 1.4.2 農村生活の現状

#### (1) 農村部における保健の現状

ボリビアでは、近年の予防接種や健康保健制度の普及により、保健指標が全体的に改善傾向にあるが、都市部と農村部の格差は未だ大きい。乳幼児死亡率をみると、1992年から2000年にかけて改善しているものの、都市部と農村部の間には大きな開きがある。2000年値で、都市部が55/千人であったのに対し、農村部は86/千人であった。

妊産婦死亡率(2001年値)をみても、都市部274/10万人に対して、農村部524/10万人とその格差は大きい<sup>6</sup>。乳幼児の栄養状態に関しては、ボリビア全体で、低体重率が10%、発育障害は26%(1995-2002)と深刻で、こうした乳幼児の多くが鉄欠乏症及びビタミンA欠乏症である。農村部においては、状況はさらに深刻であることが窺える。

ボリビア政府は、現在、健康保健システムの拡張を推進しており、これにより、妊産婦、産後6ヶ月までの母親、5歳以下の乳幼児は、全ての保健サービスを受けることができるようになる。健康保険システムが今後さらに拡張することにより、母子の健康状態が改善することが望まれている。

<sup>6</sup> 国際協力機構「国別援助研究会報告書：人間の安全保障と生産力向上をめざして」、2004年、p161。



表 1-5 地域別幼児死亡率の推移 (人/1,000人)

地域区分	県	1992年		2000年	
		都市部	農村部	都市部	農村部
高地平原	ラ・パス	63	81	60	73
	オールロ	103	123	70	97
	ポトシ	98	129	77	111
渓谷地	コチャバンバ	56	94	55	92
	チュキサカ	52	100	50	86
	タリハ	46	78	44	67
低地 (湿潤熱帯)	サンタ・クルス	46	78	44	74
	ベニ	77	109	56	67
	バンド	60	88	51	76

注：サンタ・クルス県南部一帯、チュキサカ及びタリハ県の東部一帯は、低地の半乾燥地に属する。

出所：INE, Bolivia: Niveles, Tendencias y Diferenciales de la Mortalidad Infantil, 2003.

### (2) 農村部における水へのアクセス状況

水に関する衛生状況は、都市部と農村部で大きな格差がある。特に、農村部では都市部と比べ飲料水の安全性への意識が低く、家畜に汚染された溜池の水がそのまま飲料水として利用されることも珍しくない<sup>7</sup>。こうした状況は、水起因性疾患の原因となるため、農村住民の健康状態にも大きく影響する。INEが取りまとめた統計によると、都市における47%の世帯が、水へのアクセスが「良い」のに対して、農村部ではわずか7%にとどまっている。逆に、農村部における58%の世帯の水へのアクセスが「悪い」という結果になっている。地域別ではベニ県、バンド県、ポトシ県、チュキサカ県の水へのアクセス状況が悪い。

表 1-6 地域別の水へのアクセス状況 (2001年) (%)

地域区分	県	世帯数	良い	普通	悪い
高地平原	ラ・パス	630,072	33.1	40.9	26.0
	オールロ	104,123	25.4	40.7	33.9
	ポトシ	180,323	18.3	42.5	39.1
渓谷地	コチャバンバ	352,411	29.8	43.3	26.9
	チュキサカ	118,918	29.3	31.8	38.8
	タリハ	87,157	42.0	39.4	18.6
低地 (湿潤熱帯)	サンタ・クルス	428,653	37.6	46.6	15.8
	ベニ	65,481	17.1	27.2	55.7
	バンド	10,527	12.2	31.7	56.0

注：サンタ・クルス県南部一帯、チュキサカ及びタリハ県の東部一帯は、低地(半乾燥地)に属する。

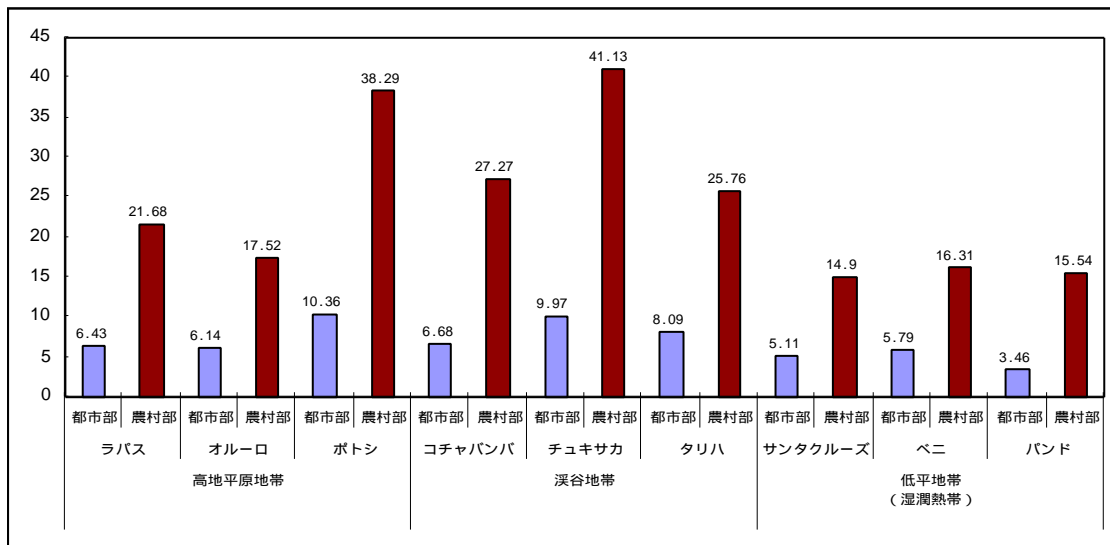
出所：INE, Bolivia: Carencias, Deficit Habitacional y Acceso a Servicios Basicos, 2003より作成。

### (3) 農村部における教育の現状

ボリビアでは、1994年の「教育改革」及びPRSP(EBRP)の導入により、初等教育を中心とした教育改革を大きく前進させてきた。純就学率(NER)は、1992年の72%から2001年には80%へ

<sup>7</sup> JICAボリビア事務所「ボリビア共和国の基礎衛生分野におけるわが国の取組方針」、p2。

と向上し、15 歳以上の成人非識字率も、20%から 13%へと改善した<sup>8</sup>。現在も、教育改革における基本的な考えである「多様な先住民族文化の尊重・共存」を目指して、地域に根ざした教育とそれを推進するための教育の地方分権化が推進されている。



注：サンタ・クルス県南部一帯、チュキサカ及びタリハ県の東部一帯は、低地（半乾燥地）に属する。

出所：INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre, 1992-2001より作成。

図 1-8 地域別の成人非識字率 (%)

このように教育の「量」に関しては大きく改善してきたが、「質」に関しては未だ大きな問題を抱えている。就学児童の留年率は 2001 年値で 22%と未だ改善の余地が大きい。

特に、農村部における留年率は、都市との格差が大きく、2001 年には都市部で 19%であったのに対し農村部では 27%であった。原因として、教育インフラが不足していること、教員の量と質が不足していること、子供に学校教育を受けさせることに積極的でない両親が多いことがあげられる<sup>9</sup>。一方で、成人の識字における都市部と農村部の教育格差も深刻である。2001 年の成人非識字率は、都市部で 6%であったのに対し農村部では 26%と高い。農村部の成人非識字率における男女格差も大きく、男性が 14%であったのに対し女性は 38%であった<sup>10</sup>。

<sup>8</sup> INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre 1992-2001, p4.

<sup>9</sup> JICA ボリビア事務所「教育の質向上」(ODA 現地タスクフォース用資料)、2004、5 頁。

<sup>10</sup> INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre 1992-2001, p4.

## 2. 日本及び他ドナーの援助動向と方向性

### <本章で行う作業の要点>

#### 2.1 PRSP への視点

ボリビアにおける PRSP は、歴代政権が打ち出した様々なイニシアティブを土台に策定されている。また、政府や、主要ドナー及び国民の参加によって開発上の課題が PRSP に取りまとめられる形となっている。このような意味から PRSP の理解は、ボリビアの開発の方向性を示しており、今後の日本政府の援助方針を検討する上での重要な視点といえる。

#### 2.2 日本の援助動向と今後の方向性

現地 ODA タスクフォースは、2004 年 7 月に「対ボリビア経済協力援助政策協議」において「人間の安全保障」、「生産性向上支援」、「制度・ガバナンス支援」を重点分野として、ボリビア側と合意している。ここでは、このような日本側の支援方針と先述した PRSP との開発目標や開発課題を比較した。これにより PRSP との整合性を検討する。

#### 2.3 他ドナーの援助動向

ボリビアにおける他の主要ドナーの援助動向及び今後の方向性を把握するために、援助機関別にその動向を概観する。また、重点支援分野・戦略、農業・農村開発における重点分野、重点支援地域を整理する。さらに、援助協調についても検討を行った。

## 2.1 PRSP への視点

ボリビアでは 2001 年に PRSP (EBRP) が策定された。PRSP の意義は、ボリビアの歴代政権が打ち出した様々なイニシアティブを土台としている点にある。また、その特徴は、政府、主要ドナー、国民を含めて協議した結果認識された開発上の課題が体系的に取りまとめられている点にある。その最終版が国家開発計画と 2000 年 8 月の国民対話 (2000) をベースとして作成されている経緯から PRSP は国家開発計画にとって代わるものと説明されている (JICA「ボリヴィア国国別事業評価報告書」、2001 年)。

現在、PRSP は改訂の途にある。改訂の背景には、長期にわたる経済低迷や社会不安の増加のほかに、貧困削減対策の進捗の遅れがある。貧困削減対策の遅れの原因としては、市町村の行政能力の低さによる予算執行の遅れ、貧しい市町村ほど中央政府からの補助が多いといった逆インセンティブ (成果主義の否定) の発生、市町村単位を超えて「規模の経済」を追及する施策の実行の困難性があげられている。改訂される PRSP は、貧困対策と同時に経済対策を重視した、今後のボリビアの開発方向性を示したものとなる。このような意味から PRSP に対する理解は、日本の援助方針を検討する上で不可欠といえる。

## 2.2 日本の援助動向と今後の方向性

ボリビアは日本政府が支援する中南米 29 カ国の中でも常に上位に位置づけられている (3 位ないしは 4 位)。特に無償資金協力では、累計で第 1 位となっており、日本の重点支援国である。JICA はこれまでボリビアに対して農業・農村開発の支援から保健医療分野及び人材育成など多彩な支援を実施しているが、このうち支援総額の約 1/3 が農林水産分野に投入されている (表 2-1)。

これまで JICA が実施した技術協力の全分野の評価は、2000 年に「ボリヴィア国国別事業評価調査」が実施され、翌年、報告書が提出されている。同報告書では、「ボリヴィアのこれまでの重点開発セクターと JICA の支援適合性は高い」ことを指摘している。その一方で、農業・農村開発協力分野の総括として、「プロジェクトの目標達成度はやや低い」と、「マクロ的な指標に顕著なインパクトを与えるに至っていない (マスの養殖事業は効果あり)」ことが挙げられている。さらに、「貧困農民を対象としたアプローチの不足」、「技術普及の不足とターゲットグループの特定不足」、「灌漑農業に関する水利技術へのアプローチ不足」が今後の課題として指摘されている。

表 2-1 1995-1999 までの JICA 技術協力分野 (金額比率 %)

年	農林水産	保健医療	公共・公益事業	人的資源	鉱工業・ 工務	計画・行政	その他	総計 (1,000 円)
1995	14.3	18.4	41.4	10.2	5.2	2.5	7.9	2,985,169
1996	35.8	19.3	5.4	14.4	4.8	7.9	12.3	2,312,504
1997	32.9	25.6	6.2	11.3	8.3	4.0	11.7	2,442,813
1998	34.0	21.3	15.6	8.5	5.9	4.1	10.5	2,675,344
1999	32.7	22.6	9.1	9.5	12.7	4.0	9.4	2,342,292
平均比	29.3	21.3	16.8	10.7	7.2	4.4	10.3	12,758,122

出所：JICA「ボリビア国別援助研究会報告書」、2004。

2003 年 10 月に発足したカルロス・メサ政権の経済政策では、財政赤字の削減、経済再生、輸出促進、雇用創出、国民連帯に向けた包括的な取り組みの方向性が提示された。このような状況を踏まえて、2004 年 7 月に日本の援助関係者・機関を中心に構成される「現地 ODA タスクフォ

ース」は、「対ボリビア経済協力政策協議」において「人間の安全保障」、「生産向上支援」、「制度・ガバナンス支援」を重点分野として、日本の協力を実施することでボリビア側と合意した。改定が進められている PRSP と今後の JICA の援助方針は表 2-2 のように要約される。

表 2-2 PPRSP と日本の援助の方向性

	開発目標/方向性	主要な開発課題	プログラム
<p>【改訂 PRSP】</p> <p>2001年策定のPRSPは貧困削減を中心とする 42 の重点課題から構成。現在改定中の PRSP は、Pro-poor growth を目指して、3 つの目標から重点課題の絞込みを行っている。</p>	<p>目標 1：制度改革</p> <p>目標 2：生産性向上</p> <p>目標 3：社会政策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革、成果主義</li> <li>生産チェーンの推進</li> <li>教育、保健水準の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機構内、官民、民間セクター間の連携強化、財政の健全化</li> <li>緊急雇用創出、土地所有付与の拡大、生産性による経済活動の拡大（特に農業、製造業、観光）</li> <li>地域ベースの経済開発（市町村連合の推進を通じて）</li> <li>初等中等・職業教育の強化</li> <li>母子保健、感染症対策、基礎衛生強化（安全な水）</li> </ul>
<p>【JICA 国別事業実施計画（2004 年度版）】</p> <p>- 本事業実施計画は、現地 ODA タスクフォースの援助重点分野を踏まえて作成している -</p>	1. 人間の安全保障の充実	<p>【保健医療・基礎衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一次医療の機能向上とその支援体制の構築を通じた効率的かつアクセス可能な保健医療サービスの提供</li> <li>農村部における安全かつ持続的な飲料水供給</li> </ul> <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初等教育教員の教授能力向上</li> <li>社会的弱者のニーズに適した教育の提供</li> </ul>	<p>「地域保健医療ネットワーク強化」</p> <p>「農村部飲料水供給」</p> <p>「教育の質向上」</p> <p>「社会的弱者の能力開発に資する教育」</p>
	2. 生産向上支援	<p>【農業・農村開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生計維持</li> <li>地域社会レベルでの農牧業発展や生産・所得拡大を通じた貧困削減</li> </ul> <p>【運輸交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方レベルの道路網を整備することにより、地方貧困層の教育・医療等の公共サービスへのアクセスを改善</li> <li>交通遮断による経済活動への被害を最小限にする。</li> </ul>	<p>「生産的な地域社会作り（生計維持）」</p> <p>開発の最小単位である集落をレベルとして貧困地域における農村開発の実施（農村インフラ、農業技術、土壌侵食防止、集落組織の強化、職能研修、環境教育、農民への専門技術研修）。</p> <p>「農業を中心とした地域経済開発」</p> <p>日系社会の参画を得た熱帯湿潤地域を中心とした農業技術開発・普及、動植物検疫強化等の制度整備を通じた民間投資の活性化、SIBTA の制度の発展及び地域技術普及体制の確立支援。</p> <p>「運輸交通網整備」</p>
	3. 制度・ガバナンス支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村行政強化</li> </ul>	<p>制度・ガバナンス強化支援</p>
	4. 横断的テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全：環境保全及び自然災害への対応能力向上</li> </ul>	<p>プログラム設定は行わず個別のボリビア側からの要請ごとに協力の是非につき案件を検討する。</p>

出所：「国別援助研究会報告書」2004、「国別援助実施計画2004年度版」各JICAより作成。

## 2.3 他ドナーの援助動向

### (1) 援助協調

農業・農村開発分野においては、IDB 等が主導する「農牧技術支援システム (Sistema Boliviano de Tecnología Agropecuaria: SIBTA<sup>11</sup>)」への協調融資や技術協力の提供といったように、コン・バスケットへの拠出や技術協力の提供といった形で、セクターレベルの協調ではなくプログラムレベルでの各ドナーの調整がなされている。

一方で、ボリビア政府の援助協調における主導に関し、農業・農村開発分野においては、開発戦略策定の際に主要ドナーから意見を聴取するといった情報提供 / 交換活動を行っているに留まっているといえる。例えば、国内 / 海外市場の拡大や農産物の生産性向上 / 生産チェーンの連携強化等を基軸に置いた国家農牧農村開発戦略 (Estrategia Nacional de Desarrollo Agropecuario y Rural: ENDAR) の策定が進められており、そのプロセスで主要ドナーからのコメントを求めているが、本戦略をもとにどのように協調が進展していくかについては不確定な部分がある。

他の途上国の例にもある通り、ボリビア国でも援助調和がある程度の進展を見せる可能性は高い。しかしながら、その援助動向を見るかぎり、ドナー内で画一的であるとはいえない。したがって、現時点では協調というよりも各機関独自のプログラム / プロジェクトの実施を併せ持った全体の調整がボリビア国における援助協調のひとつの方向であるといえる。

### (2) 援助の棲み分け / 絞り込み (地域と分野)

援助の棲み分け / 絞り込みに関して、各ドナー (特に二国間ドナー) は分野と地域の視点から対ボリビア国支援の方向性を決定づけている。援助分野に関しては、各機関は分野を棲み分けているというよりも、多くのドナーが農業・農村開発分野に参画しており、地方分権化 (公的・民間機関の組織強化) と農業を基軸とした農村部の経済活動 (生産チェーンの強化、生産性向上と競争力強化) に焦点を置いている。ボリビアでは地方分権化の進展に伴い開発の中心を担う地方自治体 (市町村) を支援していく必要がある一方で、各ドナーは本国に対して成果をもとにした説明責任を求められている。このような状況の下、限られた予算と人的資源を有効活用するために、分野に加え地域に関しても選択と集中を行っているのが現状である。選択と集中は、ひとつには最貧困地域や得意分野、各国の政治的背景を基軸とした支援という性格に起因している (表 2-3)。

また、ボリビアは気候的多様性を持ち合わせた国である。高地平原と湿潤熱帯では、地域別の特徴やそれに起因する開発課題も大きく異なる。各地域における自治体や活動を展開する NGO や住民組織の規模や能力も非常に多様である。例えば、隣同士の市町村でも自治体の長によって住民との合意方法や予算執行の透明性にも大きなばらつきがある。実施主体を考える際にも、自治体 (県、郡、市町村連合や各市町村等)、住民組織 (生産作物別、生産チェーンの各段階の組織、集落、集落内にある経済活動組織) 等多種多様である。このような状況から市町村の能力と住民との関係次第では、現地の動向に詳しい NGO 等と連携も検討する必要がある。

<sup>11</sup> SIBTA は、ボリビアを全 4 地域 (高地平原、溪谷地、低地の湿潤熱帯、半乾燥地域) にわけ、それぞれの地域に基金を設立し、競争入札方式で各地域の農牧業に従事する組織 / 機関を支援している。IDB に加え、GTZ、USAID、デンマーク、オランダ、イギリス、ベルギー等が参加している (日本も資機材を提供)。このように日本を含め多くの主要ドナーが参加し、また全国 4 地域全ての農牧業を包括していることから、当分野における援助協調の場となっているという見方もできる。

表 2-3 主要ドナーの援助動向

ドナー	重点分野／戦略	協力テーマ（農業・農村開発分野）	支援地域／支援形態
デンマーク (DANIDA)	農業（農村開発） 環境 インディヘナ集落と地方分権（大衆参加） 組織強化	公的機関と民間機関の組織強化 適用可能技術開発（試験実施） クレジット 技術移転 灌漑開発 流通改善	全国（クレジット） ポトシ／チュキサカ県
オランダ	教育（教育改革） グッドガバナンス（地方分権と組織強化） 持続可能な生産と農村開発 環境 ジェンダー（女性、先住民）	生産チェーン 生産性と競争力 土地登記（INRA 支援） 水管理（インフラ、技術支援、環境保全、流通）	SIBTA / SBPC 等のプログラム支援
スイス (COSUDE /SDC)	農村経済開発と自然資源保全 工業（企業）開発 民主化と参加の強化 輸出強化	作物試験（アンデス作物） 生産チェーンを考慮した農村経済開発 政府の民主化支援	SIBTA 等のプログラム支援
ドイツ (GTZ)	経済開発 公正な分配 グッドガバナンス 麻薬（コカイン対策）	灌漑（PRONAR）と流域管理（自然資源利用） 生産性と競争力 生産チェーン 地方自治体と民間組織強化	チャコ地域 チュキサカ／ポトシ県 SIBTA / PRONAR 等のプログラム支援
アメリカ (USAID)	民主化 経済機会 保健 環境 コカ代替作物の導入	生産と流通 クレジットへのアクセス 森林管理／自然資源利用 小規模インフラ開発（小規模灌漑）	渓谷地域（チャパレ、ユンガス地方など）  SIBTA 等のプログラム支援
イギリス (DFID)	人権 貧困削減を伴った経済成長 貧困層、社会的弱者（女性、先住民）のための民主化と分権化）	公的機関と民間機関の組織強化 小規模生産者支援	SIBTA 等のプログラム支援 政策／財政レベル支援
米州開発 銀行 (IDB/BID)	経済成長と貧困層への機会の提供 人的資源開発と基本サービスへのアクセス ガバナンスと全体的な改革	生産チェーン強化 農業技術／品質管理 インフラ整備（小規模灌漑等） 自然災害対策	SIBTA/SENASAG 等のプログラム支援
アンデス 開発公社 (CAF)	交通インフラ整備 経済プログラム支援 農村開発	生産チェーン強化（対象作物は大豆、キヌア、革、木材、織物、ワイン）	全国
世界銀行	マクロ経済の安定 不平等の是正（保健、教育、水、衛生等基本サービスへのアクセス、先住民） 民間強化 汚職の抑制と公的部門改革	村落開発計画立案 農村観光、工芸品 土地登記（INRA 支援） インフラ（農村道路、リハビリ）	全国 インディオ集落
EU	公平な社会サービスへのアクセス促進 食料安全保障と持続可能な農村開発 貿易と開発のリンク 経済協力 輸送インフラ 域内ネットワークの強化		全国 ユンガス／チャパレ地域（コカ代替支援） ボリビア西部（鉱業代替支援）

出所：吾郷秀雄JICA専門家「ボリビアの農業農村開発分野の協力戦略（案）」、2004年、鈴木達男『これまでの援助レビュー』、JICA「国別援助研究会報告書」第7章、2004年、各機関ホームページ、現地調査時の援助関係各機関からの聞き取り調査等に基づき調査団作成。



### 3. 農業・農村開発の課題

#### <本章で行う作業の要点>

#### 3.1 課題設定の手順

農業・農村開発の課題を設定する手順を示す。本指針ではこの手順に従い開発課題の設定を行っているが、実際の案件形成においては対象地域の現地踏査、日本の過去の援助実績や相手国政府関係機関との密接な協議が必要となる。

#### 3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の概要

JICA は、開発課題に対するアプローチを強化する目的で、標記の「効果的アプローチ」に関する報告書を2004年に作成している。ここでは、この「効果的アプローチ」の特徴を概説し、本指針策定報告書における開発課題と併記することの必要性を説明する。

#### 3.3 農業・農村開発の問題点の整理とポテンシャルの検討

第1章と第2章までの考察を踏まえて、ボリビアにおける農業・農村開発の問題点と開発上のポテンシャルを地域別に整理した。これにより問題分析と開発課題の選定に必要な材料とする。

#### 3.4 農業・農村開発における重要問題と開発目標

農業・農村開発の重要問題を、問題系図を作成して、問題構造と問題間の因果関係を考察することにより把握する。また、問題分析から明らかとなった重要問題に対する対応策としての開発目標を設定する。

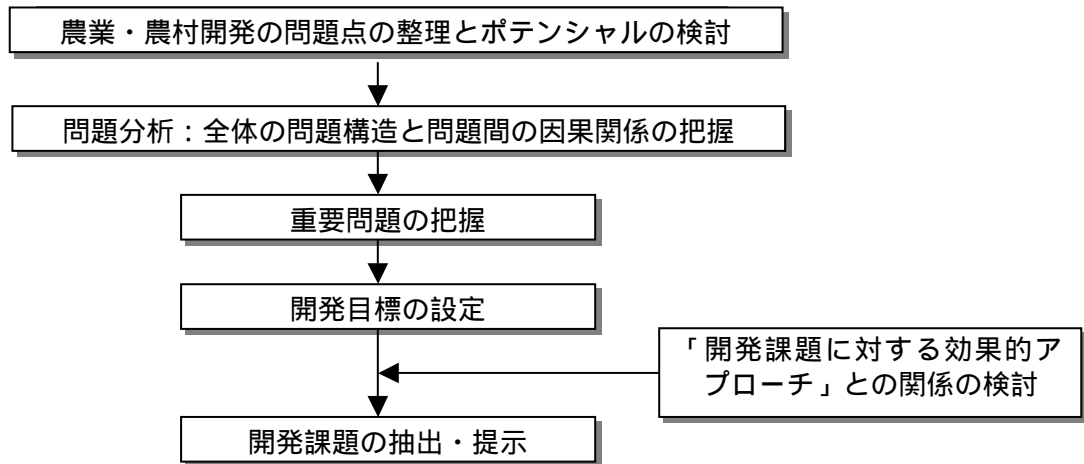
#### 3.5 農業・農村開発の課題

上述の問題分析を通じて設定された開発目標を達成するために取り組むべき課題を提示する。あわせてそれらの課題が導き出される根拠となった問題も示す。

なお、ここに提示した問題分析は、現地調査で得られた情報をもとに行っており、ボリビアの農業・農村開発に関する問題を必ずしも詳細かつ全般的に網羅しているものではない。また、提示した問題系図は、問題の抽出と開発目標を設定する手順としての例示であることに留意願いたい。実際の案件形成では、文献調査、現地踏査、関係機関からのヒアリング等に基づいた支援対象地域の問題分析を行い、そこから課題を明らかにして、それらに対応するプログラム案の策定が必要である。

### 3.1 課題設定の手順

農業・農村開発課題の提示に至る手順は下記に示すとおりである。課題提示に至るまでの過程では、現地で入手した資料や国別事業実施計画の分析結果及び現地 ODA タスクフォースの基本方針などを取り入れる作業を行っている。実際の案件形成にあたっては、対象地域の現地踏査、日本の援助実績、他ドナーの援助動向の正確な把握作業のほか、現地 ODA タスクフォース及びボリビア政府との詳細かつ綿密な協議を踏まえて、開発課題の設定を行う必要がある。



### 3.2 「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」の概要

JICA は、開発課題に対する課題別アプローチの強化を通じて、国別アプローチの強化を図る目的で、2004年8月に「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」（以下「効果的アプローチ」と略す）を作成した。その活用方法として、以下が想定されている<sup>12</sup>。

- ・ JICA 国別事業実施計画の開発課題マトリクスを作成・改訂する際の基礎資料とする。
- ・ プロジェクト形成調査や案件形成、プログラム策定の際の基礎資料とする。
- ・ プログラム評価や国別評価を行う際の基礎資料とする。
- ・ JICA 職員や調査団員、専門家等が相手国や他ドナーとの協議の場において JICA の課題に対する考え方を説明する際の資料とする。
- ・ 分野課題データベースに格納し、課題に対する考え方やアプローチを JICA 内で共有する。

「効果的アプローチ」は、「持続可能な農業生産」、「安定した食料供給」、「活力ある農村の振興」の3つの開発戦略目標を定め、さらに、問題解決のための方針・方向性を示した「中間目標」と「中間目標のサブ目標」を提示している。「効果的アプローチ」は、開発途上国の農業・農村開発の基本的な開発課題とアプローチ方法の基本パターンが体系化されているところに特徴がある。このため、ボリビアの農業・農村開発の課題と「効果的アプローチ」の中間目標とを併記することは、JICA が指向する農業・農村開発の方向性との関連性を理解する上で有益である。

<sup>12</sup> 独立行政法人 国際協力機構国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」、2004年8月、p.1。

開発課題体系図の例<sup>1)</sup>

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例 <sup>2)</sup>
1. 持続可能な農業生産	1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上	農業政策能力の向上	農業開発計画の策定 農業関連の法制度整備 農地改革の推進
2. 安定した食料供給	1-2 食料需給政策の策定	国民栄養状態の把握	国民栄養調査の実施 栄養状態分析能力の向上 コミュニティワーカーの配置・育成
3. 活力ある農村の振興	3-1 農村振興関連政策の振興	国レベルの調整・実施能力の向上	行政官の人材育成 参加型開発の理解促進 参加型村落開発計画の策定

注： 1) 開発課題体系図の詳細は「資料編」に掲載した。

2) JICA の取り組みとして； 多く取り組んでいる、いくつかの協力事例はある、プロジェクト活動の一部として実施している例がある、x ほとんど取り組みがない を示す。

出所： 独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、2004年8月、pp. v-viii。

3つの開発戦略目標と中間目標の要旨

<p><b>開発戦略目標 1: 持続可能な農業生産</b></p> <p>持続可能な農業生産を行うことが安定的な食料供給と活力ある農村振興の前提となる。このアプローチとしては、以下の中間目標が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国のマクロ・レベルにおける農業セクターの状況を的確に捉え、それらに即した適切な農業政策を立案し、実施する（中間目標 1-1 マクロ・レベルでの農業政策立案・実施能力の向上）。</li> <li>・ 生産基盤の強化と維持管理、技術開発・普及、経営能力の向上などにより、実際に農業生産の拡大と生産性の向上を図る（中間目標 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上）。</li> <li>・ 輸出振興による外貨獲得、経済発展を志向する場合には、輸出体制の整備や輸出競争力といった輸出促進に係わる取り組みを強化する（中間目標 1-3 輸出促進策の強化）。</li> <li>・ 長期的に農業生産を行い続けるには、環境への配慮も不可欠である（中間目標 1-4 環境配慮の向上）。</li> <li>・ 農業セクター全体に関わる将来にわたる持続的発展を確保するには高等学校・大学・大学院レベルの農業・農業教育の充実による人材育成も欠くことができない（中間目標 1-5 農業関連高等教育の強化）。</li> </ul>
<p><b>開発戦略目標 2: 安定した食料供給</b></p> <p>都市を含む国全体（マクロ・レベル）の食料安全保障を確保するには、国内の農業生産の安定・向上と併せて、安定的輸入先の確保及び適正水準の備蓄を組み合わせることが基本である。このため以下の中間目標が設定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の置かれている現状や国内農業生産力を把握して国家としてどのような食料を確保するかについての戦略（中間目標 2-1 食料需給政策の策定）を策定する。ミクロレベルでの公平な分配を達成するためには地域間流通を中心とした国内流通システムの整備が不可欠である（中間目標 2-2 食料流通機能の整備）。</li> <li>・ 必要な食料を国内で確保できない場合は他国からの輸入によって代替するための体制整備が必要（中間目標 2-3 輸入体制の整備）。食料援助を受けている場合は、供給された食料を適切に配分する（中間目標 2-4 援助食料の適正な利用）。</li> </ul>
<p><b>開発戦略目標 3: 活力ある農村の振興</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村の飢餓と貧困を解消し活力ある農村を振興するためには、地域の实情に即した農村振興施策を策定推進する（中間目標 3-1 農村振興関連政策の推進）とともに、農村の現場においては貧困解消・経済力強化の観点から農業生産の改善や農産物の利用・販売のほか、手工業や小商いなどの農業以外の多様な経済活動の振興（中間目標 3-2 農外所得の向上）、なかでも住民に身近な農産品加工の振興を図ること（中間目標 3-3 農産品加工業の振興）が有効である。</li> <li>・ 生活水準向上のため、生活道路や飲料水確保などの農村インフラ整備を推進する（中間目標 3-4 農村インフラ整備）とともに、村落内や周辺地域の環境保全を図り（中間目標 3-5 農村環境の保全）、生活技術や生活環境の改善に取り組むことも重要である（中間目標 3-6 生活改善の推進）。</li> <li>・ 伝統的な集落や地縁集団などを活用した住民組織化（中間目標 3-7 村落共同体活動の推進）や保健水準の引き上げ（中間目標 3-8 住民の保健水準の向上）及び教育水準の引き上げ（中間目標 3-9 住民の教育水準の向上）などにより住民エンパワーメントを図ることが重要である。</li> </ul>

出所：「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、前出、pp. 13～69。

### 3.3 農業・農村開発の問題点の整理とポテンシャルの検討

ここでは、前章までの農業・農村の現状の考察を基に、地域別に開発上の問題点とポテンシャルを整理した。

地域	問題点（制約要因）	ポテンシャル
高地平原 / 渓谷地	<p>高地平原と渓谷地の農家の営農規模は多くが零細でかつ天水農業に依存しており、灌漑施設や流通インフラ等の生産基盤が不備である。</p> <p>また、両地域では、以下の要因が農業生産や農村社会に作用し、生産及び生活面の不安定化をもたらしている。その結果、食料確保や生計の維持を困難とし、環境劣化の進行と相俟って、貧困を助長している。</p> <p>a) 過放牧、植生の過剰伐採、不適切な土壌管理を主因とする土壌侵食の進行、不十分な草地管理、過放牧による草地の劣化</p> <p>b) 頻繁な旱魃、霜害、塩害の発生</p> <p>c) 農業特性に応じた農業技術開発・普及体制、営農融資等の支援サービスが皆無</p> <p>d) 保健医療、飲料水等の生活インフラの不足</p> <p>e) 農村部の若年層や男性労働力の流出</p> <p>g) 農業・農村活動の主体となりつつある女性への社会的支援の不足（識字、自立支援）</p> <p>h) 農民組織体制の弱体化 集落間の連携の不足</p>	<p>両地域では労働力の流出が続いているものの潜在的な労働力は豊富である。生産基盤、農民組織の強化、支援サービスの整備強化によって労働集約的な農業発展の可能性がある。</p> <p>高地平原は、首都ラ・パスの大消費地を背後に控え、流通（集出荷、品質改善、貯蔵体制）の整備改善を通じて、市場面のポテンシャルがある。</p> <p>両地域とも農作物と家畜の組み合わせによる営農形態が普及しており、生活改善（燃料供給、飲料水供給）と相俟って、集落や地域を単位とした農畜複合型農業の発展の可能性もある。</p> <p>渓谷地は、農業用に利用可能な水資源が比較的豊富であると推測されている。穀物、野菜の多毛作の実績があり、農業用水の供給体制整備によって、生産性の高い農業地域として発展の可能性もある。</p> <p>渓谷地は高地平原と低地の中継地点であり、農産物の流通・物流拠点として発展の可能性もある。</p>
低地 / 湿潤地帯	<p>サンタ・クルス県を中心に外国人及び内国移住によって大規模な農業開拓が進められ、長年にわたり多くの農地で無肥料栽培が行われてきた。その結果、総じて地力低下の傾向にある。</p> <p>大規模ダイズ生産農家や農企業は、多くの生産材を輸入に依存している。また、高い流通コスト（ボリビア・コスト）は、農畜産物や加工製品の競争力強化のボトルネックとなっている。</p> <p>ダイズの遺伝子組み換え種子の普及拡大が予想され、そのための栽培システムの確立が遅れている。</p> <p>動植物検疫など輸出検査・制度の遅れが輸出振興や競争力の阻害要因となっている。</p> <p>農地の拡大や生産の増大は、農薬使用の増加や農地拡大を伴い、土壌汚染及び森林資源の減少による環境劣化の要因となっている。</p> <p>サンタ・クルス県のチャバレ、アルト・ベニ、サン・フリアン及びヤパカニ地域を中心とする内国移住地は、小規模農家が多く生産・生活両面で基礎的なインフラが不足しており、貧困度が高い。また、土地所有権不備や流通面支援サービスは不足している。</p> <p>内国移住地は自給農業が主体で、焼畑農業が恒常化しており低生産性の要因となっている。</p>	<p>農地に適した平坦な土地が多く、年間積算日射量が豊富であり、灌漑による生産効果が高い。</p> <p>ダイズ、ゴマ、ヒヨマリ等の農産加工用途の広い油糧作物の栽培に実績があり、収量の改善による生産性改善の余地が大きい。</p> <p>ブラジル、アルゼンチン等の類似した農産物輸出国が隣接しており、人材や制度面での協力支援を得やすい。</p> <p>CIAT（熱帯農業研究センター）、小規模畜産農家のための技術普及や小規模農家向け優良種子普及計画等の日本の技術協力が行われ、試験研究や人材育成とその成果の活用が期待できる。</p> <p>サンフアンとオキナワの日系移住地及び CETABOL（ボリビア総合農業試験場）による地域農業開発（共同集出荷、組合活動、農業融資、農畜複合経営等）の実績がありその成果の普及と活用が期待できる。</p> <p>農村観光の適地があり、農家の収入多様化の可能性もある。</p>
半乾燥地	<p>半乾燥性気候のため農業用水不足が耕種農業の発展を阻害している。</p> <p>植生は灌木が主体であり、乾燥の強さから土壌も脆弱である。</p>	<p>平坦な土地が多く、水及び土壌管理が適切に行われれば灌漑の生産効果は高い。</p> <p>乾燥地に適したラッカセイのような加工向け油糧作物と肉牛生産に特化した発展の可能性もある。</p>

3.4 農業・農村開発における重要問題と開発目標

3.4.1 重要問題の把握と開発目標を検討する上での留意事項

ボリビアにおける農業・農村開発に関する現状の考察結果から、重要問題の把握と開発目標を検討する際に留意すべき事項は、以下のように要約される。

- a) 高地平原と渓谷地は土地所有面積が狭小で、市場競争力の弱い小規模零細な貧困農家が全国の総農家数の80%を占め、農村部の基層を形成している。これら貧困農家層は、日々の生計の維持さえも不安定な状況にある。小規模零細農家の支援にあたっては、生計の維持を通じた生活の安全保障の確保に開発目標の重点を置く必要がある。
- b) 生計の維持と安定化は、農業生産力を向上させる前提条件であり、国内の農業・農村の持続的な発展にも不可欠である。また、農村部の貧困は、社会不安に直結する問題であり、国内の社会安定と経済発展の上からも優先して検討すべき課題である。
- c) 低地は湿潤熱帯と半乾燥地に大別され、高地平原や渓谷地と異なり、一般的には大規模かつ企業的な農業が展開されている。しかし、低地のサンタ・クルス県内に分布する内国移住地や山間地には、小規模零細農家が多く居住し、生活及び生産面の基礎インフラが不足し、貧困度が高い。このため、低地の小規模農家については、高地平原や渓谷地の農家層と同様の視点から開発問題と目標を検討する必要がある。
- d) 一方で、サンタ・クルス県は、潜在的な土地生産性の観点から開発ポテンシャルが高く、ダイズなどの大規模企業的な農業が展開されている。現在、国家政策として重視されている「生産チェーン」をダイズに当てはめると、関連産業へのインパクトの強さが分かる。このため同地域に対しては、生産性の向上と競争力の強化を通じて、国家経済の牽引役としての役割を支援する地域経済開発の視点が必要である。

3.4.2 重要問題と開発目標

上記の留意事項を考慮して、重要問題は、a)高地平原 / 渓谷地及び低地の内国移住地及び山間地における小規模零細農家を対象とする「生計維持支援地域」と、b)低地のサンタ・クルス県を対象とする「地域経済開発支援地域」の2地域に区分して把握する。

両地域における重要問題は、図3-1と図3-2に示す問題系図の作成を通じて、問題構造と問題間の因果関係を考察することによって把握する。両対策対象地域における農業・農村開発に関する問題分析から浮き彫りとなった重要問題とその対策として掲げる開発目標は、以下のとおりである。

	重要問題	開発目標
<b>【生計維持支援地域】</b> ・高地平原 / 渓谷地 ・低地：内国移住地 / 山間地の小規模農家	・生計の維持が困難で生活の安全保障が確保できない ・農業生産力が低く、持続的な農業の実施が困難	・集落レベルでの生計維持支援による生活安全保障の確保 ・生計の維持と安定化を前提とした生産能力の強化
<b>【地域経済開発支援地域】</b> 低地：サンタ・クルス県	・生産性が低い ・競争力が弱い	・農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進

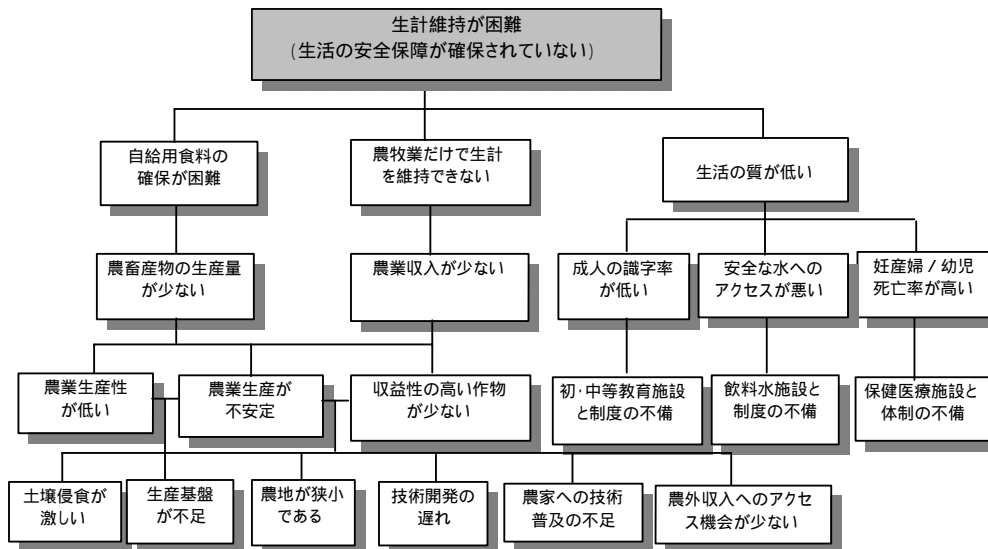


図 3-1 問題と因果関係

生計維持支援地域

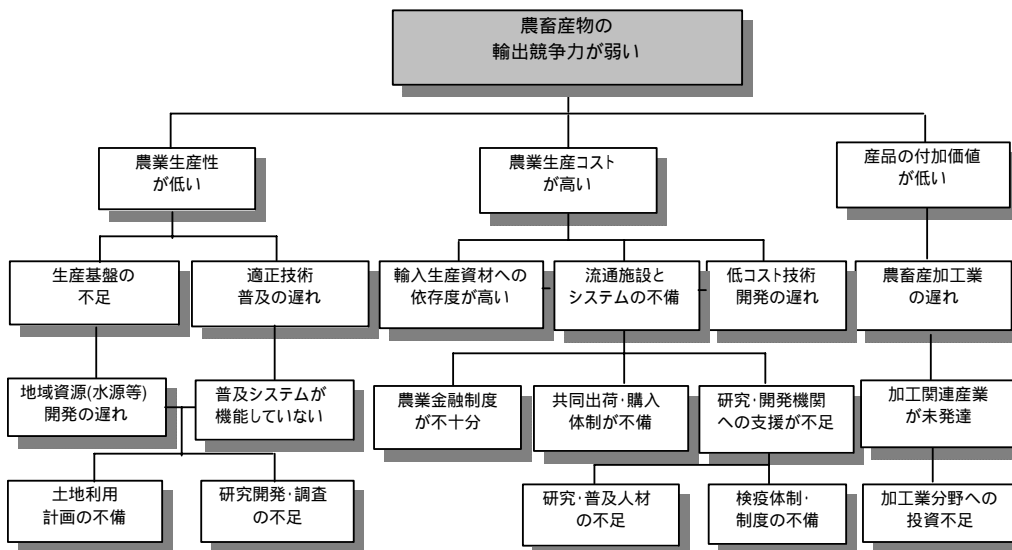


図 3-2 問題と因果関係

生産性向上を通じた地域経済開発地域

注：問題分析は調査上の時間の問題もあって高地平原、渓谷地、低地における農業・農村開発にかかわる問題を必ずしも詳細かつ全般的に網羅しているわけではない。ここで提示した問題系図は、問題の抽出と開発目標を設定する手順としての例示であることに留意願いたい。実際の案件形成では文献調査、現地踏査、インタビューに基づいて支援対象地域の問題分析を行い、そこから課題を明らかにしてそれらに対応するプログラム案の策定が必要である。

3.5 農業・農村開発の課題

開発課題は、設定した「生計維持支援による生活安全保障の確保」と「農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進」の開発目標を達成するために策定する。これら開発課題は表 3-1(1)と(2)に示すように、大項目と小項目に分けて提示している。大項目は開発目標に直接対応し、小項目の課題は大項目から導き出されている。これら開発課題が「効果的アプローチ」の開発戦略目標と中間目標及びそのサブ目標とどのように対応しているかを確認するために



併記した。

高地平原と渓谷地さらに、低地の内国移住地 / 山間地における小規模零細農家を対象に設定した開発課題は、生活改善、土壌保全、栽培方法の改善・普及、生産インフラ整備等であり、生計維持と生活の安全保障の観点からの支援課題である。これらの開発課題は、農村社会の安定化に不可欠であるほか、既に JICA の農業・農村社会分野での援助実績があり、今後とも取り組むことの可能な開発課題である。

一方、低地における日本の農業開発協力は、これまでサンタ・クルス県を主体に実施され、CIAT への農業技術協力、小規模畜産農家のための技術普及改善計画、小規模農家向け優良種子普及計画等の実績がある。開発課題である生産性の向上を通じた地域経済開発の推進には、これまでの援助経験の有効活用とともに、新たに「動植物防疫制度」の構築や「遺伝子組み換え種子に対応した栽培システム」等の支援が重要となる。また、CETABOL や日系移住者による移住地を拠点とした地域開発の実績さらには、ブラジル、アルゼンチン等からの第三国日系人専門家による技術支援の可能性もあり、JICA として取り組むことのできる開発課題である。

表 3-1 開発目標と課題(1)

開発目標：生計維持支援による生活安全保障の確保 (対象地域：高地平原、渓谷地、低地：内国移住地、山間地)				
ボリビアにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 飲料水供給・衛生改善 2. 市レベルの地域保健衛生改善 3. 初・中等教育の普及と質的改善 4. 職業訓練の強化	1.1 飲用水施設の整備拡充 2.1 母子保健の改善支援 2.2 地域保健医療ネットワークの強化 3.1 成人識字率向上 4.1 職業能力の開発支援 (農業技術、小規模農畜産加工、裁縫技術)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な農村生活インフラ整備の遅れ</li> <li>生活の質が低い</li> <li>安全な水へのアクセスが悪い</li> <li>保健衛生サービスへのアクセスが悪い</li> <li>成人識字率が低い</li> </ul>	3. 活力ある農村の振興	3-4 農村インフラ整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>給水施設の整備</li> <li>集落公共事業の実施</li> </ul> 3-8 住民の保健水準向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療サービス向上</li> </ul> 3-9 住民の教育水準向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎教育の充実</li> <li>基礎サービス拡充</li> </ul>
5. 持続的な農業生産活動の推進	5.1 土壌劣化の防止支援 5.2 適性な肥培管理技術の開発・普及支援 5.3 耕地利用率・作付率の向上 5.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 5.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援 5.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>激しい土壌侵食</li> <li>土壌劣化の進行</li> <li>技術開発・普及の遅れ</li> <li>農地が細分化している</li> <li>生産量が少ない</li> <li>栄養不足</li> <li>不安定な農業生産</li> <li>低い農業収入で不安定</li> <li>生産基盤が不足</li> <li>生産性(収量)が低い</li> <li>自給食料確保が困難</li> </ul>	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>灌漑</li> <li>排水施設の整備</li> <li>水利組合の育成</li> </ul> 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>生産技術の改善</li> <li>ポスト・ハーベスト技術の向上</li> </ul> 1-2-3 農業普及の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>普及体制の整備</li> </ul>

6. 換金作物導入による農家経営の維持強化	6.1 高収益作物の導入・普及支援	・収益性が低い	1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善
-----------------------	-------------------	---------	--------------------------------

表 3-1 開発目標と課題(2)

開発目標：農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進 (対象地域：サンタ・クルス県を中心とした低地)				
ボリビアにおける農業・農村開発の課題			開発課題に対する効果的アプローチ	
開発課題		対応する問題 (図 3-1 参照)	開発戦略目標	中間目標 / サブ目標
大項目	小項目			
1. 生産性の向上による生産拡大と競争力の強化	1.1 土壌劣化の防止支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌劣化が進んでいる</li> <li>・技術開発・普及の遅れ</li> <li>・生産基盤整備の遅れ</li> <li>・生産性(収量)が低い</li> <li>・輸出競争力が弱い</li> <li>・動植物検疫体制が遅れている</li> </ul>	1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-2-1 生産基盤の整備と維持管理 ・灌漑・排水施設整備 ・水利組合の育成 1-2-2 試験研究・技術開発の強化 ・生産技術の改善 ・ポスト・ハーベスト技術の向上 1-2-3 農業普及の強化 ・普及体制の整備 1-3 輸出促進策の強化
	1.2 適性な肥培管理技術の開発・普及支援			
1.3 耕地利用率・作付率の向上				
1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善				
1.5 農畜産技術の普及と人材の育成・強化				
1.6 灌漑整備/維持管理体制の整備				
1.7 動植物検疫体制整備				
1.8 SIBTA 及び FDTA の強化支援				
2. 生産コストの削減	2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入資材への依存が高い</li> <li>・低コスト技術が未発達</li> </ul>	2. 安定した食料供給	2-2 食料流通機能の整備 ・流通市場ハードインフラの整備 ・輸送体制の整備
	2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援			
	2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援			
	2.4 共同集出荷体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通システムが未整備</li> </ul>	3. 活力ある農村の振興	3.1 農産加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備
	2.5 流通・販売体制の整備支援(農道、貯蔵サイロ等の整備)			
3. 農畜産加工業の振興	3.1 加工原料の質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農畜産品の加工度が低い</li> <li>・加工関連産業が未発達</li> </ul>	3. 活力ある農村の振興	3.1 農産加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備
	3.2 農畜産加工技術の改善・強化			
	3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援			
4. 生計手段の多様化	4.1 農村観光の振興支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少ない農業収入</li> </ul>	3. 活力ある農村の振興	3.1 農産加工業の振興 ・加工施設の整備 ・加工安全基準の整備
5. 環境保全対策の推進	5.1 森林保全対策の強化			
	5.2 土地利用計画・規制制度の強化支援			

3.6 地域別優先開発課題の検討

農業・農村開発の優先課題は、表 3-2(1)と(2)に示すように、高地平原、渓谷地と低地のサンタ・クルス県における内国移住地及び山間地を対象とする「生計維持支援」に関連した優先地域とサンタ・クルス県全域を対象とする「農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進支援」にそれぞれ分けて地域別優先度の検討を行った。しかし、これらマクロ地域レベルでは、各地域とも広範な面積(高地平原 17.6 万 km<sup>2</sup>、渓谷地 23.1 万 km<sup>2</sup>、低地 70 万 km<sup>2</sup>)を有している。このため地域内の郡レベルや集落レベルにおいては、生産条件や社会構造面や直面する



問題点にも域内各地で相違がある。実際の案件形成においては、限定された援助資金や効率的な支援のためにも地域や集落をある程度の規模まで絞り込んだ援助対象地域の選定が必要である。このような観点から、表 3-3 には、JICA が想定している「戦略的援助地域」を高地平原、渓谷地及び低地の地域ごとに村落レベルで示す。

表 3-2 地域別優先開発課題(1)

開発目標	開発課題		地域別優先度			
	大項目	小項目	高地	渓谷	低地	
生計維持支援による生活安全保障の確保	1. 飲料水供給・衛生改善	飲用水施設の整備・拡充				
	2. 市レベルの地域保健衛生改善	母子保健の改善支援				
		地域保健医療ネットワークの強化				
	3. 初・中等教育の普及と質的向上	成人識字率の向上				
	4. 職業訓練の強化・活性化	職業能力の開発支援（農業技術、裁縫、小規模農産加工等）				
		5. 持続的な農業生産活動の推進	土壌劣化の防止支援			
			適正な肥培管理技術の開発・普及支援			
耕地利用率・作付率の向上						
6. 換金作物の導入による農家経営の維持強化	高収益作物の導入・普及支援					
	7. 生計手段の多様化	農村観光の振興支援				

注： 1) 緊急度が高く当該地域への投入の優先度が高い。必要がある。  
 2) 低地における対象地域は、サンタ・クルス県における内国移住地及び渓谷地寄りの山間地である。

表 3-2 地域別優先開発課題(2)

開発目標	開発課題		地域別優先度
	大項目	小項目	低地：サンタ・クルス県
農業生産性の向上を通じた競争力の強化と地域経済開発の推進支援	1. 生産性の改善による生産力と競争力強化	土壌劣化の防止支援	
		適正な肥培管理技術の開発・普及支援	
		ポスト・ハーベスト技術の改善	
		農畜産技術の普及と人材育成強化支援	
		動植物検疫体制の整備支援	
		SIBTA 及び CIAT の強化支援	
	2. 生産コストの削減強化	適切な輪作体系技術の開発と普及支援	
		生産資機材の共同購入体制の支援	
		共同集出荷体制の強化支援	
		不耕起栽培技術の開発・普及支援	
		流通・販売体制の整備（農道、貯蔵サイロ等の整備）	
	3. 農畜産加工業の振興	加工用原料の質的向上支援	
		農畜産加工技術の改善・強化	
農畜産加工製品の検査体制の強化支援			
4. 環境保全対策の推進	森林保全対策の強化支援		
	土地利用計画の策定支援		

注： 緊急度が高く当該地域への投入の優先度が高い。必要がある。

今回の現地調査で入手した「JICA 専門家報告書」では、高地平原、渓谷地、低地における日本の農業・農村開発援助の「戦略的援助地域」を貧困度と関連づけて提示している。この戦略的援助地域を下記に要約して示す。これにより、前頁で提示したマクロ・レベルでの地域別優先開発課題をマイクロレベルで考える際の参考とする。

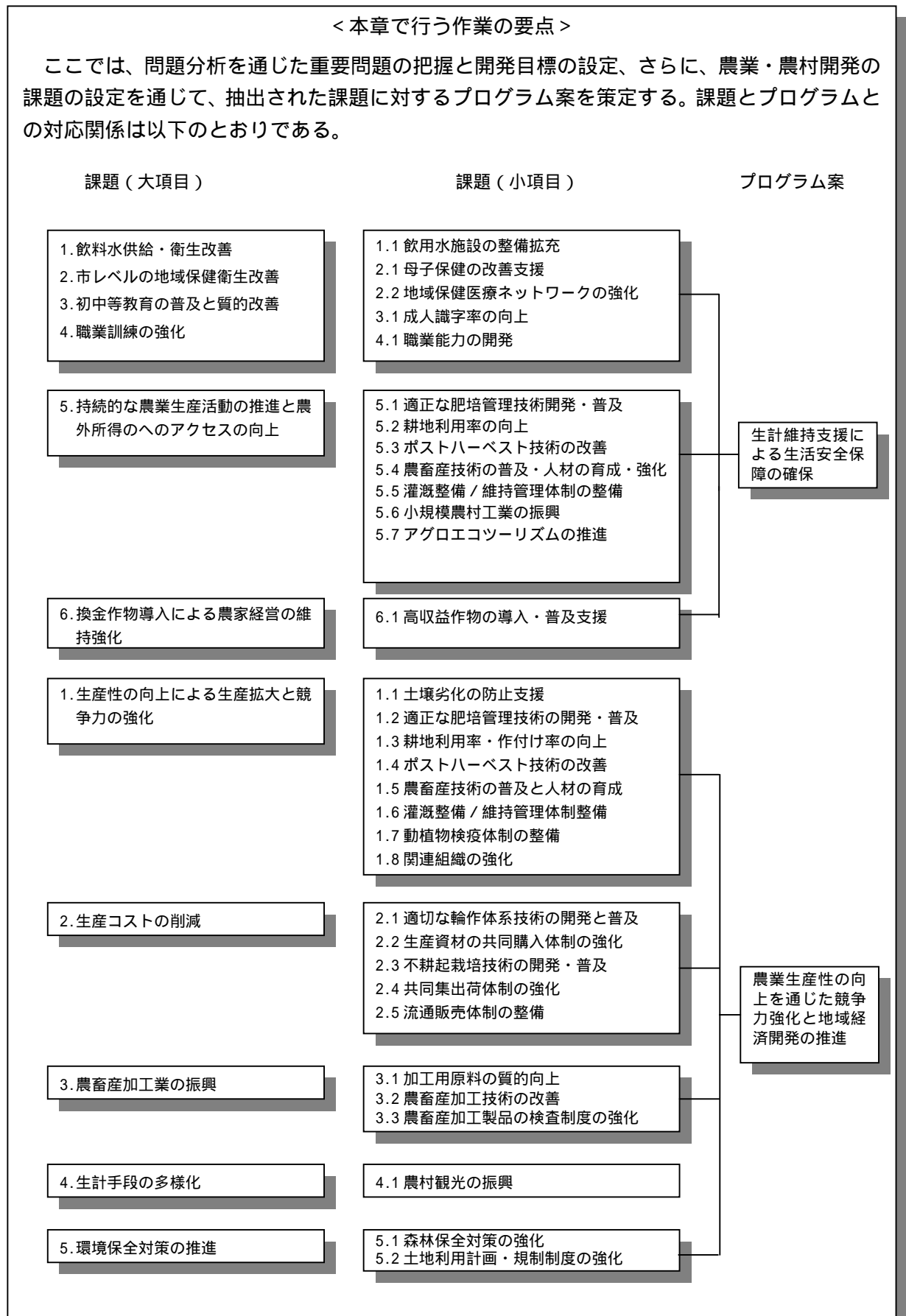
表 3-3 戦略的援助地域

戦略的地域	村落と貧困度 (食料安全保障の指標：貧困者数%)	援助実績と経緯
1. 高地平原		
1.1 ラ・パス県 アチャカチ地域	アチャカチ 4：93.3 バタジャ 4：95.7	・チチカカ湖周辺に位置するアチャカチ地域では、日本の無償資金協力が実施されている。
1.2 ラ・パス県/オルロ県 日本道路周辺地域	ラ・パス県 チャラニヤ 4：95.8 カラコト 4：98.7 サンチアゴデカヤパ 5：100 ウマラ 4：97.1 パタカマヤ 3：97.1 サンベドロデクラウ 4：98.8 チャカリヤ 4：99.9 オルロ県 クラワラデカラング 4：93.7 トトラ 4：99.4 ツルコ 4：95.8	・ラ・パス県とオルロ県の県境にまたがる地域 ・日本の円借款で実施された幹線道路であり、日本に対して好意的な地域。 ・また、JICA による農村電化の開発調査が実施されている。 ・農村基礎調査（2004 年 3 月）により地域開発のニーズが把握されている。
1.3 ラ・パス県 水産開発センター周辺	ブカラニ 4：97.7 アチャカチ 4：93.3 バタジャ 4：95.7 アンコライメ 4：98.4	・チチカカ湖周辺の村落である。 ・JICA のマス水産開発センターの周辺地域。
2. 渓谷地		
2.1 チュキサカ県 グランデ川上流域	スクレ市 2：43.1 プレスト 5：97.5 ヤンバラエス 4：93.2 ボロマ 5：99.3	・グランデ川下流域には日系オキナワ移住地があり土砂堆積による洪水が発生している。持続的な農業開発には上流の土壌保全が必要。
2.2 コチャバンバ県/ ポトシ県 グランデ川上流域/ カイン川流域一帯	コチャバンバ県 タラタ 3：69.9 サカバンバ 4：98.2 アルビエルト 3：54.4 アンサルド 4：93.9 カビノタ 3：73.6 ポトシ県 アカシオ 5：97.7 アラバンバ 5：98.4 トロトロ 5：98.7 ブエナビスタ 5：98.4	・この地域はポトシ県とコチャバンバ県にまたがった流域で、JICA 専門家による案件立案が行われている。 ・これら各村落は、両県で最も貧困地帯である。
2.3 コチャバンバ盆地 周辺地域	サンチェバネス 3：67.3 キヤコジョ 2：33.0 ティキパジャ 2：43.8 シペシペ 3：64.8 ピント 2：49.8	・JICA による野菜種子センターが位置する周辺地域である。 ・コチャバンバ県における主要野菜生産地域である。
3. 低地		
サンタ・クルス県	ポルタチュエロ 2：44.6 サンタロサ 3：85.2	・JICA が従来より支援してきたサンタ・クルス県内の湿潤熱帯地域全体が対象地域となっている。 ・この中で特に、サンフアンとオキナワ日系移住地周辺地域を重点協力地域に指定している。
3.1 サンフアン地域周 辺（サラ・イチ 口自治体連合）	ブエナビスタ 3：71.6 サンカルロス 3：64.9 ヤバカニ 2：71.0	
3.2 CETABOL 周辺地域	オキナワ第1村 3：73.5 サンフリアン 3：81.6 サンラモン 3：79.5 コンセプション 3：84.6 パイロン 3：66.4	

注：1～5 の数値は食料安全保障の指標：1 が最良、5 が最悪の状態を示す。貧困者数は総人口に対する割合（%）であり、基本的ニーズの達成度合いである。

出所：JICA 専門家報告書、2004 年より作成。

#### 4. 課題に対するプログラム案（事例）



プログラム案の見方は次のとおりである。

プログラム名	プログラムの目的や内容を明快に示すものにする。
援助戦略の方向性	PRSP や JICA の「国別事業実施計画」の方針に基づく支援の方向性との整合性を明確にする。
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	現地 ODA タスクフォースがホンジュラス政府との政策協議を通じて明確化した開発課題のうち、当該プロジェクトに関連するものを示す。
対応する課題（第 3 章の開発課題から抽出されたもの）	第 3 章で行った問題分析によって抽出された課題のうち当該プログラム案が対応しているものを示す。
プログラムの目的	本プログラムの目的についての記述
優先対象地域	対象地域のうち、特に優先すべき地域あるいは地区があれば記載。
プログラムの内容	想定されるプログラムの活動内容を示す。活動の一環として、開発計画を策定する際に、支援対象地域の現状に関する分析に基づいてより具体的な活動内容を決定する。
達成目標（成果指標）例	プログラムの実施によって想定される達成目標を直接的な面と間接的な面から記載する。
想定されるカウンターパート機関	本プログラムの形成と実施に当たり、カウンターパートとして想定される政府機関及び関連機関を記載する。
留意点	当該プログラムを形成する上で特に留意すべき点を提示する。
「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」との関連性	JICA が作成した「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業・農村開発＞、2004 年 8 月」が設定した 3 つの開発戦略目標 - 「1. 持続可能な農業生産」、「2. 安定した食料供給」、「3. 活力ある農村の振興」を達成するためのアプローチとして示されている中間目標及びサブ目標の中から、本プログラムに関係する項目を示す。

## 4.1 小規模零細農家の生計維持支援プログラム

プログラム名	小規模零細農家の生計維持支援プログラム
援助戦略の方向性	小規模零細農家の生計の維持を通じた貧困削減と農村社会の安定化による人間の安全保障の充実、生産向上及び制度・ガバナンスの強化
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計維持</li> <li>・ 地域社会レベルでの農牧業発展や生産・所得拡大を通じた貧困削減</li> </ul>
対応する課題（第 3 章の開発課題から抽出されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 飲用水施設の整備拡充</li> <li>2.1 母子保健の改善支援</li> <li>2.2 地域保健医療ネットワークの強化</li> <li>3.1 成人識字率の向上</li> <li>4.1 職業能力の開発支援</li> <li>5.1 土壌劣化の防止支援</li> <li>5.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援</li> <li>5.3 耕地利用率・作付け率の向上</li> <li>5.4 ポスト・ハーベスト技術の改善支援</li> <li>5.5 農畜産技術の普及人材の育成・強化支援</li> <li>5.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備</li> <li>6.1 高収益作物の導入・普及支援</li> </ul>
プログラムの目的	小規模零細農家の生計の維持・向上を通じた貧困削減と農村社会の安定化、さらには人間の安全保障の充実、生産向上及び制度・ガバナンスの強化を図る
優先対象地域	高地平原地域
プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村社会構造の把握、集落単位の開発課題の抽出 集落組織の強化</li> <li>・ 集落行政組織・規模・形態の把握（農業・農村関連）</li> <li>・ 土地利用状況の把握、集落単位の土壌・土地利用の制約要因の明確化</li> <li>・ 農畜産物生産の現状と生産性向上の制約要因の把握、改善策の検討</li> <li>・ 農村の基本的な生活レベルの実態把握、問題点の明確化、改善策の検討</li> <li>・ 集落を基本単位とした農業生産、農村生活、環境保全、制度構築を主体とする開発計画の策定</li> </ul>
達成目標（成果指標）例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落単位の土壌侵食面積の減少</li> <li>・ 集落単位の耕地利用率の改善、農畜産物生産量の増大、生産性の改善</li> <li>・ 農畜産物出荷量の増大、販売収入の増大、農家収入の増大</li> <li>・ 栄養摂取量の改善</li> <li>・ 農業生産、流通インフラの整備率の改善</li> <li>・ 農村社会インフラ整備率の改善</li> <li>・ 集落行政組織の改善（農村紛争軽減、農業支援サービスへのアクセス増加）</li> <li>・ 開発計画の実施状況</li> </ul>
想定されるカウンターパート機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農牧農村開発省</li> <li>・ ラ・パス、オルーロ、ポトシの各県の農業農村開発局</li> <li>・ 大学（例えば、カトリック大学、サンフランシスコ・ハビエル大学）</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高地平原地域に位置する 3 県は、県さらには地域及び集落レベルで社会的、文化的な背景が異なり、経済的な発展度、内包する問題意識に相違がある。このため、集落を基本単位とした開発計画の検討が不可欠である。</li> <li>・ 生計の維持・向上には農家収入の向上を優先課題とし、それを前提に農村生活改善との一体化によるプログラム・アプローチを検討する必要がある。</li> </ul>
「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉との関連性	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.活力ある農村の振興</li> <li>3-4 農村インフラの整備</li> <li>3-8 住民の保健水準向上</li> <li>3-9 住民の教育水準向上</li> <li>1.持続可能な農業生産</li> <li>1-2 農業生産の拡大と生産性の向上</li> </ul>

4.2 農業生産性向上・競争力強化支援プログラム

プログラム名	農業生産性向上・競争力強化支援プログラム
援助戦略の方向性	サンタ・クルス県を中心とする湿潤熱帯地域における農業生産性向上と競争力の強化を通じた地域経済開発と農村振興
開発課題（現地 ODA タスクフォースによって抽出されたもの）	農業生産性の向上と競争力強化を主目的とした地域経済開発
対応する課題（第3章の開発課題から抽出されたもの）	1.1 土壌劣化の防止支援、 1.2 適切な肥培管理技術の開発・普及支援 1.3 耕地利用率・作付率の向上、 1.4 ポスト・ハーベスト技術の改善 1.5 農畜産技術普及と人材の育成・強化支援、 1.6 灌漑整備 / 維持管理体制の整備、 1.7 動植物検疫体制の整備、 1.8 農牧業生産支援関連組織の強化 2.1 適切な輪作体系技術の開発と普及支援、 2.2 生産資材の共同購入体制の強化支援、 2.3 不耕起栽培技術の開発普及支援、 2.4 共同集出荷体制の強化支援、 2.5 流通・販売体制の整備支援（農道、貯蔵サイロ等の整備） 3.1 加工用原料の質的向上、 3.2 農畜産加工技術の改善・強化、 3.3 農畜産加工製品の検査制度の強化支援 4.1 農村観光の振興支援 5.1 森林保全対策の強化、 5.2 土地利用計画・規制制度の強化支援
プログラムの目的	・ダイズに代表される基幹作物の生産性向上により農畜産加工製品を含めた輸出競争力を強化する。 ・農業及び農畜産加工業を振興し、地域経済の活性化を図るとともに、農村部への開発の波及効果を促進する。
優先対象地域	サンタ・クルス県
プログラムの内容	・サンタ・クルス県を対象とした地域農業総合開発計画の策定 ・ダイズを起点とした生産チェーン戦略の策定 ・穀物（コメ、トウモロコシ）、野菜、熱帯果樹、養鶏をベースとした生産チェーン戦略の構築と製品の輸出促進計画の策定 ・土地利用計画の策定（土壌・土地利用の制約要因の明確化）・農畜産物生産の現状と生産性向上の制約要因の把握、改善策の検討 ・農村の基本的な生活レベルの実態把握、問題点の明確化、改善策の検討 ・農畜産技術の試験研究強化、生産性改善・収益性向上対策の策定 ・農村観光の推進による農外所得機会の向上
達成目標（成果指標）例	・RGDP の増大、 ・ダイズ及びダイズ製品の輸出増大 ・農畜産加工製品の生産増大、輸出増大、 ・基幹作物の収量向上、生産量の増大、・農家の収入の向上 ・農業生産 / 流通インフラ及び農村社会インフラの整備率の変化 ・農村観光客の推移
想定されるカウンターパート機関	・農牧農村開発省、 ・サンタ・クルス県政府 ・日系移住地の協力（CETABOL の活用）・大学
留意点	・ポリビア政府が進める「生産チェーン強化計画」を考慮する。 ・ダイズのように原料や一次加工での製品輸出では付加価値が小さく経済効果が小さいため、加工度を向上させて輸出を考慮する必要がある。 ・地域経済統合に対応した国境措置（輸出検疫制度等）の整備が不可欠。 ・サンタ・クルス県には内国移住地や山間部における零細かつ貧困な小規模農村地帯がある。生産支援、基礎生活レベルの改善を中心として、これら地域の農家も開発戦略に取り込んだ計画内容とする。 ・農村観光の推進による農外収入機会の改善を推進する。
「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉との関連性	1.持続可能な農業生産 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上 1-3 輸出促進の強化 2.安定した食料供給 2-2 食料流通機能の強化 3.活力ある農村の振興 3-1 農産加工業の振興 3-5 農村環境の保全

## 5. 案件形成上の留意点

## &lt;本章で行う作業の要点&gt;

本章では、ボリビアで農業・農村開発分野の案件を形成するにあたって留意すべき点を、以下のように、案件（プログラム・プロジェクト）の内容、相手国の事情、日本側の事情及びその他（先の3つに分類できないもの）という4つのカテゴリーに分けて述べる。また、要請案件調査票を作成する際の参考になるように、それぞれの項目について関連する要請案件調査票の項目も示す。

5.1 案件の内容に関する留意点
・ 案件の背景と問題
・ 協力目的
・ 対象地域
・ 受益者
・ 協力内容
・ 類似案件からの教訓
・ 他ドナーとの棲み分けと協調
・ 民間セクターとの連携
・ ジェンダー格差解消への取り組み
・ 住民の組織化
・ 持続性を確保するシステムの構築
5.2 相手国の事情に関する留意点
・ 連邦政府・地方政府の開発計画
・ 地方分権化
・ 市場経済化
・ カウンターパート機関
・ 財政赤字・債務
・ ボリビア政府の案件承認プロセス
・ ボリビア政府の援助に関する指向
・ 治安・生活環境の問題
5.3 日本側の事情に関する留意点
・ 援助方針
・ JICAの予算
5.4 その他の留意点
・ 現地コンサルタントの発掘・確保

なお、JICA 本部における農業・農村開発分野の案件検討に関する基本的な考え方ならびに案件の発掘・形成を行う際の一般的な留意点については、別冊の「『バングラデシュ・モデル』及び同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書」、本指針に添付する同報告書要約（付録1）及び「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」（付録2）を参照されたい。

5.1 案件の内容に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
案件の背景と問題	「現状と問題点」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボリビアの開発指針とされてきた「ボリビア・モデル（協約による民主主義）」は 2003 年の政権交代とともに終焉を迎えた。ボリビア・モデルの転換によって、農業・農村開発資金は、直接的に地方自治体へ流れ込むようになり、開発方式にも大きな影響をおよぼしている。</li> <li>現在、大統領府や持続開発省は、「歴代政権が試みてきた地方自治体への大規模な予算移転（特に農村を含めた社会セクター）を通じた農村部の貧困削減が十分な効果をもたらさなかった」ことを認めており、「開発資金移転の方法の変更を予定している（「国別援助研究会報告書」p.11）。</li> <li>特に、市町村の行政能力不足により予算実行が遅れていることや、成果主義に対する逆インセンティブ（貧困な農村や町村ほど補助金が多い）が生じている点、さらには、地方分権の進展の結果として公共投資が細分化され、規模の経済に沿った施策が困難となっている。以上の点は、案件形成上、特に留意すべき点である。</li> </ul>
協力目的	「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業・農村開発については、総農家数の 80%を占める「小規模零細農家の生活水準の改善を通じた貧困対策」と生産力の高い地域における「生産性の向上を通じた競争力の強化及び輸出促進」がボリビア国政府の基本的な政策課題となっている。この政策課題に沿った協力案件の形成が不可欠である。</li> </ul>
対象地域	「現状と問題点」、「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」、「ジェンダー配慮」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボリビアは、地形条件によって国内は 4 地域に大別され、各県は異なった地域特性を持つ。また、県内でも地域や集落によっても自然条件や社会経済条件は多様である。</li> <li>協力するにあたってはそれらの特性を十分に考慮し、その地域に適した協力分野や方法を選定することが重要である。</li> <li>渓谷地に位置するコチャバンバ県のチャパレー地区では、コカ生産者とボリビア政府の紛争地域となっており、日本政府は、同地区を国内の渡航禁止地区に指定されている。</li> <li>また、ポトシとタリハの両県では、ドイツ、スイス、ベルギー等の先行プログラムが存在するため、日本の援助支援は積極的には行わない方針が ODA タスクフォースで示されている。</li> <li>限られた援助事業予算を有効に活用するためには、日本の援助効果が高くプレゼンスが確保できる地域を各国の援助状況を踏まえて見極める視点も重要である。同様に限定的な援助事業予算の効果的な活用のためには、戦略的な援助地域を選定し、集落レベルからのアプローチの検討も必要である。</li> <li>具体的な戦略的な地域としては、JICA の援助実績があり、これまでの開発プログラム及びプロジェクトとの連携が維持される地域を優先地域として検討する必要がある。</li> </ul>
受益者	「現状と問題点」、「案件概要 1) 上位目標、2) 案件の目標、3) 成果」、「ジェンダー配慮」、「裨益者グループの種類と規模」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の農家数の 80%を占める小規模農家は、有効需要の創出者でもある。このため、農民所得が向上しなければ、国内購買力は増加せず、国家経済全体の成長にブレーキがかかり、経済停滞を引き起こす可能性に留意する必要がある。このため、農業・農村開発にともなう受益者は、農家だけでなく、他産業の従事者にも影響を及ぼす点に留意する必要がある。</li> <li>特に、小規模零細農家の支援は、農業の持続的な発展に不可欠であるだけでなく、社会安定上からも優先される課題である。</li> <li>一方、低地における輸出を指向した大規模な企業的な農業層に対しては、「動植物検疫に関する制度強化」や「遺伝子組み換え種子に対応したダイズの栽培方法の確立」等の面で、SIBTA や CIAT などの既に協力実績のある機関への支援が効果的である。</li> </ul>
協力内容	「案件概要 4) 」	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本側の援助資源、特に農業・農村開発分野における経験の蓄</li> </ul>



	<p>活動、5)投入、6)外部条件」</p>	<p>積や技術・知識（人的資源）の有無は、協力内容を検討する上で重要な条件である。ただし、在外事務所が案件を形成・実施する際に現地の専門家やコンサルタントなどの調達により容易になるのであれば、日本・日本人の技術や知識だけに限定して検討する必要はない。むしろ、より国際競争力の高い援助、あるいは、より効率的・効果的な援助という観点からは、有益な経験や人的資源を広く国際社会に求めるのも1つの方策である。また、新たな分野に取り組むのは、日本側の人的資源開発やキャパシティビルディングという観点からも重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サンタ・クルスには、オキナワとサンフアン の 2 つの日系移住地が存在する。また、移住農家の支援を目的に発足した CETABOL が周辺地域一帯を含めた地域農業開発に関する技術開発を行い、有効な地域開発手法と人材を有している。今後は、「日系人支援から日系人との協力による新たな発展を目指す段階」（「国別援助研究会報告書」、2004）と指摘されている。このため、低地の開発を検討する際にはこれらの機関や組織との連携を図ることに留意する必要がある。</li> </ul>
<p>類似案件からの教訓</p>	<p>「関連する援助活動」、「類似案件からのフィードバック」</p>	<p>特記事項なし（「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」参照）。</p>
<p>他ドナーとの棲み分けと協調</p>	<p>「関連する援助活動」、「類似案件からのフィードバック」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村分野では既に、多くのドナー及び NGO が支援を行っており、それぞれのドナーが技術的、経験的に優位な分野あるいは地域をもっている。プロジェクト形成にあたっては、他の開発パートナーが実施中のプログラムとの重複を避けるのみならず、連携の可能性も検討すべきであり、農業・農村開発セクター全体における開発資源の公平・適正な配分を目指す必要がある。</li> <li>・ 各ドナー及び NGO の経験を相互に活用することは、ドナー全体の援助の質と有効性を高めるものであり、ひいてはボリビア全体の開発への貢献度を高める。このためには、日頃の他ドナー及び NGO への情報発信及び意見交換を積極的に行っていくべきである。</li> </ul>
<p>民間セクターとの連携</p>	<p>「案件概要 4)活動、5)投入、6)外部条件」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村開発協力に際しては、民間セクター（民間企業）との連携の可能性を検討する必要がある。特に、民間企業や海外からの進出企業は、流通面や市場開発面で、豊富なノウハウを有しているため積極的な連携が必要となる。</li> <li>・ また、MERCOSUR への準加盟国であるボリビアは、今後、近い将来の FTAA 加盟も見据えた多国間農業交渉に対応できる体制作りが重要となる。</li> </ul>
<p>ジェンダー格差解消への取り組み</p>	<p>「案件概要 4)活動、5)投入、6)外部条件」、「優先順位（先方政府順位）」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボリビアだけでなく中南米諸国は、総じて男性優位の社会であり、女性の地位が低く、ジェンダー格差の大きい国である。その解消が貧困削減に貢献するという認識に立つと、女性をターゲットとする教育、保健、生活改善などへの協力が極めて重要である</li> <li>・ ただし、最初から女性だけをターゲットとしたアプローチを取ると、伝統的な指導者や男性住民からの反発があるので、最初は男性にもアプローチし、男女ともに参加する中で徐々に女性にターゲットを絞っていくのがよい。</li> <li>・ ジェンダー格差の解消策として、長期的には、1) 女性グループを対象とする教育、保健指導を実施する、2) 女性の収入源確保のため、小規模な農村工業や農畜産加工業に関する生産技術からマーケティングまでの指導を行うといったことが考えられる。当面は男性も取り込んだ形で展開できる案件の方が実施につながりやすい。</li> </ul>
<p>住民の組織化</p>	<p>「案件概要 4)活動、5)投入、6)外部条件」、「優</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困層が外部の情報を含む資源へアクセスする際、個人々では難しくとも、数人が集まることで容易になる場合がある。住民組織化（特定の活動のための集まり）はその1つの方法であり、</li> </ul>

	先順位（先方政府順位）」、「環境社会配慮ガイドラインに基づくスクリーニング様式」	<p>貧困層や小農を対象とした案件を形成する際には、活動の一部として組み込むことを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、ボリビアでは、最近、住民による道路封鎖や空港の占拠などが組織的に行われている。住民の組織化に当たっては、目的とインセンティブを十分に踏まえた配慮が必要となる。</li> </ul>
持続性を確保するシステムの構築	「案件概要 4) 活動、5) 投入、6) 条件」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボリビアでは、これまで JICA の農業・農村開発協力によって、技術面での開発は実施されたが、末端農家への技術普及が遅れているとの指摘が行われている（「国別事業評価報告書」、2000年）。高地平原のアチャカチ地域では、無償資金協力事業で、灌漑水路建設、道路整備が行われたほか、村おこしセンターがノンプロ無償活用で実施されている。しかし、「農家への直接的な技術支援が効果的に行われてこなかったために、受益農家の不満が大きい」（JICA 専門家報告書、2004年）と指摘されている。（*この原因としては、協力期間中にたびたびゼネストが発生し、治安上の問題から十分な支援がとれなかったことが指摘されている）</li> <li>一方、サンタ・クルス県を中心とする低地では、主要な農業開発機関である CIAT のほかに FDTA - TH（熱帯湿潤地域農牧技術開発基金）への技術協力（専門家派遣、開発調査、技術協力プロジェクト）を中心とした援助協力実績がある。</li> <li>また、サンタ・クルス県には、2つの日系移住地が存在し、移住地支援を目的に発足した CETABOL が周辺地域一帯を含めた地域農業開発に関する技術開発を行い、有効な地域開発手法や人材を有している。今後、「日系人支援から日系人との協力による新たな発展を目指す段階」（「国別援助研究会報告書」、2004年）にあり、CETABOL やこれまでの援助実績（CIAT への支援、小規模畜産農家のための技術普及計画、小規模農家向け優良種子普及計画等）を有効に活用することは、案件の持続性を確保する上で重要である。</li> </ul>

## 5.2 相手国の事情に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
政府・地方政府の開発計画	「現状と問題点」（または「背景」）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボリビアでは、国家農牧農村開発戦略(Estrategia Nacional de Desarrollo Agropecuario y Rural)が上位の農業・農村開発政策の指針として策定段階にある。その概要は、a)消費の奨励や中核都市及び中核的な村落の中心地を出稼ぎ先として開発することによる国内市場の拡大、b)動植物検疫や防疫体制の整備、証明書の発行、生産者の販売力の強化、市場の確保、既存農畜産物生産方式改善による、輸出推進ならびに海外市場の確保、c)生産性の向上を通じた競争力の強化、が掲げられている。</li> <li>このための戦略としては、a)小規模零細農家や先住民の支援、b)生産インフラの整備、c)土地所有問題（土地所有の格差）対策、d)コカ代替作物の推進、e)自然環境保全があげられている。</li> <li>しかし、これらの政策や戦略に関する予算措置、優先順位（地域、分野）プロジェクト期間（短期、中期、長期）別の仕分けや実施方法についての具他の方策は示されていない。ボリビア側との案件の形成や協議にあたっては、これらの点を踏まえて案件の妥当性や実施手順を協議する必要がある。</li> </ul>
地方分権化	「現状と問題点」（または「背景」）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1990年に策定された大衆参加法や地方分権化法は、集落を含めた地方自治体へ直接的に開発資金が流れ込むようになり、農業・農村開発方式にも大きな影響を及ぼした。</li> <li>しかし、市町村の行政能力の不足で予算実行が遅れていることや、成果主義に対する逆インセンティブ（貧困な農村や町村ほど補助金が多い）が生じている点、さらには、地方分権の進展</li> </ul>

		<p>の結果として公共投資が細分化され、規模の経済に沿った施策が困難となっていることは、案件形成上、特に留意すべき点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権化の行方は明らかではない。しかし、貧困削減を目的としてコミュニティを支援する場合には、他ドナーによる地方政府との連携方法も参考にして、地方政府より下位の集落レベルでどのように協力関係を構築するかを検討すべきである。</li> </ul>
市場経済化	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>MERCOSUR に代表されるような地域統合の促進は、今後とも市場経済化を促進するものと考えられる。総農家数の 80%を占める小規模零細農家をどのようにして市場経済化の流れに取り組み、その恩恵を共有できる案件形成は、今後の重要な課題である。</li> </ul>
カウンターパート機関	「実施体制」	特記事項なし(「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」参照)
財政赤字・債務	「現状と問題点」(または「背景」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件形成にあっては相手国政府の能力に留意すべきである。「能力」には大別して資金、制度、技術の 3 つに側面があるが、特に重要なものは財政状況である。技術協力や無償資金協力においても、相手国政府の費用負担は不可欠であり、協力終了後の自立発展性を確保する上でも財政的な能力は極めて重要である。</li> </ul>
ボリビア政府の案件承認プロセス	「優先順位(先方政府順位)」	特記事項なし(「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」参照)
ボリビア政府の援助に関する指向	「優先順位(先方政府順位)」	特記事項なし(「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」参照)
治安・生活環境の問題	「治安状況」	特記事項なし(「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」参照)

### 5.3 日本側の事情に関する留意点

項目	関連する要望調査票の項目	留意点
援助方針	「我が国援助方針との整合性」、「ミレニアム開発目標との関連」、「我が国重要開発課題との関連」	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地 ODA タスクフォースでは、高地平原と渓谷地では社会開発的な農村開発に重点を置き、低地では内国移住地を中心にこのような側面もカバーしながら、基本的には競争力の強化による生産面の強化を目指すことを開発方針に置いている。</li> <li>また、日本は他ドナーと比較しても援助額が大きく実績もあることから、援助スキーム(無償資金協力、技術協力)を有機的に連携して、生計維持と生産性向上・競争力強化に応じて使い分けを検討することが必要である。</li> <li>ボリビアでは農業・農村開発分野も含めた「JICA 国別事業評価報告書」が 2001 年に作成されている。同報告書では、農業開発分野は、プロジェクト目標の達成度がやや低い結果となっている。この理由としては次の点が指摘されている。</li> <li>農畜産研究開発や技術移転は良好に行われたが、技術普及面がやや弱かった。従って、当初期待された一般農家への効果も限定的であった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 研究対象とされた主要作物の単位収量の増加は、県内、国レベルでも認められず、効果は少なかった。</li> <li>- 農業開発プロジェクトの対象地区は貧困層が多い農村部であったが、貧困の削減や格差是正に主眼を置いた活動は行われていない。特にジェンダーへの配慮がなされていない。</li> </ul> </li> <li>このような評価結果から、今後の案件形成、協力の留意点として、a) PRSP に対応した案件、b) 技術移転から実践への強化、c) 貧困層向け技術協力への関与、d) 適切な実施機関の選択と運営体制の構築が提言されている。</li> <li>国別事業評価は、日本とボリビア政府による合同評価の側面が</li> </ul>

		強い。双方が合意した開発プログラム及びプロジェクトの評価結果に基づく提言は、案件形成と今後の案件実施に向けての教訓であり、実施方法を検討する際には積極的に活用を図る必要がある。
JICA の予算	「協力概算額」	特記事項なし（「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」参照）

#### 5.4 その他の留意点

項 目	関連する要望調査票の項目	留 意 点
現地コンサルタントの発掘・確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>在外事務所の担当者は、時間的な制約から、特に他セクターや他ドナーとの連携が必要とされるプログラム型の案件の形成に多くの時間や労力を費やすのは困難な状況に置かれている。したがって、事務所が案件形成を行う場合には、現地 NGO やコンサルタントの活用が極めて重要となる。</li> </ul>

## 6. モニタリング・評価手続及び指標

### <本章で行う作業の要点>

モニタリング・評価は、在外事務所が案件形成に留まらず一貫性のある案件管理を行うために最も重要な業務のひとつとなる。本章では、案件管理のフローの各段階における在外事務所の役割、各段階における評価ツールと適用範囲、成果指標の例、指標の入手可能性の検討方法などを示す。なお、これらは JICA の資料及び関係者からの聞き取りに基づく調査団の提案であることに留意されたい。

#### 6.1 モニタリング・評価の手続き

案件管理のフローの各段階における機能移管後に設定される在外事務所の役割を示す。

#### 6.2 成果指標の設定及び適用

案件管理の各フローの各段階における評価ツールとその中で具体的に成果指標を適用する部分及び指標の適用者を示す。

#### 6.3 成果指標例

第 3 章で示した農業・農村開発で取り組むべき課題（小項目）に関する主な成果指標の例を示す。

#### 6.4 成果指標データの入手可能性の検討

成果指標データの入手可能性を勘案しながら指標の検討・設定（最終化）を行う作業の流れを示す。

6.1 モニタリング・評価の手続き

2004 年度より本格的に開始した在外事務所強化の動きにともない、案件管理にかかる機能が本部から在外事務所へ移管されつつある。これにより、これまで本部が企画、調達、運営、監理の実施主体であったのが、今後は在外事務所がその主体となっていく。こうした動きの中で、「モニタリング・評価」は、一貫性のある案件管理を行うために、国別事業実施計画の策定及び案件の発掘・形成業務と並んで、在外事務所の最も重要な役割のひとつとなる。図 6-1 に、案件管理のフローにおける機能移管後に想定される各段階の在外事務所の役割を示す<sup>13</sup>。



図 6-1 案件管理フローと在外事務所の役割

<sup>13</sup> 各段階における業務上の留意点については、JICA 企画・調整部 事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版 JICA 事業評価ガイドライン」、2004 年 2 月を参照。

6.2 成果指標の設定及び適用

指標は、実施案件の達成目標を設定するため、あるいは案件実施中及び実施後に成果を測るために必要となる。すなわち、指標はプログラムの「有効性」を確認するために設定されるもので、案件実施前にはベースラインとして、実施中及び実施後にはベースラインからの変化を見るために必要となる。このように指標は事前と事後の比較に使われることから、同一の指標を一貫して用いる必要がある。なお、指標は「農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）」も併用して検討する。

案件管理フローの中で、主に成果指標を適用できるのは、案件形成時及び事前・中間・終了時・事後評価の各段階である。図 6-2 に、これら段階における評価ツールと其中で具体的に成果指標を適用する部分、及び指標の適用者を示す。

案件管理フロー	目的	評価ツールおよび指標の適用部分	適用者
国別事業実施計画の策定 / 案件発掘・形成  本邦における案件採択	国別事業実施計画の策定および案件形成を行う。両者は同時進行の場合もあれば、一方が先に準備が進んで、他方の考え方のベースとなる場合もある。	ツール：要請案件調査票 指標の適用部分： 案件概要 (1) 上位目標 (2) 案件の目標	在外事務所 担当職員
事前評価  SW/RD協議	プロジェクト実施前に、対象プロジェクトのJICA国別事業実施計画との整合性を検討し、プロジェクトの内容や協力効果を明確にする。これによりプロジェクトの適切性を総合的に検討・評価する。	ツール：事前評価表 指標の適用部分： 「4. 協力の枠組み」における(1)協力の目標(アウトカム) 「5. 評価項目による評価結果」における(2)有効性および(4)インパクト	在外事務所 担当職員/ コンサルタント
案件実施  中間評価	協力期間の中間時点で、プロジェクトの実績と実施プロセスを把握し、妥当性、効率性などの観点から評価し、必要に応じて当初計画の見直しや運営体制の強化を図る。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性(予測)」および「インパクト(予測)」の評価	在外事務所 担当職員/ コンサルタント
終了時評価	プロジェクトの目標達成度、事業の効率性、今後の自立発展性の見通しなどの観点から評価するもので、その結果を踏まえて、協力終了の適否や協力延長などフォローアップの必要性を判断する。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性」および「インパクト(予測)」の評価	在外事務所 担当職員/ コンサルタント
事後評価  国別事業実施計画の策定 / 案件発掘・形成	協力終了後数年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクトと自立発展性の検証を行い、JICA国別事業実施計画の改善や効果的・効率的な事業の立案・計画と実施に向けた教訓・提言を得る。	ツール：PDMおよび評価グリッド 指標の適用部分： PDMにおける「プロジェクト目標」および「上位目標」における「指標」 PDMおよび評価グリッドを活用した「有効性」および「インパクト」の評価	在外事務所 担当職員/ コンサルタント

注：1) 事前評価・中間評価・終了時評価・事後評価における「目的」は、JICA 企画・調整部 事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」、2004年2月から引用。  
 2) 前評価表、PDM、評価グリッド等にかかる詳細な説明は、ここでは省略する。詳しくは、JICA 企画・調整部 事業評価グループ「プロジェクト評価の手引き：改訂版JICA事業評価ガイドライン」、2004年2月を参照。

図 6-2 案件管理フローにおける指標の適用

6.3 成果指標例

第3章3.5節で示した農業・農村開発において取り組むべき課題に関する主な評価指標の例は表6-1のとおりである。

表6-1 農業・農村開発の課題に関する成果指標の例

開発目標	開発課題		指標例
	プログラムレベル開発課題	サブ課題	
生計維持対策による生活安全保障の確保	1.飲料水供給・衛生改善	飲用水施設の整備・拡充	・ 飲料水導入戸数
	2.市レベルの地域保健衛生の改善	母子保健の改善支援 地域保健医療ネットワークの強化	・ 母子死亡率の変化 ・ 保健医療ネットワークのカバー範囲
	3.初等・中等教育の普及、質的向上	成人識字率の向上	・ 識字率の変化、進学率の変化
	4.職業訓練の強化・活性化	職業能力の開発支援（農業技術、裁縫、小規模農産加工等）	・ 職業訓練学校の数 ・ 訓練学校入学・卒業生の数
	5.持続的な農業生産活動の推進	土壌劣化の防止支援	・ 土壌侵食面積の推移
		適正な肥培管理技術の開発・普及支援	・ 単位面積当たり収量の変化
		耕地利用率・作付率の向上	・ 作付け強度の変化
		農畜産技術の普及と人材育成強化支援	・ 普及員の数の変化
		ポスト・ハーベスト技術の改善支援	・ 収量水準、生産量の変化
	灌漑整備／維持管理体制の整備	・ 灌漑面積の変化 ・ 灌漑導入農家数の変化	
6.換金作物の導入による農家経営の維持強化	高収益作物の導入・普及支援	・ 農業収入の変化 ・ 農産物販売量の推移	
農業生産性の向上を通じた地域経済開発の推進	1.生産性の改善による生産力と競争力強化	土壌劣化の防止支援	・ 土壌侵食面積の推移
		適正な肥培管理技術の開発・普及支援	・ 単位面積当たり収量の変化
		ポスト・ハーベスト技術の改善	・ 収量水準、生産量の変化
		農畜産技術の普及と人材育成強化支援	・ 普及員の数の変化
		動植物検疫体制の整備支援	・ 農畜産物輸出量の変化
	農業生産支援関連組織の強化支援	・ 組織の改編状況、人員、施設の変化、	
	2.生産コストの削減強化	適切な輪作体系技術の開発と普及支援	・ 年間耕地利用率の変化
		生産資機材の共同購入体制の支援	・ 生産費の減少率（変化）
		共同集出荷体制の強化支援	・ 農民組織数の変化
		不耕起栽培技術の開発・普及支援	・ ダイズ等の生産費の変化、 収量の変化
		流通・販売体制の整備（農道、貯蔵サイロ等の整備）	・ 販売収益の変化 ・ 流通施設の増加数
	3.農畜産加工業の振興	加工用原料の質的向上支援	・ 加工製品の販売価格の変化
		農畜産加工技術の改善・強化支援	・ 2次加工製品の生産量の変化
		農畜産加工製品の検査体制の強化支援	・ 検査施設、人員の整備状況
	4.生計手段の多様化	農村観光の振興支援	・ 農外収入の変化 ・ 観光客の増加率
	5.環境保全対策の推進	森林保全対策の強化支援	・ 森林面積の増減率
		土地利用計画の策定支援	・ 土地利用規制制度の有無

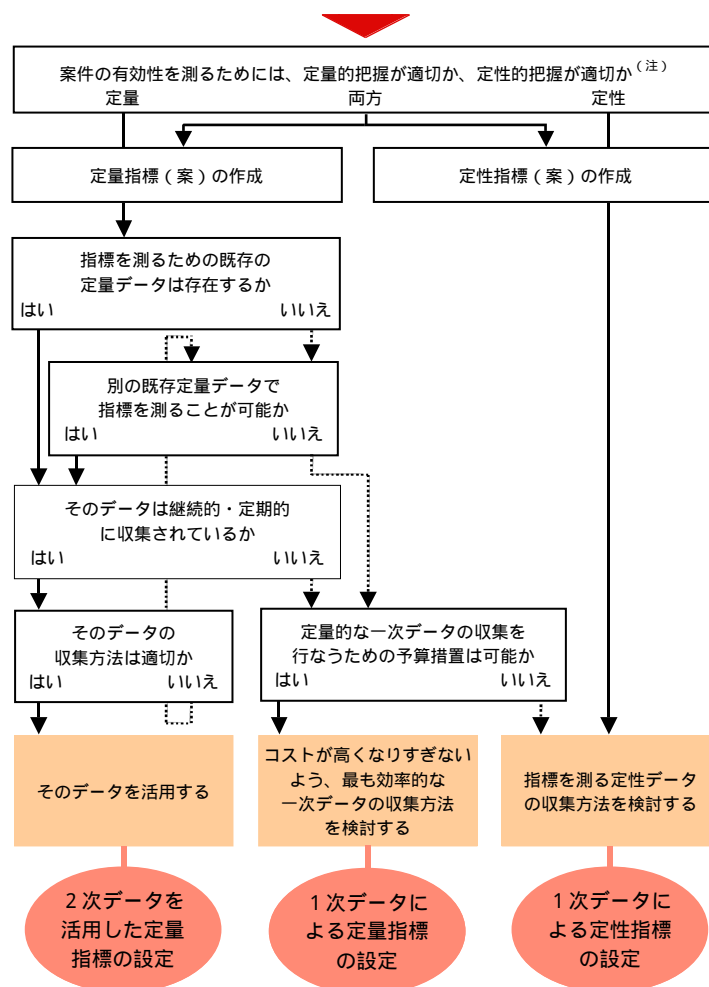
注：開発目標のうち「生計の維持対策による生活安全保障の確保」については、農業収入だけでなく農外所得の確保についての検討も必要である。今回の調査では、時間的な制約要因からこの面での詳細な調査は実施されていないので、評価指標には含めていない。



6.4 成果指標データの入手可能性の検討

データ収集には、政府や国際機関等による二次データを活用する方法と、案件の中でベースラインから一貫して一次データを収集する方法の2つの方法がある。前者は、データ収集コストを低く抑えることができる一方で、適当かつ継続的に収集されているデータが存在しないことがある上、データの信憑性を確認することが困難な場合がある。他方、後者は、案件に合ったデータ収集方法を適用することが可能である一方で、データ収集コストが比較的高い。このため、有効性を測ることの重要性に照らし、高いコストをかけることが妥当であるかを十分検討する必要がある。

図6-3は、成果指標データの入手可能性を勘案しながら指標の検討・設定（最終化）を行うためのフローチャートである。案件の有効性を測るのに定性的把握が適当かあるいは定量的把握が適当か、適切な既存データは存在するか、予算は十分か、具体的にどのようにデータを収集するかを検討した上で、最終的に指標を設定するという流れになっている。



注： 1) 達成目標（本指針では開発課題）が量的なものであるか質的なものであるかをみる。例えば、目標が「収量の向上」といった量的なものであれば定量的な把握をする。「農村住民の意識の向上」といった質的なものであれば定性的な把握をする。  
 2) 定量的な把握が適切であると判断された場合でも、データがない場合には質的なものを見る。  
 3) 得られるデータが不十分な場合には定性的な把握によって補う。例えば「栄養改善」を達成目標とする場合、低体重率や栄養失調率などの定量的な把握を必要とするのみならず、栄養改善にかかる母親の認識変化などの定性的な情報も補充的に収集することが望ましい。

出所： 調査団作成。

図6-3 指標の検討用チャート（参考）

## 資料編

## 資料編目次

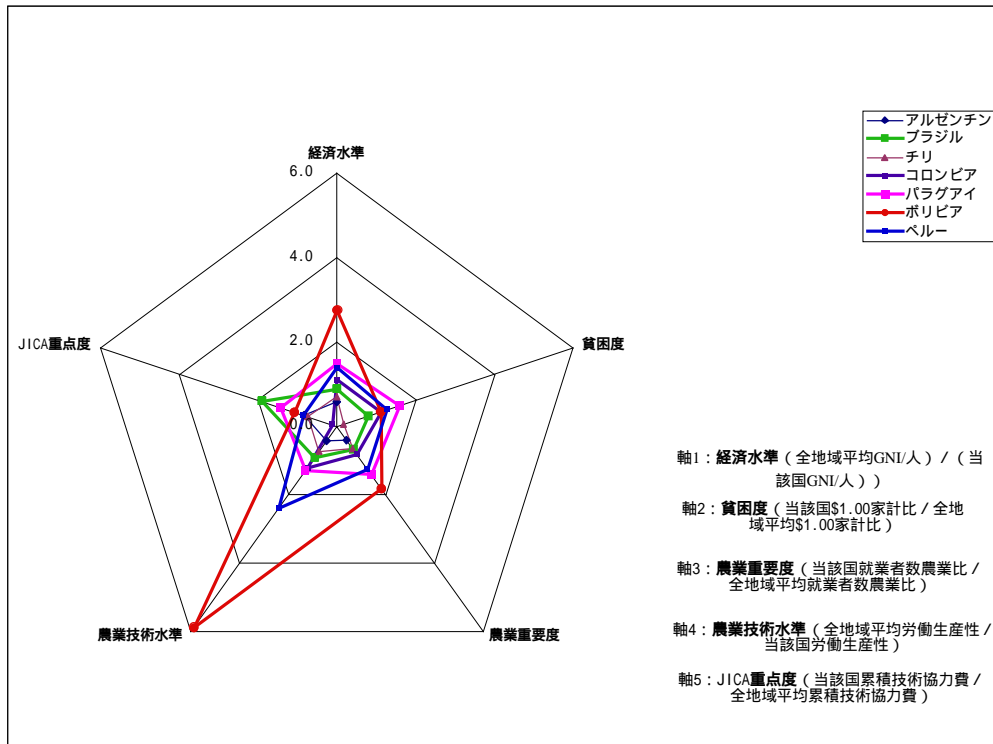
R.1	世界及び南米におけるボリビア国の位置づけ .....	BOL(R)-1
R.2	農業・農村開発分野の位置づけ .....	BOL(R)-2
R.2.1	経済・社会開発の動向 .....	BOL(R)-2
R.2.2	農業の概要 .....	BOL(R)-4
R.2.3	ボリビアにおける農業開発の推移 .....	BOL(R)-5
R.2.4	地域別農業生産の動向 .....	BOL(R)-5
R.3	農村社会 .....	BOL(R)-8
R.3.1	農村社会の構造 .....	BOL(R)-8
R.3.2	基本的な生活条件の概況 .....	BOL(R)-10
R.3.3	農村インフラ .....	BOL(R)-12
R.4	主要ドナーの援助動向 .....	BOL(R)-15
R.4.1	PRSP への視点 .....	BOL(R)-15
R.4.2	日本の援助動向と今後の方向性 .....	BOL(R)-15
R.4.3	他ドナー .....	BOL(R)-16
 (参考資料)		
1.	地域別特徴(案) .....	BOL(R)-21
2.	貧困マップ .....	BOL(R)-23
3.	JICA プロジェクト位置図 .....	BOL(R)-24

R.1 世界及び南米におけるボリビア国の位置づけ

南米地域における本指針策定対象国は、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、パラグアイ、ボリビア、ペルーの7カ国である。これらの国の平均 GNI/人は\$6,571 と非常に高く、アフリカの約6倍、東南アジアの約1.5倍である。このような発展レベルに対応して、各国の農業の重要度と貧困比率は相対的に低いものとなっている（農業の対 GDP 比 13%、貧困比率 13%）。しかしながら、各国では従来貧富の差が大きいことが特徴となっており、特に農村部の貧困の高さは現在でも大きな政策課題となっている。

これら7カ国を子細に見ると3グループに分けられる。比較的経済発展が順調なアルゼンチン、チリ、ブラジル（いずれも GNI/人が\$7,000 以上）、経済発展の不十分なコロンビア、ペルー、パラグアイ（GNI/人が\$4,500 から\$6,000 の間）、そして最後に、発展が滞っているボリビア（GNI/人\$2,380）である。

ボリビアの農業労働生産性は\$748(2001年)であり、中米地域のホンジュラス（\$990）より低く、東南アジア地域のインドネシア（\$744）と同レベルである。肥料の投入量も極めて低く（25g/ha）土地生産性（1.6t/ha）も南米で最低となっている。ボリビアを含む南米地域の本指針策定対象国の貧困と農業特性の比較を図1-1に示す。



出所：世界銀行、「World Development Indicators」、2003年などを基に調査団作成。

図 1-1 本指針策定対象国の貧困と農業特性の比較

## R.2 農業・農村開発分野の位置づけ

### R.2.1 経済・社会開発の動向

ボリビアは、南緯 9° 38' ~ 22° 53'、西経 57° 26' ~ 69° 38' の範囲にあり、南米大陸のほぼ中央に位置する。国土面積は約 110 万 km<sup>2</sup> (日本の約 3 倍) である。国土は、北部と東部をブラジルに接し、西部はペルーとチリ、南部はパラグアイとアルゼンチンに囲まれた内陸国である。地形条件からは、高地平原、渓谷地、低地の 3 地域に区分される。但し、農業地域区分上は、低地をさらに、湿潤熱帯と半乾燥地の 2 地域に分割し、4 地域で捉えている。また、行政的には、国内は 9 つの県により構成される。

ボリビアは 1980 年代後半から 1990 年代を通じて「ボリビア・モデル」と呼ばれた政治経済体制<sup>1</sup>を維持し、政治経済の自由化を比較的安定して進めてきた。しかし、政治の自由化に伴い先住民や貧困層が政治的に進出する一方で、公職の配分における政党間の調整など古い政治体制が残存したことへの反発が徐々に拡大していった。また、市場自由化に伴う外国系企業の進出、失業者数の増大等から、経済政策への国民の不満も広がり、1999 年の経済不況を引き金として反政府活動が活発化した。2003 年には「EBRP (ボリビア版 PRSP) 第 2 版」の策定とチリ経由ガス輸出の問題に関連して暴動が発生し、当時のサンチェス政権は退陣に追い込まれ、ボリビア・モデルは崩壊した。現在はメサ新政権の下で、国民の合意を得つつ新たな政治体制の模索が続いている (調査時点。その後 2005 年 6 月、議会はメサ大統領の辞任を承認し、最高裁のロドリゲス長官を暫定大統領に指名した。新大統領選出のための選挙が行われる予定である)。

ボリビアの一人当たり GNI は、前述したように US\$2,380(2001)と他の南米諸国から大きく遅れをとっている。経済発展の遅れの要因としては、独立後の領土喪失で陸封国となってしまったこと<sup>2</sup>、国土は地形条件の厳しい山岳地帯を多く包括し、国内の流通や通信面等の経済インフラの整備が容易でないことなどがあげられる。

経済成長率は、表 2-1 に示すように 1990 年代は年率でほぼ 5%の安定的な経済成長を実現した。経済成長に最も貢献したのはサービス部門で、貢献が小さかったのは農業部門であった<sup>3</sup>。サービス部門には民営化の対象となった国営企業が含まれ、民営化とともに業務拡大を進めたことも成長率を高めた一因であった<sup>4</sup>。その間、石油・ガス部門、鉱業開発への海外直接投資も経済成長を支えた要因となった。しかし、1999 年以降は、政治的動揺が始まり、海外直接投資は減少し、成長も大きく鈍化した。

表 2-1 ボリビア経済の成長率

年	GDP年実質成長率(%)	GDP/人実質成長率(%)
1991	5.3	2.8
1992	1.6	-0.9
1993	4.3	1.9
1994	4.6	2.2
1995	4.7	2.4
1996	4.4	2.0
1997	4.9	2.5
1998	5.0	4.0
1999	0.4	-3.3
2000	2.4	0.1
2001	1.2	1.9

出所: IMF International Financial Statistics (2003)から調査団算出

<sup>1</sup> 「ボリビア・モデル」とは、1980 年代の経済的危機を打開するために、1985 年のエステンソロ政権により始まった、政党間の連携・協約に基づく協調体制のことである。

<sup>2</sup> 特にチリとの紛争で太平洋へのルートを失ったことの影響は大きい。

<sup>3</sup> 1990-01 間のセクター別平均年成長率は以下の通り。農業：2.8%、工業：3.7% (製造業：3.6%)、サービス：4.1%。JICA「ボリビア国別援助研究会報告書」、2004 年。

<sup>4</sup> 前掲書、p.84。

表 2-2 にボリビアの経済構造を示す。同表に示すようにボリビア経済は、サービス部門がかなり大きい。これには都市部貧困層の活動であるインフォーマル・セクターも含まれている（対 GDP 比で約 13%）。もう一つの特徴は、鉱業部門が大きい（14%）ことである。これには、従来からの錫に加え、最近開発が進んでいる石油・ガス、金・宝石等貴金属生産が含まれる。農業セクターは対 GDP 比で 16%と相対的に小さいが、農業セクターは就業者比率ではほぼ 5 割、輸出においても 4 割のシェアを占め、ボリビア経済における重要なセクターとして位置づけられる。

表 2-2 ボリビア経済のセクター別構成比

	農業	鉱工業	(内、製造業のみ)	サービス
GDP構成比 (2001)	16	29	(15.0)	56
就業人口構成比 (2001)	44	n.a	(n.a.)	n.a.
輸出額構成比 (2002)	39	60	(17.0)	1

注) 農業輸出(含、生鮮品、加工品、繊維皮革製品)

出所: GDP構成比...世銀WDI (2003)

就業人口比...ILO website: www.oit.cr/eamatdata/et4.php

輸出額構成比...UNCTAD/WTO Website: www.intracen.org/

表 2-3 にボリビアの輸出品構成の変化を示す。近年は、ガス・石油製品とダイズ関連製品の輸出が拡大する一方、伝統的な錫・亜鉛等の鉱産物の輸出は減少傾向にある。全般的にボリビアの外貨獲得は鉱物資源等の一次産品が中心で、農業分野ではダイズを除けばほとんどない。ダイズは、世界的にも需要拡大の傾向にあり、生産・輸出の拡大が期待されている。

表 2-3 ボリビア輸出主要品目の比率

主要輸出品分類 / 年	1998	1999	2000	2001	2002
ダイズ関連製品(%)	17.6	15.4	17.5	19.2	22.0
錫・亜鉛等鉱産物(%)	22.1	19.5	21.8	16.8	17.3
ガス・石油 (%)	7.1	5.0	12.2	22.4	25.0
金等貴金属品(%)	14.0	10.6	10.2	10.7	10.8
上記計	60.8	50.5	61.7	69.3	75.1
輸出総額 (\$mil)	1321	1399	1454	1349	1369

出所: UNCTAD/WTO Website: www.intracen.org/tradstat/

現在、中南米では貿易に関する地域統合の機運が高まっている。ボリビアはこれまで、アンデス共同体 (ANCOM)<sup>5</sup>、アンデス貿易促進法グループ<sup>6</sup>、南米南部共同体市場 (MERCOSUR)<sup>7</sup>などに参加している。FTAA<sup>8</sup>の合意に向けても各国間の調整が進められた。この新統合の実現により、NAFTA、ANCOM、MERCOSUR、

カリブ共同体・共同市場をすべて含む人口 8 億、GDP 計 11 兆ドル強の大型地域経済圏の確立が予想され、ボリビアの貿易、引いては国内の諸産業にも大きな影響が予想される。

<sup>5</sup> 域内自由貿易と関税同盟を目的に 1969 年発足、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドル、ベネズエラの 5 カ国が参加。

<sup>6</sup> 麻薬撲滅を目指しアメリカがベネズエラ以外のアンデス共同体 4 カ国と調印 (1991 年調印、2002 年拡大更新)。麻薬・コカ栽培撲滅と引き換えにアメリカへのアパレル・皮革製品の輸出無税の恩典。

<sup>7</sup> 1985 年、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの 4 カ国にチリ、ボリビアが準加盟国で参加。域内貿易の自由化と関税同盟を目指す。しかし、人・資本の自由移動までには至らず。

<sup>8</sup> FTAA: Free Trade Area of Americas の略。

R.2.2 農業の概要

表 2-4 に示す通り、ボリビアの農村部では約 85%の家計が貧困ラインにあり、さらに約 70%が極貧の状態にある。貧困率は、地域によっても異なり、高地平原では、ところによっては 90%以上が貧困とされる地域もある。

高地平原の農家は経営規模も小さく、農業用水の不足や土壌侵食の発生などの要因から農業生産性が低く、自給用食料の確保も困難な地域もある。一方、サンタ・クルス県を中心とする低地は、農家の経営規模も高地平原や渓谷地に比べると大きく、貧困度も低くなっている。

表 2-5 は、農業指標を南米諸国間で比較したものである。同表からは、ボリビアの肥料投入量、機械化及び農業労働生産性の低さが際立っていることが読み取れる。

表 2-6 は、過去 11 年間の農業セクターの成長率の推移を示している。同セクターの全体の成長率は、平均年率 1.5%であり、このうち作物の平均成長率が 2.9%と高くなっている。畜産分野は 0.1%の成長率で、部門全体の成長率を阻害する傾向にある。

ボリビアの農業生産では、サンタ・クルス県を中心とする低地において、ダイズの生産が拡大しており、1990 年代の作物生産の成長の高さは、ダイズの生産拡大に依存する面が強い。

表 2-4 ボリビアの貧困率

地域	貧困率 (%)	極貧率 (%)
全国	63.5	40.2
都市部	51.0	22.6
農村部	84.5	69.5

出所: INE, Ecuesta Nacional de Hogares, 2002

表 2-5 穀物自給率、農業生産性、生産投入量の比較

国名	穀物自給率 (1994-98平均)	農業労働 生産性 (US\$)	肥料投入量 (100 grams / ha of arable land)		農機具投入 (トラクター 台数/Arable Land 100平方 km) (台)		灌漑比率 (% of cropland)
			1999-01	1998-00	1997-99	1997-99	
アルゼンチン	2.264	10351	323	112	5.7		
ブラジル	0.823	4798	1200	151	4.4		
チリ	0.718	6040	2416	272	78.4		
コロンビア	0.473	3590	2342	103	20.4		
パラグアイ	1.156	3389	299	75	2.9		
ボリビア	0.791	748	25	29	5.9		
ペルー	0.446	1834	619	36	28.6		
南米平均	0.953	4393	1032	111	20.9		

出所: (穀物自給率) 平沢明彦、他、「世界各国の穀物自給率と耕地賦存、所得、農業保護」、農業経済研究、pp. 185-197、第75巻第4号(2004)  
(農業労働生産性、肥料投入量、農機具投入量、灌漑比率) World Development Indicator (2003)

表 2-6 ボリビア農業セクター実質年成長率

年	農業全体 生産指数	成長率	作物全体 生産指数	成長率	穀物全体 生産指数	成長率	畜産全体 生産指数	成長率
1992	94.7	-7.2	97.2	-8.1	105.0	0.6	92.0	-6.5
1993	96.6	2.0	103.4	6.4	119.2	13.5	92.3	0.3
1994	103.2	6.8	108.4	4.8	102.9	-13.7	97.4	5.5
1995	109.9	6.5	118.5	9.3	113.3	10.1	100.4	3.1
1996	111.2	1.2	120.5	1.7	118.9	4.9	101.8	1.4
1997	113.5	2.1	123.0	2.1	94.1	-20.9	103.6	1.8
1998	112.7	-0.7	122.4	-0.5	111.5	18.5	103.4	-0.2
1999	110.8	-1.7	120.6	-1.5	106.2	-4.8	103.4	0.0
2000	118.7	7.1	138.6	14.9	116.3	9.5	101.9	-1.5
2001	114.4	-3.6	130.4	-5.9	114.8	-1.3	99.6	-2.3
2002	118.3	3.4	141.5	8.5	118.3	3.0	99.0	-0.6
平均	92.6	1.5	120.4	2.9	111.0	1.8	99.5	0.1

注) 生産指数 = 100 (1989-91平均)  
出所: FAO Production Yearbook (2002)、成長率は生産指数から計算

### R.2.3 ボリビアにおける農業開発の推移

ボリビアでは 1953 年に農地改革法が制定された。農地改革を含む 1952 年以降の農村開発戦略は以下の点を骨子としている。

- a) 小作農のための高地平原と渓谷地における大規模な土地配分
- b) 高地平原における人口軽減のための、アンデス山麓とサンタ・クルス県における低地での入植プログラム推進と農業フロンティア開発
- c) コチャバンバとサンタ・クルス市を結ぶ高速道路と、砂糖精製、牛乳加工、棉花加工、食用油精製等の農産加工インフラへの公共投資
- d) 特に農村クレジットと汎米農業サービス機構 (SAI) を通じた技術開発の支援

これら農村開発支援は、ボリビア社会が政治経済危機に陥る 1980 年代前半まで継続した。これらの政策によって以下のような成果が達成されている。

- a) 1980年代までに高地平原地域の農地のほとんどが村落共同体と個別農民に分配された。
- b) 約 8～10 万家族が高地平原地域と渓谷地から湿潤低地へ入植した (300～500 万 ha の入植地の割り当て事業)。
- c) 徐々にではあるがインフラ (道路、学校、農産加工) も整備された。同時にこの時期チャパレ地域ではコカ栽培が盛んとなり地域経済を活性化した。

1985 年には新経済政策が策定され、農産物の生産拡大と生産性向上、輸出促進、輸入代替農産物の生産、コカ代替作物の振興、高地平原、渓谷地域の農民の収入増大が政策課題に掲げられた。その後、第 1 次サンチェス政権の「農業生産改革戦略：ETAPA」へとつながって行く。

ボリビアでは、1975 年まで、国の農業研究は農牧農村開発省内で運営されてきた。しかし、同年に農業研究と普及を総合的に実施する「農牧研究公社 (IBTA)」が設立された。サンタ・クルスに関しては、農業条件の違いから独自に「熱帯農業研究センター (CIAT)」が設置された。しかし、1995 年の地方分権化政策により IBTA は県に移管され、予算不足から体制は弱体化した。この間、政府に代わって NGO が農業・農村開発に強くかかわるようになっている。

### R.2.4 地域別農業生産の動向

最近 10 年間 (1990-2000 年) の農作物生産量と収量はともに増加している。その中でもサンタ・クルス県を中心とする低地でのダイズの増産が顕著である。そのほか穀物ではコメ、果実ではブドウ、野菜ではトマト、また、飼料作物のアルファルファが増産傾向にある。一方で、棉花やジャガイモ等の作物は減産傾向にある。下記に高地平原、渓谷地及び低地 (湿潤熱帯、半乾燥地を含む) の地域別の農業生産状況を示す。



表 2-7 高地平原における生産状況

作物	面積 (ha)		増減	生産量 (ton)		増減	収量(t/ha)		増減
	1999/00	2000/01		1999/00	2000/01		1999/00	2000/01	
全体	325,457	318,763	-2.1	949,055	931,168	-1.9			
穀物	162,982	159,711	-2.0	160,494	157,655	-1.8			
コメ	13,000	12,560	-2.7	22,300	22,350	0.2	1.72	1.77	3.0
オオムギ	52,000	51,941	-0.1	37,000	37,038	0.1	0.71	0.71	0.2
トウモロコシ	39,442	38,661	-2.0	60,032	59,367	-1.1	152	1.54	0.9
キヌア	35,400	33,608	-5.1	23,050	21,582	-6.4	0.65	0.64	-1.4
コムギ	23,140	22,851	-1.2	18,112	17,318	-4.4	0.78	0.76	-3.2
コーヒー	24,000	23,850	-0.6	23,900	23,610	-1.2	0.99	0.99	-0.6
果実	14,055	13,954	-0.7	143,628	143,558	-0.0			
バナナ/プラタノ	13,000	12,897	-0.8	138,000	138,192	0.1	10.62	10.72	0.9
ブドウ	1,055	1,057	-0.2	5,628	5,366	-4.7	5.34	5.08	-4.8
野菜	3,155	31,006	-0.5	63,033	63,553	0.8			
エンドウマメ	7,145	7,115	-0.4	14,033	14,287	1.8	1.96		
ソラマメ	23,450	23,348	-0.4	44,100	44,436	0.8	1.88	1.90	1.2
トマト	560	543	-3.0	4,900	4,830	-1.4	8.75	8.90	1.7
工芸作物	960	985	2.6	21,450	21,996	2.5			
サトウキビ	580	585	0.9	21,000	21,500	2.4	36.21	36.75	1.5
ラッカセイ	380	400	5.3	450	496	10.2	1.18	1.24	4.7
根菜類	80,000	76,880	-3.9	454,001	441,430	-2.8			
ジャガイモ	75,500	72,396	-4.1	412,001	399,200	-3.1	5.46	5.51	1.0
キャッサバ	4,500	4,484	-0.4	42,000	42,230	0.5	9.33	9.42	0.9
アルファルファ	12,395	12,377	-0.1	82,549	79,366	-3.9	6.66	6.41	-3.7

表 2-8 渓谷地における生産状況

作物	面積 (ha)		増減	生産量 (ton)		増減	収量(t/ha)		増減
	1999/00	2000/01		1999/00	2000/01		1999/00	2000/01	
全体	409,548	407,391	-0.5	1798,032	182,7050	1.6			
穀物	259,998	259,069	-0.4	392,974	39,9030	1.5			
コメ	14,740	14,843	-0.7	25,349	2,5764	1.6	1.72	1.74	0.9
オオムギ	38,400	38,333	-0.2	27,080	2,6984	-0.4	0.71	0.70	-0.2
トウモロコシ	150,900	149,905	-0.7	292,810	29,8450	1.9	1.94	1.99	2.6
キヌア	315	320	1.6	185	157	-15.1	0.59	0.49	-16.5
ソルガム	43	45	4.7	50	55	10.0	1.16	1.22	5.1
コムギ	55,600	55,623	0.0	47,500	47,620	0.3	0.85	0.86	0.2
コーヒー	445	451	1.3	368	372	1.1	0.83	0.83	-0.3
果実	28,773	28,230	-1.9	295,250	287,632	-2.6			
バナナ/プラタノ	25,800	25,310	-1.9	273,500	265,037	-3.1	10.60	10.47	-1.2
ブドウ	2,973	2,920	-1.8	21,750	22,595	3.9	7.32	7.74	5.8
野菜	19,260	19,076	-1.0	47,850	47,968	0.2			
エンドウマメ	7,800	77,690	-1.4	15,050	15,240	1.3	1.93	1.98	2.7
ソラマメ	10,200	10,138	-0.6	20,800	21,100	1.4	2.04	2.08	2.1
トマト	1,260	1,248	-1.0	12,000	11,628	-3.1	9.52	9.32	-2.2
工芸作物	29,612	31,007	4.7	493,695	536,255	8.6			
棉花	340	345	1.5	195	198	1.5	0.57	0.57	0.1
サトウキビ	10,102	10,625	5.2	460,100	502,925	9.3	45.54	47.33	3.9
ラッカセイ	8,370	8,414	0.5	9,650	10,095	4.6	1.15	1.20	4.1
ダイズ	10,800	11,623	7.6	23,750	23,037	-3.0	2.20	1.98	-9.9
根菜類	61,240	59,298	-3.2	479,095	466,187	-2.7			
ジャガイモ	51,600	49,660	-3.8	385,000	371,897	-3.4	7.46	7.49	0.4
キャッサバ	9,640	9,638	-0.0	94,095	94,290	0.2	9.76	9.78	0.2
アルファルファ	10220	10260	0.4	88800	89606	0.9	8.69	8.73	0.5

表 2-9 低地における生産状況

作物	面積 (ha)		増減	生産量 (ton)		増減	収量 (t/ha)		増減
	1999/00	2000/01		1999/00	2000/01		1999/00	2000/01	
全体	1,176,639	1,146,049	-2.6	6,056,665	5,937,903	-2.0			
穀物	332,135	314,292	-5.4	696,230	715,664	2.8			
コメ	133,435	121,760	-8.7	262,450	239,020	-8.9	1.97	1.96	-0.2
オオムギ	300	310	3.3	230	250	8.7	0.77	0.81	5.2
トウモロコシ	116,950	117,552	0.5	300,429	320,012	6.5	2.57	2.72	6.0
ソルガム	42,700	42,670	-0.1	94,471	104,542	10.7	2.21	2.45	10.7
コムギ	38,750	32,000	-17.4	38,650	51,840	34.1	0.99	1.62	62.4
コーヒー	818	843	3.1	660	685	3.8	0.81	0.81	0.7
果実	23,380	23,029	-1.5	284,680	285,610	0.3			
バナナ/プラタノ	23,230	22,874	-1.5	283,700	284,600	0.3	12.21	12.44	1.9
ブドウ	150	155	3.3	980	1,010	3.1	6.53	6.52	-0.3
野菜	7070	7715	1.5	121,452	122450	0.8			
エンドウマメ	275	280	1.8	800	780	-2.5	2.91	2.79	-4.2
ソラマメ	155	160	3.2	297	310	4.4	1.92	1.94	1.1
トマト	6,640	6,735	1.4	120,355	121,360	0.8	18.13	18.02	-0.6
工芸作物	779,401	766,292	-1.7	4443,883	4301,174	-3.2			
棉花	3,700	9,000	143.2	1,480	2,070	39.9	0.40	0.23	-42.5
サトウキビ	73,156	75,012	2.5	3,120,648	3,334,648	6.9	42.66	44.46	4.2
ヒワマリ	130,000	135,000	3.8	110,500	149,350	35.2	0.85	1.11	30.2
ラッカセイ	3,045	3,037	-0.3	3,450	3,421	-0.8	1.13	1.13	-0.6
ダイズ	569,500	544,243	-4.4	1,207,805	811,449	-32.8	2.12	1.49	-29.7
根菜類	33,690	34,268	1.7	508,700	511,210	0.5			
ジャガイモ	6,500	6,483	-0.3	130,000	131,000	0.8	20.00	20.21	1.0
キャッサバ	2,190	27,785	2.2	378,700	380,210	0.4	13.93	13.68	-1.8
アルファルファ	145	150	3.4	1,060	1,110	4.7	7.31	7.40	1.2
Total 1)+2)+3)	1,911,734	1,872,203	-2.1	8,803,752	8,696,121	-1.2	-	-	-

## BOX 2-1 ボリビアの農業開発における日本の貢献 - CETABOL の移住地農業への貢献 -

サンタ・クルス県は、国内の穀倉地帯と呼ばれている。サンファンやオキナワ移住地のほかに JICA 直営による農業試験場 (CETABOL) がある。CETABOL の前身は 1961 年にサンファン移住地に設置された指導農場に始まる。移住地のニーズに応じた農業指導を実施してきた。例えば、試験研究・指導対象作物は、オキナワ移住地に対しては陸稲、棉花、トウモロコシ、養豚、養鶏、肉牛、乳牛であったが、現在はダイズ、コムギ、果樹 (マンゴ)、肉牛となっている。サンファン移住地では、陸稲、水稲、ダイズ、永年性作物 (柑橘、マカダミアナッツ)、肉牛であり、現在でも大きく変わっていない。

CETABOL の特徴の一つに、移住地周辺のボリビア農業機関や農家への支援がある。CETABOL は、2001 年にボリビア農業牧畜省と技術協力ミニッツを結んでおり、ボリビア農業発展のために以下のような活動を実施している。

- ・ 1991 年よりサンタ・クルス県のみならず各県の大学から資格取得論文研究生や実習生を受け入れている。
- ・ 農業牧畜省の要請に基づき 2002 年より高地・渓谷地の農業生産者代表に対する「サンタ・クルス県の農業先進地研修」を実施し、農業生産に係わる知識、技術、情報に乏しい小規模農家に対して集約的な野菜栽培の技術と営農を指導している。
- ・ 土壌、飼料分析や病害虫診断サービス、技術指導を実施している。

## R.3 農村社会

### R.3.1 農村社会の構造

#### (1) 社会構造における大きな地域格差

##### 1) 先住民とスペイン系住民の対立、調和

ボリビアには 1532 年以来、500 年にわたるスペイン系住民と先住民との二重構造の歴史、換言すれば、先住民排斥の歴史があった。そこでは多数を占める先住民が、少数のスペイン系住民に支配される構造が続いた。先住民は税金徴収相手としか認められず、国政に関与することもなかった。特にラティフンディオと呼ばれる封建的な大土地所有制があり、耕作可能面積の 70% をわずか 25,000 人の所有者が保有していたと推測されている<sup>9</sup>。

1994～95 年にかけての改革は、この構造を一掃する一大改革であった。貧困層の大部分を占めるそれまで排斥されてきた先住民やその組織を表舞台に出し、彼らの力をつけることを目的とした。しかし、実際には中央並びに地方での政治的な力が依然として強力であり、改革は順調に進んでいるとは言い難い。

##### 2) フォーマルなガバナンスシステムへの先住民の関与

1994～95 年の改革以降、農村部では政府（市）と、既存の住民組織という 2 つの意思決定メカニズムの調整が大きな課題となっている。高地平原や溪谷地では、貧困層が持ち回りでそれら住民組織のリーダーとなり、意思を反映させる動きが見られる。

#### (2) 農地所有制度

1953 年から始まった農地改革の進捗状況にも地域格差が生じている。高地平原、溪谷地では、先住民族がローカルエリートよりも明確な土地のタイトル（所有権）を与えられなかったという問題はあるものの、ほとんど全土で農民への土地再配分、先住民共同体・共有地の再構成が行われた。その一方、サンタ・クルス県を中心とする低地では、農地改革は全土ではなく内国移住地を中心に行われた。低地では企業的農家も多く存在する一方で、牛の放牧を主体とする少数の粗放的な農牧形態が行われている<sup>10</sup>。

#### (3) 農村の多様な住民組織

ボリビアの農村部には様々な組織が存在することが、農村社会の 1 つの特徴である。世銀<sup>11</sup>の調査によると、農村における住民組織は 67 種類、認識された。特に高地平原の場合、貧困世帯がより積極的に住民組織の意思決定に参加していることが特徴といえる<sup>12</sup>。

農村部で見られる住民組織としては、アグラリアン・シンディケート<sup>13</sup>、伝統的な組織（高地

<sup>9</sup> JICA「ボリビア国別援助研究会報告書」、2004、p.45。

<sup>10</sup> 前掲書、p.46。

<sup>11</sup> Christian Grootaert and Deepa Narayan, Local Institutions, Poverty and Household Welfare in Bolivia, The World Bank, July 2001.

<sup>12</sup> 地域によっては貧困層が例えばアグラリアン・シンディケートのメンバーから排除されているところもある。そのような地域では、その他のグループが活発に活動する傾向が見られる。

<sup>13</sup> 1953 年の土地再配分改革時に政府により結成されたもの。コミュニティーの中心的な組織として成長。コミュニティーの土地、森林、水などの資源管理を行い、紛争解決に従事すると受け止められている。世帯主（男性が

平原のアイユなど)、生産者グループ、保健・教育グループ、社会サービスグループ、宗教グループ、複数のコミュニティーにまたがるグループ(スポーツ、道路など)、NGO グループなどがある。これらの組織は地域により異なる組織形成の歴史を持ち、コミュニティーも住民組織内部も多様である<sup>14</sup>。

住民は組織に属することで、水、教育、保健、灌漑、電気供給、農業技術、土地や森林の権利、信用や貯蓄へのアクセス面で便益を受けることが可能となる。また、参加の目的も活動によって「コミュニティーのために参加」である場合と、「家族のために参加」である場合がある。

#### (4) 内国移住

ボリビアでは、特に高地平原、渓谷地など、増え続ける人口増加にあわせた耕地面積拡大が困難な地域から、サンタ・クルス県を中心とする低地への移住が頻繁に行われていることも大きな社会構造の特徴である。移出の多い地域はポトシ県、オルーロ県、チュキサカ県など、高地平原と渓谷地の貧困地域である。ポトシ県は銀や鉛といった地下資源を有したため、その収奪による環境汚染という負の遺産の持つ地域である<sup>15</sup>。チュキサカ県は土壌が肥沃であったため、植民地、共和国時代を通じて収奪対象となった大土地所有制の遺制が強く残る県である。そこでは貧富の差も激しく、農村の貧困度は高い。一方、移入が多い地域は、低地のサンタ・クルス県である。移出入ともに多いのはラ・パス県、コチャバンバ県など経済活動が活発な地域である。

特に自然条件の厳しい高地平原では、細分化された耕作地を離れ低地に移ったり、生活環境の改善を求めて都市へと流出する若者が多く、農村部には高齢者が残されている。先住民の移出入は概ね全体傾向と同様である。ただしベニ県だけは、全体では移出が多いが、先住民の場合は移入が多くなっている。また、タリハ県からの移出も全体よりも少ない(ベニ県、タリハ県ともに総人口に占める先住民の比率は高地平原よりもかなり低い)。

県間の移出入を見ると、概ね、都市、農村からともに都市に移出する傾向があるが、パンド県だけは都市及び農村部から農村部への移動も他県に比べると高い(都市から農村は 24.3%、農村から農村は 29.8%)。これは同県がゴム産業の衰えとともに熱帯奥地に残された農村県であるためと考えられる。

多い)がメンバーとなっている。

<sup>14</sup> 現地調査でヒアリングを行なったクラワラデカランガス市の場合、アグラリアン・シンディケートへの参加が多数を占めるコミュニティーもあれば、伝統的な組織(アイユ)が影響力を持つところもあった。また、アグラリアン・シンディケートがアイユに変わった地域もあった(2004年8月13日)。

<sup>15</sup> 以下、3県の記述は「ボリビア国別援助研究会報告書」, p.p.40~41に基づく。

### R.3.2 基本的な生活条件の概況

#### (1) 農村部における保健

ボリビアでは、近年の予防接種や健康保健制度の普及により、保健指標が全体的に改善傾向にある。しかしながら、都市部と農村部の格差は未だ深刻である。乳幼児死亡率をみると、1992年から2000年にかけて改善しているものの、都市部と農村部の間には大きな開きがある。2000年値で、都市部が55/千人であったのに対し、農村部は86/千人であった。妊産婦死亡率(2001年値)をみても、都市部274/10万人に対して、農村部524/10万人とその格差は大きい<sup>16</sup>。乳幼児の栄養状態に関しては、ボリビア全体で、低体重率が10%、発育障害は26%(1995-2002)と深刻で、こうした乳幼児の多くが鉄欠乏症及びビタミンA欠乏症である。農村部においては、状況はさらに深刻であることが窺える。

ボリビア政府は、現在、健康保険システムの拡張を推進しており、これにより、妊産婦、産後6ヶ月までの母親、5歳以下の乳幼児は、全ての保健サービスを受けることができるようになる。健康保険システムが、今後さらに拡張することにより、母子の健康状態が改善することが望まれている。

表3-1 幼児死亡率の推移(人/1,000人)

	1992年	2000年
都市部	58	55
農村部	94	86

出所: INE, Bolivia: Niveles, Tendencias y Diferenciales de la Mortalidad Infantil, 2003.

表3-2 地域別幼児死亡率の推移(人/1,000人)

地域区分	県	1992年		2000年	
		都市部	農村部	都市部	農村部
高地平原	ラ・パス	63	81	60	73
	オルーロ	103	123	70	97
	ポトシ	98	129	77	111
渓谷地	コチャバンバ	56	94	55	92
	チュキサカ	52	100	50	86
	タリハ	46	78	44	67
低地	サンタ・クルス	46	78	44	74
	ベニ	77	109	56	67
	バンド	60	88	51	76

注: サンタ・クルス県南部一帯、チュキサカ及びタリハ県の東部一帯は、低平地帯(半乾燥地)に属する。

出所: INE, Bolivia: Niveles, Tendencias y Diferenciales de la Mortalidad Infantil, 2003.

#### (2) 農村部における水へのアクセス状況

水に関する衛生状況は、都市部と農村部で大きな格差がある。特に、農村部では都市部と比べ飲料水の安全性への意識が低く、家畜に汚染された溜池の水がそのまま飲料水として利用されることも珍しくない<sup>17</sup>。こうした状況は、水起因性疾患の原因となるため、農村住民の健康状態に

<sup>16</sup> 国際協力機構「国別援助研究会報告書:人間の安全保障と生産力向上をめざして」, 2004年、p161。

<sup>17</sup> JICAボリビア事務所「ボリビア共和国の基礎衛生分野におけるわが国の取組方針」, p2。

も大きく影響する。INE が取りまとめた統計によると、都市における 47%の世帯が、水へのアクセスが「良い」のに対して、農村部ではわずか 7%にとどまっている。逆に、農村部における 58%の世帯の水へのアクセスが「悪い」という結果になっている。地域別ではベニ県、ポンド県、ポトシ県、チュキサカ県の水へのアクセス状況が悪い。

表 3-3 水へのアクセス状況 (2001 年 (%) )

	世帯数	良い	普通	悪い
都市部	1,211,053	46.4	46.1	7.5
農村部	766,703	7.3	34.5	58.2

出所：INE, Bolivia: Carencias, Deficit Habitacional y Acceso a Servicios Basicos, 2003より作成。

表 3-4 地域別の水へのアクセス状況 (2001 年 (%) )

地域区分	県	世帯数	良い	普通	悪い
高地平原	ラ・パス	630,072	33.1	40.9	26.0
	オルーロ	104,123	25.4	40.7	33.9
	ポトシ	180,323	18.3	42.5	39.1
渓谷地	コチャバンバ	352,411	29.8	43.3	26.9
	チュキサカ	118,918	29.3	31.8	38.8
	タリハ	87,157	42.0	39.4	18.6
低地	サンタ・クルス	428,653	37.6	46.6	15.8
	ベニ	65,481	17.1	27.2	55.7
	バンド	10,527	12.2	31.7	56.0

注：サンタ・クルス県南部一帯、チュキサカ及びタリハ県の東部一帯は、低地（半乾燥地）に属する。

出所：INE, Bolivia: Carencias, Deficit Habitacional y Acceso a Servicios Basicos, 2003より作成。

### (3) 農村部における教育の現状

ボリビアでは、1994 年の「教育改革」及び PRSP (EBRP) の導入により、初等教育を中心とした教育改革を大きく前進させてきた。純就学率 (NER) は、1992 年の 72%から 2001 年には 80%へと向上し、15 歳以上の成人非識字率も、20%から 13%へと改善した<sup>18</sup>。現在も、教育改革における基本的な考えである「多様な先住民族文化の尊重・共存」を目指して、地域に根ざした教育とそれを推進するための教育の地方分権化が推進されている。

このように教育の「量」に関しては大きく改善してきたが、「質」に関しては未だ大きな問題を抱えている。就学児童の留年率は 2001 年値で 22%と未だ改善の余地が大きい。特に、農村部における留年率は、都市との格差が大きく、2001 年には都市部で 19%であったのに対し農村部では 27%であった。原因として、教育インフラが不足していること、教員の量と質が不足していること、子供に学校教育を受けさせることに積極的でない両親が多いことがあげられる<sup>19</sup>。一方で、成人の識字における都市部と農村部の教育格差も深刻である。2001 年の成人非識字率は、都市部で 6%であったのに対し農村部では 26%と高い。農村部の成人非識字率における男女格差も大きく、男性が 14%であったのに対し女性は 38%であった<sup>20</sup>。

<sup>18</sup> INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre 1992-2001, p.4.

<sup>19</sup> JICA ボリビア事務所「教育の質向上」(ODA 現地タスクフォース用資料) 2004 年、p.5.

<sup>20</sup> INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre 1992-2001, p.4.

表 3-5 留年率の推移 (単位: %)

	1992 年統計			2001 年統計		
	合計	男	女	合計	男	女
都市部	21.44	21.50	21.37	18.86	19.24	18.47
農村部	36.43	36.78	36.01	27.14	27.48	26.74

出所 ; INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre 1992-2001より作成。

表 3-6 成人非識字率の推移 (15 歳以上、男女別)(単位: %)

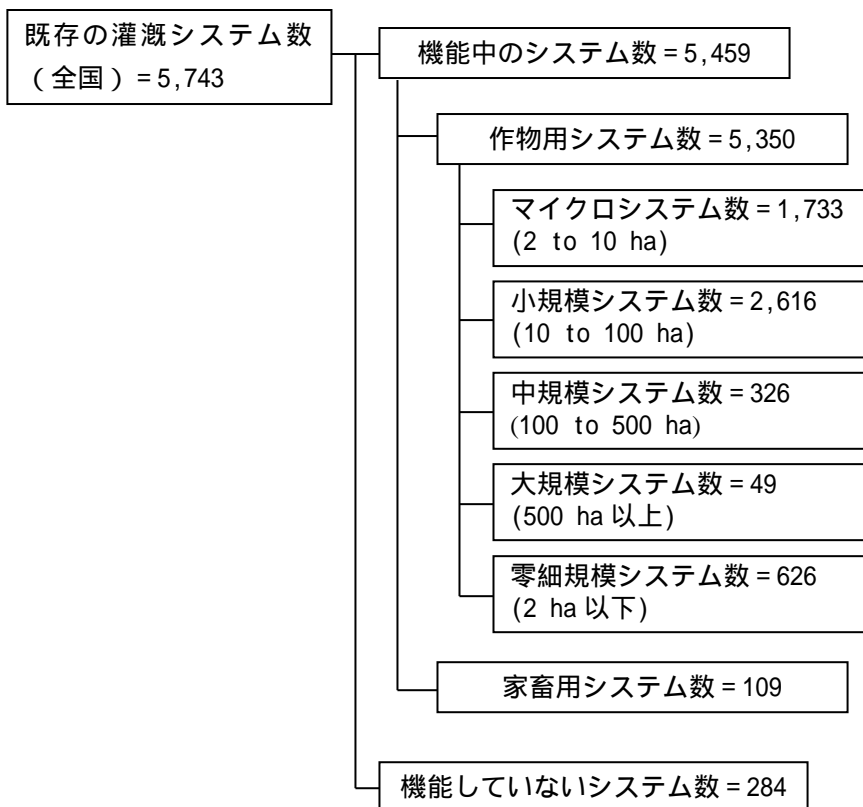
	1992 年統計			2001 年統計		
	合計	男	女	合計	男	女
都市部	8.90	3.76	13.52	6.44	2.48	10.01
農村部	36.48	23.14	49.93	25.77	14.42	37.91

出所 ; INE, Bolivia: Características Educativas y Cambio entre 1992-2001より作成。

### R.3.3 農村インフラ

#### (1) 灌漑

ボリビアは中南米で最も灌漑率が低い国である。年間作付面積 180 万 ha のうち灌漑面積は 22.7 万 ha(14%)である。大部分が高地平原と渓谷地に集中している。全国には 500 以上の灌漑システムが存在するが、大部分は流量に季節変動のある河川に頼っており、貯水施設等も設けられていないため、常に水不足に見舞われる。国家灌漑システムインベントリー (Ministerio de Agricultura Ganaderia y Desarrollo Rural, 2000)によると、全国の灌漑システムの現状は以下のとおりである。



上記の灌漑システムのうち、現在機能中で作物栽培用に使われているシステム（ただし小規模零細規模を除く）4,724 について、県別の現況は表 3-7 のとおりである。

表 3-7 県別灌漑システム

県	灌漑システム		受益者		灌漑面積		(冬季)	(夏季)
	数	%	世帯	%	ha	%	ha	ha
チュキサカ	678	14.5	17,718	8.1	21,168	9.4	5,876	15,292
コチャバンバ	1,035	21.9	81,925	37.6	87,534	38.6	39,479	48,055
ラ・パス	961	20.3	54,618	25.1	35,993	15.9	7,081	28,912
オルーロ	312	6.6	9,934	4.6	14,039	6.2	-	-
ポトシ	956	20.2	31,940	14.7	16,240	7.2	3,256	12,985
サンタ・クルス	232	4.9	5,865	2.6	15,239	6.7	4,280	10,959
タリハ	550	11.6	15,975	7.3	36,351	16.0	11,616	24,735
合計	4,724	100	217,975	100	226,564	100		

表 3-8 には、上記の既存灌漑システム地において発生している問題の種類とそれによって影響を受けている面積を示した。

表 3-8 灌漑実施上の問題点

(単位：ha)

県	発生している問題				影響を受けている面積の合計	全システム面積
	土壌侵食	塩害	排水不良	汚染		
チュキサカ	4,132	2,592	1,734	1,700	10,158	21,168
コチャバンバ	7,960	6,274	2,980	203	17,417	87,534
ラ・パス	18,632	4,404	6,467	574	30,077	35,993
オルーロ	674	986	552	5,101	7,313	14,039
ポトシ	7,294	2,942	2,312	1,917	14,465	16,240
サンタ・クルス	5,112	1,877	1,884	2,052	10,925	15,239
タリハ	19,243	12,948	896	1,709	34,796	36,351
合計	63,047	32,023	16,825	13,256	125,151	226,564

## (2) 交通インフラ、上下水道及び電力の整備状況

交通インフラのうち鉄道、道路、船舶と電力の整備状況は以下のとおりである。



### 交通

**【鉄道】** 総延長:3,630 km

- ・ 総延長のうち、サンタ・クルス県を中心とする低地の東部地域におけるオリエンタル線が約 1,369 km を占めるほか、高地平原を中心とするアンデス線が 2,261 km である。
- ・ 鉄道は 1996 年に民営化(チリ資本・民間会社)され、現在は部分的に不採算路線が廃止され、経営規模が縮小傾向にある。

**【道路】** 総延長:53,790 km

- ・ 国道にあたる幹線道路としては、1 号線から 10 号線の路線で区分されている。幹線道路では、特にラ・パス サンボルハ トリニダ サンタ・クルス コチャバンバ オルーロ ラ・パスの環状線が重視されている。
- ・ 道路は最も重要な交通手段である反面、舗装率は低く、95%が土道と砂利舗装である。道路の整備状況が最も悪いのはベニ県とパンド県である。道路整備の平均伸び率は全体で 3.6%である。
- ・ 道路網の管理は、幹線道路を中央政府(SNC)が担当し、その他の道路は県政府の管轄下にある。



ボリビアの主な道路

タイプ	計(km)	舗装(km)	未舗装(km)	舗装率(%)	年平均伸び率(%)
全体	53,468	3,071	50,397	5.7	3.6
幹線	7,582	2,512	5,070	33.1	0.7
準幹線	6,196	301	5,895	4.9	0.6
市町村道	39,690	258	39,432	0.7	4.9

**【船舶】**

- ・ Tamengo-Paraguay-Paraná 水路は大西洋への最も重要なルートであり、小麦をベースにした Tamengo-Paraguay-Paraná 水路の輸送能力は 2 万トン/時である。
- ・ その他、北部の主要河川(Madre 川、ベニ川、マモレ川)やチチカカ湖、ポオボ湖等で民間による船舶が行われている。低地では通常河川の横断にフェリー等を使用している。橋梁整備が遅れているボリビアではフェリーが重要な役割を果たしている。



### 電力

- ・ 国内の電力のアクセス率は 55.5%である。一人当たり電力消費量は、391.4KWh/人であり、途上国平均の 896.3KWh/人を下回っている。
- ・ アクセス率の低さの最も大きな問題は、民間の有料サービスであるため貧困層は電気代を払えないこと、また、農村地帯ではまとまった電力需要が少ないので普及率が低いことがある。電力供給は年間 10%の伸びを見せているがアクセス率は伸びていない。ボリビアでは 36 の発電所があり、水力発電が 22 ヶ所で残りの 14 ヶ所は全て火力発電である。

## R.4 主要ドナーの援助動向

### R.4.1 PRSP への視点

ボリビアでは 2001 年に PRSP (EBRP) が策定された。PRSP の意義は、ボリビアの歴代政権が打ち出した様々なイニシアティブを土台としている点にある。また、その特徴は、政府、主要ドナー、国民を含めて協議した結果認識された開発上の課題が体系的に取りまとめられている点にある。その最終版が国家開発計画と 2000 年 8 月の国民対話 (2000) をベースとして作成されている経緯から、PRSP は国家開発計画にとって代わるものと説明されている (JICA「ボリヴィア国 国別事業評価報告書」、2001 年)。

現在、PRSP は改訂の途にある。改訂の背景には、長期にわたる経済低迷や社会不安の増加のほかに、貧困削減対策の進捗の遅れがある。貧困削減対策の遅れの原因としては、市町村の行政能力の低さによる予算執行の遅れ、貧しい市町村ほど中央政府からの補助が多いといった逆インセンティブ (成果主義の否定) の発生、市町村単位を超えて「規模の経済」を追及する施策の実行の困難性があげられている。改訂版 PRSP は、貧困対策と同時に経済対策を重視した、今後のボリビアの開発方向性を示したものとなる。このような意味から PRSP に対する理解は、日本の援助方針を検討する上で不可欠といえる。

### R.4.2 日本の援助動向と今後の方向性

ボリビアは、日本政府が支援する中南米 29 カ国の中でも常に上位に位置づけられている (3 位ないしは 4 位)。特に無償資金協力では、累計で第 1 位となっており、日本の重点支援国である。JICA はこれまでボリビアに対して農業・農村開発の支援から保健医療分野及び人材育成など多彩な支援を実施しているが、このうち支援総額の約 1/3 が農林水産分野に投入されている。

これまで JICA が実施した技術協力の全分野の評価は、2000 年に「ボリヴィア国 国別事業評価調査」が実施され、翌年、報告書が提出されている。同報告書では、「ボリヴィアのこれまでの重点開発セクターと JICA の支援適合性は高い」ことを指摘している。その一方で、農業・農村開発協力分野の総括として、「プロジェクトの目標達成度はやや低い」ことと、「マクロ的な指標に顕著なインパクトを与えるに至っていない (マスの養殖事業は効果あり)」ことが挙げられている。さらに、「貧困農民を対象としたアプローチの不足」、「技術普及の不足とターゲットグループの特定不足」、「灌漑農業に関する水利技術へのアプローチ不足」が今後の課題として指摘されている。評価結果として、当初期待された一般農家に対する効果が限定的であったことを指摘している。

2002 年に発足した第 2 次サンチェス政権は、反政府運動の煽りを受けて、2003 年 10 月にカルロス・メサ政権に交代した。メサ政権の経済政策では、財政赤字の削減、経済再生、輸出促進、雇用創出、国民連帯に向けた包括的な取り組みの方向性が提示された。このような状況を踏まえて、2004 年 7 月に日本の援助関係者・機関を中心に構成される「現地 ODA タスクフォース」は、「対ボリビア経済協力政策協議」において「人間の安全保障」、「生産向上支援」、「制度・ガバナンス支援」を重点分野として、日本の協力を実施することでボリビア側と合意した。

R.4.3 他ドナー

(1) ボリビアに対する主要ドナーの援助額と分野

表 4-1 と表 4-2 は、ボリビア国における主要ドナー並びに主要援助分野（金額ベース）を示している。加えて、当国における援助動向を把握する際に、主として（1）援助協調、（2）棲み分け / 絞り込みの 2 点に留意する必要がある。

表 4-1 対ボリビア国主要ドナーと援助額

	ドナー	金額 (100万US\$)
1	ドイツ	234
2	アメリカ	124
3	IDA (世銀)	107
4	IDB (米州開銀)	92
5	オランダ	68
6	日本	56
7	スペイン	36
8	イギリス	30
9	オーストリア	29
10	デンマーク	28
	全体	706

出所: OECDホームページ

(2001-2002年平均、全体の金額は純額、各国は総額)

表 4-2 主要援助分野と援助額 (1,000 ドル、2003 年実績)

分野	援助額*	割合 (%)
農牧業 (Agropecuaria)	243,391	9.54
国防 (Defensa Nacional)	1,872	0.07
教育・文化 (Educacion y Cultura)	250,011	9.80
エネルギー (Energia)	6,046	0.24
貿易・金融 (Comercio y Finanzaz)	148,140	5.81
行政 (Administracion General)	337,074	13.21
石油産業 (Hidrocarburos)	5,444	0.21
産業・観光業 (Industria y Turismo)	18,407	0.72
司法・警察 (Justicia y Policia)	31,064	1.22
生活・環境 (Medio Ambiente)	79,600	3.12
鉱業 (Mineria)	1,628	0.06
マルチセクター (Multisectorial)	613,000	24.02
法 (Poder Legislativo)	856	0.03
水資源 (Recursos Hidricos)	14,283	0.56
保健・社会保障 (Salud y Seguridad Social)	160,265	6.28
基礎的衛生 (Saneamiento Basico)	169,495	6.64
運輸 (Transportes)	442,829	17.35
都市・住宅 (Urbanismo y Vivienda)	28,218	1.11
合計	2,551,623	100

\* 千ドル未満は切り捨て

出所: ボリビア国大蔵省公共投資海外金融次官室 (VIPFE) 資料 (2004年)

## (2) 援助協調

援助協調に関し、2004年4月、ボリビア国大蔵省公共投資海外金融次官室（VIPFE）と世界銀行が中心となり、援助協調に関する5つのワーキンググループが設立された。

表4-3 援助協調における5つのワーキンググループ

ワーキンググループ	幹事国	副幹事国	主なテーマ（サブグループ）
国民対話及びPRSP改訂作業	イギリス（DFID）	スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRSPプロセスの分析</li> <li>社会セクターの参加</li> <li>情報システム</li> <li>不測の事態のための計画</li> </ul>
憲法改正会議	UNDP	ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲法改正</li> <li>紛争対策</li> </ul>
生産性・競争力	米州開発銀行	USAID	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な生産性・競争力の強化</li> </ul>
財政支援	IMF	デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期・中期的な財務状況改善</li> </ul>
調和化	オランダ	世界銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画策定</li> <li>カウンターパート資金</li> <li>モニタリング・評価システム構築と実施</li> <li>各セクターの評価</li> <li>セクターワイドアプローチ</li> <li>情報システム</li> </ul>

出所：現地ODAタスクフォース資料（2004年）。

これらワーキンググループは分野横断的であり、一般財政支援やセクターレベルのコモン・ファンドへの拠出に関しては、ひとつのワーキンググループ（調和化）で全体の調整が進められているが、その他についてはまだその段階ではない。これは、米国、日本、ドイツといった（財政支援のみではなく、最善の支援形態を模索するために多様なスキームのあり方を求める）「ベスト・ミックス」派が二国間ドナーの上位を占めている点と無関係ではないと考えられる<sup>21</sup>。

そして、同じく大野（2004年）が指摘している通り、今後は政府とドナー間でセクター戦略の共有化に向けた協調が進んでいくと思われるが、以下の理由により、援助モダリティの面では一般財政支援やコモン・ファンドの画一的適用へ発展する可能性は低いと思われる。即ち、コモン・ファンド／財政支援に近い形としてボリビア政府は統括基金（Directorio Unico de Fondos: DUF）の国家生産性社会投資基金（Fondo Nacional de Inversion Productiva y Social: FPS）を設置しているが、執行の透明性や円滑さに問題を抱えているという指摘もあり、こうした支援形態を進展させるためには、複数の機関からの基金への資金投入よりも、組織自体の汚職防止や資金管理／執行能力向上の必要性が示唆されている<sup>22</sup>。

加えて、農業を基軸とした農業・農村開発分野において、IDB等が主導する「農牧技術支援システム（Sistema Boliviano de Tecnologia Agropecuaria: SIBTA<sup>23</sup>）」への協調融資や技術協力

<sup>21</sup> 大野泉『ボリビア PRSP の概要と評価 -日本の援助の取り組みへの示唆-』、「国別援助研究会報告書」、独立行政法人国際協力機構、2004年。

<sup>22</sup> 現地調査時の複数機関からの聞き取りによる（2004年8月）。

<sup>23</sup> SIBTAは、ボリビアを全4地域（高地平原、溪谷地、低地の湿潤熱帯、半乾燥地域）にわけ、それぞれの地域に基金を設立し、競争入札方式で各地域の農牧業に従事する組織／機関を支援している。IDBに加え、GTZ、USAID、デンマーク、オランダ、イギリス、ベルギー等が参加している（日本も資機材を提供）。このように日本を含め多くの主要ドナーが参加し、また全国4地域全ての農牧業を包括していることから、当分野における援助協調の場となっているという見方もできる。

の提供といったように、コモン・バスケットへの拠出や技術協力の提供といった形で、セクターレベルの協調ではなくプログラムレベルでの各ドナーの調整がなされている。

一方で、ボリビア政府の農業・農村開発分野の援助協調における主導性に関して見ると、開発戦略策定の際に主要ドナーから意見を聴取するといった情報提供／交換活動を行っているに留まっている。例えば、国内／海外市場の拡大や農産物の生産性向上／生産チェーンの連携強化等を基軸に置いた国家農牧農村開発戦略（Estrategia Nacional de Desarrollo Agropecuario y Rural：ENDAR）の策定が進められており、そのプロセスで主要ドナーからのコメントを求めているが、本戦略をもとにどのように協調が進んでいくかについては不確定な部分がある。

他の途上国の例にもある通り、ボリビア国でも援助調和がある程度の進展を見せる可能性は高い。しかしながら、その援助動向を見るかぎり、ドナー内で画一的であるとはいえない。したがって、現時点では協調というよりも各機関独自のプログラム／プロジェクトの実施を併せ持った全体の調整がボリビア国における援助協調のひとつの方向であるといえる。

### （３） 棲み分け／絞り込み（地域と分野）

下表に示した通り、棲み分け／絞り込みに関し、各ドナー（特に二国間ドナー）は、分野と地域の２つの視点で、対ボリビア国支援の方向性を決定づけている。

表 4-4 主要ドナーの援助動向

ドナー	重点分野／戦略	協力テーマ（農業・農村開発分野）	支援地域／支援形態
デンマーク (DANIDA)	農業（農村開発） 環境 インディヘナ集落と地方分権（大衆参加） 組織強化	公的機関と民間機関の組織強化 適用可能技術開発（試験実施） クレジット 技術移転 灌漑開発 流通改善	全国（クレジット） ポトシ／チュキサカ県
オランダ	教育（教育改革） グッドガバナンス（地方分権と組織強化） 持続可能な生産と農村開発 環境 ジェンダー（女性、先住民）	生産チェーン 生産性と競争力 土地登記（INRA 支援） 水管理（インフラ、技術支援、環境保全、流通）	SIBTA / SBPC 等のプログラム支援
スイス (COSUDE /SDC)	農村経済開発と自然資源保全 工業（企業）開発 民主化と参加の強化 輸出強化	作物試験（アンデス作物） 生産チェーンを考慮した農村経済開発 政府の民主化支援	SIBTA 等のプログラム支援
ドイツ (GTZ)	経済開発 公正な分配 グッドガバナンス 麻薬（コカイン対策）	灌漑（PRONAR）と流域管理（自然資源利用） 生産性と競争力 生産チェーン 地方自治体と民間組織強化	チャコ地域 チュキサカ／ポトシ県 SIBTA / PRONAR 等のプログラム支援
アメリカ (USAID)	民主化 経済機会 保健 環境 コカ代替作物の導入	生産と流通 クレジットへのアクセス 森林管理／自然資源利用 小規模インフラ開発（小規模灌漑）	渓谷地域（チャパレ、ユンガス地方など）  SIBTA 等のプログラム支援
イギリス (DFID)	人権 貧困削減を伴った経済成長 貧困層、社会的弱者（女性、先住民）のための民主化と分権化）	公的機関と民間機関の組織強化 小規模生産者支援	SIBTA 等のプログラム支援 政策／財政レベル支援

米州開発銀行 (IDB/BID)	経済成長と貧困層への機会の提供 人的資源開発と基本サービスへのアクセス ガバナンスと全体的な改革	生産チェーン強化 農業技術/品質管理 インフラ整備(小規模灌漑等) 自然災害対策	SIBTA/SENASAG 等のプログラム支援
アンデス開発公社 (CAF)	交通インフラ整備 経済プログラム支援 農村開発	生産チェーン強化(対象作物は大豆、キヌア、革、木材、織物、ワイン)	全国
世界銀行	マクロ経済の安定 不平等の是正(保健、教育、水、衛生等基本サービスへのアクセス、先住民) 民間強化 汚職の抑制と公的部門改革	村落開発計画立案 農村観光、工芸品 土地登記(INRA 支援) インフラ(農村道路、リハビリ)	全国 インディオ集落
EU	公平な社会サービスへのアクセス促進 食料安全保障と持続可能な農村開発 貿易と開発のリンク 経済協力 輸送インフラ 域内ネットワークの強化		全国 ユングス/チャパレ地域(コカ代替支援) ボリビア西部(鉱業代替支援)

出所：吾郷秀雄JICA専門家「ボリビアの農業農村開発分野の協力戦略(案)」、2004年、鈴木達男『これまでの援助レビュー』、JICA「国別援助研究会報告書」第7章、2004年、各機関ホームページ、現地調査時の援助関係各機関からの聞き取り調査等に基づき調査団作成。

第1に、各機関は分野を棲み分けているというよりも、多くのドナーが農業・農村開発分野に参画しており、以下に焦点を置いていることが読み取れる。

分権化(公的・民間機関の組織強化)

農業を基軸とした農村部の経済活動(生産チェーンの強化、生産性向上と競争力強化)

したがって、たとえ個別プロジェクトであっても地域や分野に関して他ドナーと重複がないよう、また方向性の整合性をとるため、案件形成から実施にかけて他ドナーとの対話を重視している機関もある(GTZ)。加えて、前述のSIBTAのように、主要ドナーであるIDBが協調融資や技術協力/資機材供与を他ドナーに呼びかけることで、プログラムレベルでの協調を進める例も見られる<sup>24</sup>。

第2に、ドナー(特に二国間ドナー)が地域毎の棲み分けや絞り込みを行う理由として、一般的に以下の事項が挙げられる。

300以上存在する地方自治体の全てを直接支援することは現実的ではない。

地域に特化することで、数字に表れる成果を期待できる。

他ドナーとの重複をさける。

つまり各ドナーは、ボリビア国内では地方分権化の進展に伴い開発の中心を担う地方自治体(市町村)を支援していく必要がある一方で、本国に対して成果に基づいた説明責任を求められるという状況に直面している。そのため、限られた予算と人的資源を有効に活用するべく、分野に加え地域に関しても選択と集中を行っている<sup>25</sup>。

選択と集中は、ひとつには最貧困地域や得意分野、各国の政治的背景<sup>26</sup>を基軸とした支援に起

<sup>24</sup> 機関によってはそれぞれの重点地域に特化した基金の拠出/競争入札のための技術支援を行っている。例えばUSAIDは渓谷地、GTZは低地の半乾燥地域の支援に特化している(IDB、GTZでの聞き取りによる)。

<sup>25</sup> 例えば、GTZは半乾燥地域や高地平原のポトシ県北部に対する支援を積極的に行っている。

<sup>26</sup> 上記表に記載した通り、アメリカ(USAID)が本国のコカ撲滅推進に対応する形で、コカの主要栽培地域であ

困している。一方で、限られた投入で一定の成果を出すためには、対象地域における以下のような動向を常に把握する必要があるという要因もある。

- 社会経済状況（予想される裨益者がもつ潜在的可能性とニーズ）
- 地方自治体／住民組織の規模と能力（適切な実施主体）
- NGO 等他機関の動向（期待されうるパートナーと他ドナーとの調整）

SIBTA が区分するように、ボリビアは気候的多様性を持ち合わせた国である。高地平原と湿潤熱帯では、地域別の特徴やそれに起因する開発課題も大きく異なる。また、各地域における自治体、活動を展開する NGO や住民組織の規模や能力をとってみても非常に多様である<sup>27</sup>。

例えば、隣同士の市町村でもその長（Major）次第で住民との合意方法や予算執行の透明性にも大きなばらつきがある<sup>28</sup>。また、実施主体を考える際にも、自治体（県、プロヴィンス、市町村連合や各市町村等）、住民組織（生産作物別、生産チェーンの各段階の組織、集落、集落内にある経済活動組織）等多種多様である。また、市町村の能力と住民との関係次第では現地の動向に詳しい NGO 等と共に案件を実施する必要がある<sup>29</sup>。

加えて、棲み分けの結果、上記以外に「重点地域に特化したプログラムレベルでの連携の推進」といった効果を期待する動きもある。その一例として、IDB が融資の準備を進めている農村生産性開発支援計画（Program of Support for Rural Productive Development）を挙げることができる。これは、農村部の生産チェーンの構築を目指した農村部個人、住民組織、民間企業、自治体等に対する競争入札方式の資金供与である。IDB の協調の呼びかけに関し、スイスが資金供与に応じたが、技術協力機関である GTZ は重点分野である半乾燥地域やポトシ県北部における住民組織や自治体のビジネスプラン（プロポーザル）作成支援を行うことによる協力を IDB に申し出ている<sup>30</sup>。

以上のような動向を勘案すると、マクロ的な援助動向（各ドナーの重点分野や地域）やミクロレベルでの個々の地域の持つ特性を正確に把握することは、選択と集中を行い、その結果より効率的に支援を展開するための一選択肢といえる。

---

る渓谷地における代替作物の導入を重点分野にしているのはその一例である。

<sup>27</sup> ラ・パス県のアチャカチ（Achacachi）のような大きな地方自治体は職員を 100 名以上抱えているが、オルーロ県のクラウラデカラングス（Curahuara de Carangas）のような地方自治体の職員数は 10 人に満たない。

<sup>28</sup> 例えば、今回指針策定のため訪問した地方自治体（クラウラデカラングス）では年間計画策定の際、憲法で定められている最終決定者（Major）の決定のみにゆだねるのではなく、内にある 14 の伝統的組織との合議によって最終決定を行っている。これは特殊な例であるとのコメントが同自治体訪問時に聞かれた（2004 年 8 月）。

<sup>29</sup> 例えば現地 NGO の SID は高地平原で乾期の水利用のためのため池作りを国際 NGO である Plan International の支援を受けて実施したが、ため池設置のため地域住民との合意をとる際、その地域の地方自治体（Municipality）が人的・物的資源不足からその役割を果たせず、SID が実施した（SID での聞き取りによる。2004 年 8 月）。

<sup>30</sup> IDB と GTZ での聞き取りによる（2004 年 8 月）。

(参考資料1) 地域別特徴(案)

	地域区分/ 県	高地平原			渓谷地			低地			全 国	
								湿润熱帯	半乾燥低地			
一般 指標	面積(1,000km <sup>2</sup> )	179.0			236.0			522.0			1097.0	
	国土面積比(%)	16.0			21.0			48.0			100.0	
	標高(m)	>3,000			400-3,000			100-500			-	
	県	ラ・パス	オルーロ	ポトシ	コチャバンバ	チュキサカ	タリハ	サンタクルス	ベニ	バンド	サンタクルス県南部一帯及び、チュキサカと、タリハ両県の東部一帯	
	人口(1,000)	2,350	391	709	1,456	532	391	2,029	363	53	-	
	人口密度(人/km)	44.26			36.57			14.65			6.00	
	貧困率(%)	65.1	66.2	79.2	63.8	80.1	64.1	51.5	55.5	49.1	63.5(2002)	
	都市部	55.2	56.1	57.1	47.2	56.8	50.2	46.5	48.7	24.8	51.0	
	農村部	85.4	84.9	92.1	83.7	94.4	86.1	70.0	74.9	61.6	84.5	
	極貧率(%)	42.9	41.5	63.3	39.8	63.2	39.4	24.1	26.2	24.2	40.2(2002)	
都市部	30.0	30.0	29.0	15.5	25.2	20.6	17.3	16.8	0.8	22.6		
農村部	69.3	62.5	83.4	68.8	86.5	69.3	49.3	52.6	36.1	69.5		
人口年増加率(%)	2.29	1.53	1.01	2.93	1.71	3.18	4.29	2.94	3.48	2.74(1991-2001)		
都市部	2.84	0.66	1.06	4.21	4.23	4.76	4.90	3.35	7.92	3.62		
農村部	1.31	2.99	0.98	1.32	0.25	0.90	2.55	2.09	1.32	1.42		
自然 資本	年平均降雨量(mm)	300-600			400-600			600-2,200			-	
	月平均降雨量(mm)	40.9	31.6	26.4	33.6	50.6	43.4	107.3	152.0	149.7	-	
	年平均気温(°C)	12.6	9.2	7.4	18.0	14.5	18.3	24.7	25.8	25.6	-	
	農牧業の特徴	・小規模伝統的農業形態Inca Style: テラス栽培、有機農業、休閒利用による地力維持等 ・標高別に小区画で農地を保有 ・平均所有面積 1-3 ha ・自給主体、余剰農産物を販売			・標高別に小区画で農地を保有 ・平均所有面積 5-20 ha ・国内市場向け穀類、野菜生産が主体			・農業機械を利用した大規模農業(ダイズ、コメ、ヒマワリ) ・中山間地及び内国移住地では小規模農業 10-20 ha ・畜産の大規模粗放飼育(肉牛) ・養鶏、油糧、大豆粕等の農畜産加工品生産			・肉牛の大規模放牧飼育 ・トウモロコシ、キャッサバを中心とする土地利用型農業	
	主要農作物	作物別栽培面積のシェア(%)			作物別栽培面積のシェア(%)			作物別栽培面積のシェア(%)			栽培面積のシェア(2001/2002)	
	穀物	32.6	24.1	56.5	46.9	68.8	49.2	19.8	59.8	59.1	34.5%	
	トウモロコシ	8.0	0.1	16.6	21.0	39.2	42.3	9.0	24.5	29.2	14.3	
	コムギ	5.6	-	-	6.7	0.5	1.0	6.7	35.4	30.0	6.0	
	オオムギ	1.6	0.6	15.3	12.6	14.1	4.8	4.0	-	-	5.8	
	キヌア	11.3	5.9	16.3	6.3	14.9	1.0	-	-	-	4.1	
果樹	6.0	17.4	8.3	0.1	-	-	-	-	-	1.5		
野 菜	10.8	-	1.0	21.3	2.9	4.4	1.3	19.6	17.1	4.6%		
工業作物	6.9	10.5	13.4	9.6	8.3	7.7	1.6	1.3	1.9	4.5%		
ダイズ	0.4	-	-	0.6	3.9	25.2	70.2	8.7	2.0	42.6%		
ヒマワリ	-	-	-	-	-	8.4	49.3	-	-	29.2		
サトウキビ	-	-	-	-	-	-	14.1	-	-	8.2		
根菜類	0.4	-	-	0.2	-	13.0	6.3	8.7	2.0	4.4		
	17.1	16.1	24.7	16.0	11.2	11.6	2.2	9.8	19.2	7.9%		
牧 畜	総頭数に対するシェア(%)			総頭数に対するシェア(%)			総頭数に対するシェア(%)			総 頭 数(1,000) (2002)		
肉 牛	5.9	-	2.1	4.4	9.3	6.3	22.8	47.9	-	6,576		
豚	10.1	1.3	4.4	10.9	25.4	11.8	30.0	4.7	1.1	2,864		
アルパカ	57.5	31.0	10.7	1.0	-	-	-	-	-	223		
リヤマ	32.6	28.8	36.1	2.5	-	-	-	-	-	1,855		
発生している主な環境問題	土壌侵食 森林減少 土壌侵食 利用	過放牧 過放牧 塩害 塩害	過放牧 過放牧	人口圧力 土壌侵食 土壌侵食 不適切な 農業活動 森林減少 森林減少 塩害	過放牧 過放牧	過放牧 過放牧 森林減少	森林減少 森林減少 森林減少 土壌侵食 土地利用 土地利用 過放牧 の不備 の不備 土地所有権 の不備					
総面積に対する深刻な環境影響を受けている面積の割合	4.78%	57.45%	71.12%	43.80%	91.57%	16.48%	12.59%	-	-			

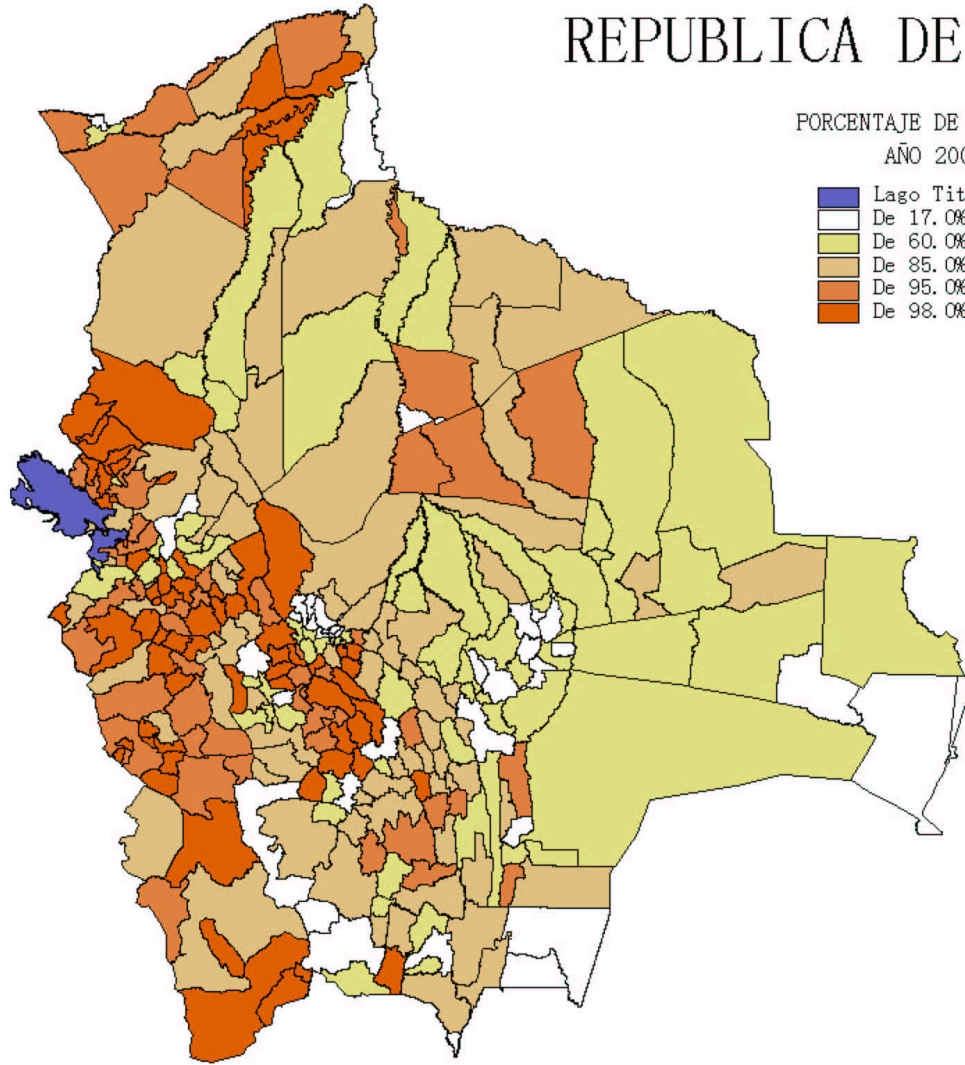
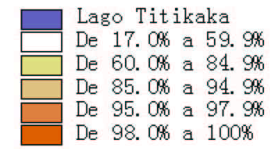


社会資本	社会的特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地改革によるアシエンタが進んだ地域</li> <li>・ 貧困層が意思決定に参加</li> <li>・ 様々な住民組織</li> <li>・ 高齢化</li> <li>・ 他地域・他国への出稼ぎにより、女性が労働の中心</li> <li>・ 伝統的な組織の復活</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広大な地域に少人数が拡散し、行政サービスが届かない</li> <li>・ サンタ・クルス県など、より豊かな県への移民。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ローカルパワーは材木企業と牛の放牧者に集中</li> <li>・ 他地域より先住民が少ない</li> </ul>		
	先住民数 (対総人数%) (2001)	ラ・パス 1,402,184 (59.66%) オルーロ 238,829 (60.95%) ボトシ 572,592 (80.76%) 合計 1,998,665 (57.9%)	コチャバンバ 999,963 (68.69%) チュキサカ 345,019 (64.91%) タリハ 69,936 (17.88%) 合計 1,414,918 (59.49%)	サンタ・クルス 47,955 (22.07%) ベニ 50,630 (13.97%) バンド 6,039 (11.5%) 合計 504,624 (23.6659)		1976 64.46% 1992 61.42% 2001 49.95%
	出生率(人) (2001)	ラ・パス 非先住民 2.60 先住民 4.52 オルーロ 非先住民 2.67 先住民 4.66 ボトシ 非先住民 3.03 先住民 6.07	コチャバンバ 非先住民 2.60 先住民 4.52 チュキサカ 非先住民 3.74 先住民 5.78 タリハ 非先住民 3.69 先住民 4.59	サンタクルス 非先住民 3.95 先住民 4.89 ベニ 非先住民 5.27 先住民 6.23 バンド 非先住民 5.79 先住民 4.64		
	内国移住	・ 若者層の他地域(低地、都市)への移住	・ 若者層の他地域(低地)への移住	・ 他地域からの人口流入地域		
人的資本	人間開発指数 基本的ニーズ充足度	中 中 低 低 低 低	低 低 中 中 低 中	高 高 高 中 低 低	- -	中 低
	成人非識字率(%)	11.4 10.6 28.4	14.5 27.0 14.1	7.3 8.9 10.4	-	13.28
	就学率(%)	83.3 83.3 79.0	78.5 73.4 74.9	79.5 77.5 70.2	-	79.71
	乳幼児死亡率(対千人)	64 82 99	72 71 53	54 60 63	-	66
	安全な水の取水率	74.0 66.1 61.4	73.2 61.7 81.4	84.2 44.3 44.0	-	72.8
物的資本	灌漑システム					
	マイクロ(2-10ha) 数	263 172 549	303 275 129	42 - -		
	面積	1,703 940 3,240	1,938 1,653 785	269 - -		
	小規模(10-100ha) 数	665 134 392	577 373 331	144 - -		
	面積	21,047 3,364 10,146	22,225 11,370 12,755	5,456 - -		
	中規模(100-500ha) 数	28 3 14	128 26 83	44 - -		
	面積	6,052 440 2,254	27,403 4,261 17,101	8,434 - -		
	大規模(>500ha) 数	5 3 1	27 4 7	2 - -		
	面積	7,192 9,021 600	35,968 3,884 5,710	1,080 - -		
上水道普及率(%)	97 70 65	59 78 92	89 - -		91 (2001)	
下水道普及率(%)	98 - 82	50 77 77	23 - -		76 (2001)	
電話回線数(,000)	138 20 24	36 13 17	102 13 9			
ラジオ送信施設	15 17 41	72 28 20	74 25 6			
テレビ送信施設	14 1 10	9 10 14	42 19 3			
金融資本	マイクロファイナンス融資残高 〔2000〕 (US\$ mil)	82 11 2	25 10 14	104 5 0.8		
	都市 農村	16 5 28	18 6 7	36 3 0.9		

(参考資料2) 貧困マップ

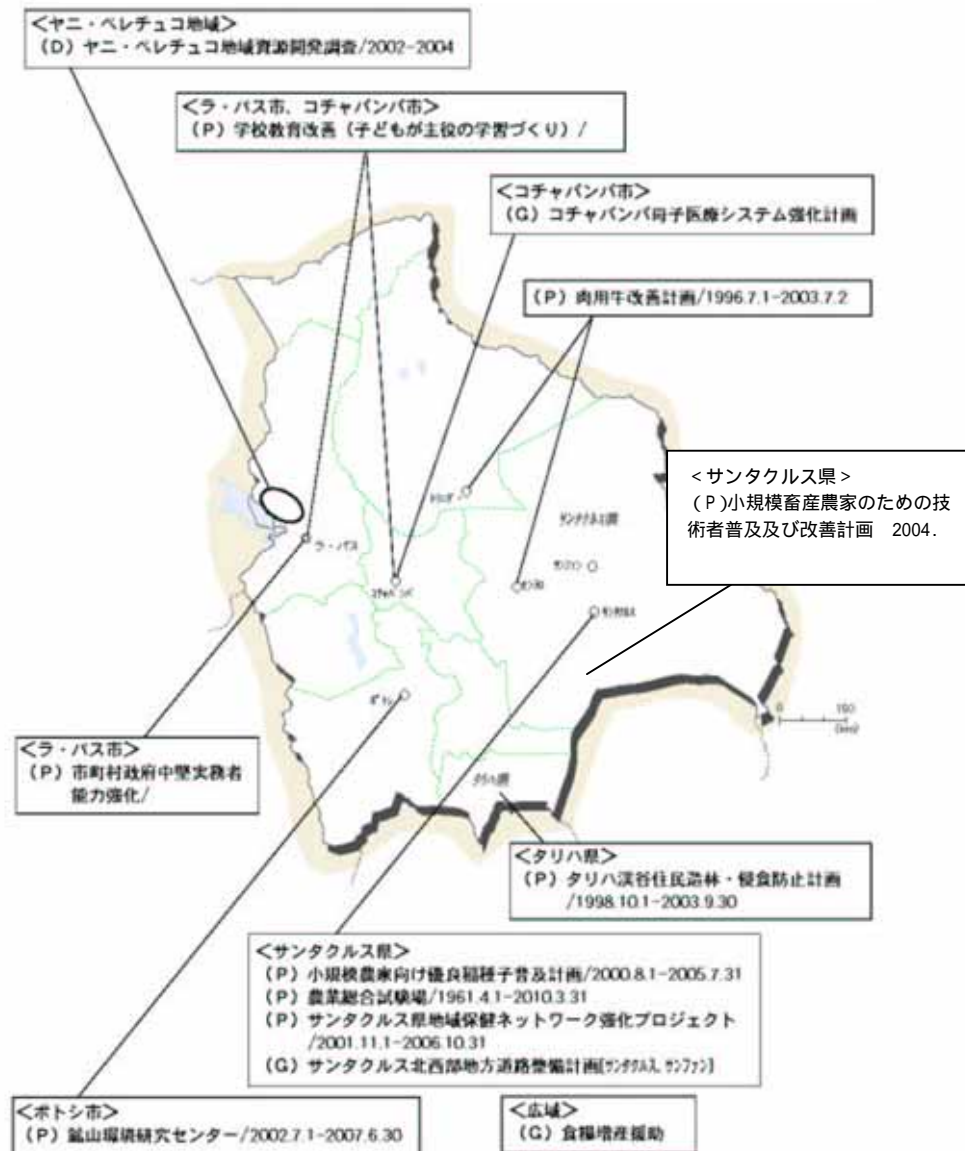
# REPUBLICA DE BOLIVIA

PORCENTAJE DE POBREZA  
AÑO 2001



(参考資料3) JICA プロジェクト位置図

案件配置図 (開発調査D、技術協力プロジェクトP、無償G) /Bolivia



記載案件

技プロ (旧プロ技を含む): R/D (F/U)・A/C 協力実施中案件、協力開始前案件、及び本年度実施協議予定案件

開調: 本格調査実施中案件、開始見込み案件、及び本年度採択案件

# 付 録

付録 1 : 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査」報告書 要約

付録 2 : 農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）

付録 3 : 「開発課題に対する効果的アプローチ〈農業開発・農村開発〉」  
農業開発・農村開発 開発課題体系全体図

「バングラデシュ・モデル」および同モデルの  
他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書  
(要約)

1. 本調査の背景と目的

- (1) バングラデシュでは、2001 年ごろから、日本大使館、JICA 事務所および JBIC 事務所が「バングラデシュ・モデル」と呼ばれるアプローチとその活動の確立を目指している。これは、政策、実施の両面で可能なかぎり共同し、かつ限られたリソース（特に人的資源）を有効活用すること（「選択、集中、連携」）を通じて、援助に関わる種々の制約要因を克服し、より一貫性、一体性の高い援助を実施することを目指すものである。その成果の 1 つとして、活動が本格化するにつれ、表 1-1 に示すとおり、案件採択率（A/B 評価の割合）が向上していることに JICA 農村開発部では注目している。

表 1-1 バングラデシュの案件採択率の推移<sup>(注)</sup>

年度	対象	全体数	(A/B)	(C)	×、その他(D)	の割合(%)
2003 年度	全 JICA	51	10	6	35	20
	農村開発部	10	2	3	5	20
2004 年度	全 JICA	43	20	3	20	47
	農村開発部	6	2	0	4	33
2005 年度	全 JICA	43	26	2	15	60
	農村開発部	4	3	0	1	75

注： 詳細は第4章（表4-1）。なお、「(A/B)」が採択（通報分）。

出所： JICA、「要望調査システム」、2005年データに基づき農村開発部作成。

- (2) 一方、農村開発部は、2004 年 4 月から 2005 年 8 月に「国別農業・農村開発指針策定調査」を実施し、各在外事務所がより実施可能性の高い案件を発掘・形成するための執務参考資料として、「国別農業・農村開発指針」（以下、「指針」と略す）を策定した。
- (3) 本調査は、「指針」策定作業の一環として、在外主導の先進的事例と認識されている「バングラデシュ・モデル」の案件発掘・形成の手法を分析することで、在外事務所と農村開発部が今後、農業・農村開発案件を発掘・形成する際の教訓を得ることを目的とする。
- (4) 報告書の構成は、次のとおりである。1) 在外主導の流れの中、案件発掘・形成における在外事務所の想定される役割と案件採択のプロセスを示す（第 2 章）。2) JICA 関係者の考える案件検討の視点を整理する（第 3 章）。3) バングラデシュ・モデルが案件発掘・形成に果たしてきた意義とその役割を考察し、その情報収集方法を整理する（第 4 章）。4) 本調査から得られる教訓を整理し、農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言を行なう（第 5 章）。

2. 案件の発掘・形成における在外事務所の役割と採択のプロセス

- (1) 2004 年度より本格的に開始された在外事務所強化の動きに伴い、案件管理に係る機能が本部から在外事務所へ移管されつつある。こうした流れの中、案件の発掘・形成段階において、想定される在外事務所の役割を大別すると、1) 現地 ODA タスクフォース（現地

ODA-TF)との協議・調整、2)協力相手国政府および関係開発パートナーとの協議・調整、3)専門家・コンサルタント、その他有識者からの意見聴取、4)案件のフィージビリティの検討、(5)要請案件調査票の作成・提出の5点となる。

(2) 上記活動に基づいて発掘・形成された案件は、要請案件調査票に取りまとめられて本部に提出される。その検討に関し、本部で地域部が分野ごとに選別する一方、全体的な視点から評価を行なう課題部(この場合は農村開発部)は、「課題別指針」や「効果的アプローチ」に示された農業開発・農村開発に係る JICA の方針を踏まえて、分野全体としての視点や技術的な視点から検討を行なっている。

### 3. JICA 本部における案件検討に関する基本的な考え方

(1) 案件検討に係る評価は 2004 年度に、表 3-1 に示すように、従来の「、、×」から「A、B、C、D」に変更された。

表 3-1 案件検討における評価およびその定義

評価	定義	備考
A (採択)	・ 次年度に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。</li> <li>・ 案件の妥当性やフィージビリティは確保されている(効率的な案件実施のための情報収集が必要な場合もある)。</li> </ul>
B (継続検討)	・ 予算に余裕があれば次年度以降に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004 年度より導入。</li> <li>・ 予算の観点から、次年度実施の可能性について継続検討する。</li> <li>・ 案件の妥当性やフィージビリティは確保されているが、効率的な案件実施のための情報収集が必要な場合もある。</li> </ul>
C (継続検討)	・ 追加情報をもとに継続検討を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「<input type="checkbox"/>」。</li> <li>・ 案件実施の根幹を揺るがす情報(それがないと案件の成否を判断し難い、例えば、先方政府の体制や実施能力の程度など)が不足している。</li> <li>・ 追加情報および予算の有無の状況次第では年次採択もありうる。ただし、B 評価案件と優先度を比較したうえで、A 評価案件となる可能性もある。</li> </ul>
D (不採択)	・ 採択しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「×」。</li> <li>・ 情報が不足している。</li> <li>・ 在外事務所、相手国政府の優先度も低い。</li> </ul>

注： 農村開発部での聞き取りに基づき取りまとめた評価の定義である。「備考」に記載された情報は、必ずしも JICA 内部で統一されたものではない。

出所： 農村開発部での聞き取りに基づき調査団作成。

(2) 本調査では、「バングラデシュの A/B 評価案件数が増加したのは、それらの案件が JICA 本部における『案件採択基準』に適合しているためである」という仮説を立てた。その仮説を検証するための現地調査に先立ち、「案件検討の視点」を把握することを目的として、本部で関係者から聞き取りを行なった。本部では現場のニーズや意向に柔軟に対応するという観点から「基準ありき」による案件検討は行っていないものの、聞き取りでは様々な視点が示された。本部の担当者が要請案件調査票を検討する際の主な視点は、表 3-2 に示す 6 つに大別される。



表 3 - 2 本部における要請案件調査票検討の視点

視 点	概 要
1. 何が問題なのか（案件の背景から明らかになる問題）	要請案件調査票には、何が問題であるのかが具体的に記述されていることが重要である。また、その問題を当該国の経済開発や農業・農村開発の中に位置づけるために、背景に関する記述も重要である。
2. 目標・目的は何か（案件の目標と期待される成果）	案件の目標は何か、また、それを実施するとどのような成果（この場合は「アウトカム」を意味する）が得られる（期待される）のかが明確に記述されていることが重要である。「人」に焦点を当てた案件が望ましい。
3. どのようにその目標を達成するのか（活動内容と実施方法）	目標を達成するための道筋、すなわち、具体的にどのような活動をするのか、そのための投入として何がどの程度必要か（スキーム選択も含む）技術的なフィージビリティはあるか、どのような手順・方法で実施するのかなどが明確にされていることが重要である。
4. 実施可能性はあるか	当該案件が A/B 評価となるためには、示された道筋に沿って実施可能であることが本部担当者に理解される必要がある。技術的なフィージビリティだけでなく、対象地域の状況や想定される実施機関の所掌範囲や組織的・財政的な能力の把握も極めて重要である。
5. 日本の援助方針と整合しているか（案件の目的により着目すべき視点は異なる）	まず、(1) JICA 全体の方針である貧困削減や人間の安全保障、(2) 国別援助計画や国別事業実施計画で設定された重点分野、(3) 現地 ODA-TF によって策定されたセクタープログラムや対処方針に対応するものであるかどうか検討される必要がある。農村開発部ではさらに、「課題別指針」や「効果的アプローチ」に従い、農業開発と農村開発の両方の視点を重視している。農業開発の案件を実施する場合でも、それによって住民の生活がどのように改善されるのかが明確に示されている必要がある。また、外務省の援助方針と整合する形で JICA 地域部が作成している地域別、国別予算の概算の把握も重要である。
6. 相手国の政策・開発計画と整合しているか	相手国の政策や開発計画との整合性も重要である。また、案件目標だけでなく、実施の方法や投入についても、当該国の政策と整合的であるかが検討される場合もある。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

(3) 表 3 - 3 は、調査団の「優良案件とは」という質問に対する本部職員の回答を分類・整理したものである。これらの点を考慮しながら要請案件調査票を作成すると、検討する側にとってより明解であるといえる。

表 3 - 3 調査団が聞き取りをした本部職員による「優良案件」の定義<sup>(注)</sup>

分 類	「優良案件」の定義
案件の内容に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確である案件。</li> <li>相手国の発展度合い、財政事情、地方分権の状況などを考慮した案件</li> </ul>
政策・上位計画に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発課題（例：人間の安全保障や貧困削減）に対応している案件</li> <li>国別援助計画に基づいた現地 ODA タスクフォースの方針や JICA の国別事業実施計画との整合性が高い案件</li> <li>プログラム内での位置づけが明確な案件：他の案件との相関関係が見え、プログラムの統一的な目標に向かっているのが明確な案件</li> </ul>
目標の達成方法に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人（農村部住民）」に焦点を当てた案件：例えば、農業生産性の向上が目的ではなく、生産性向上を通じて住民の生活がどう変化するのか明確な案件</li> <li>中央政府、地方政府、農村部をつなぐ案件：例えば、地方分権が進展を見せている国で、政策・計画の達成と農村部住民の生活向上のリンク構築のため、「中央政府＝政策との整合性のあるモニタリングや案件終了後のモデルの波及、地方政府＝実施主体、農村＝主体的な受益者」という図式が成り立つ案件</li> </ul>
成果や効果に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立発展性のある案件 1：ソフト（政策支援、組織・制度強化など）とハード（流通施設、灌漑施設、農村道路などのインフラ整備）とのバランスの取れた案件（終了後を見据えた案件）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立発展性のある案件 2：案件終了後、対象地域で入手可能な資源を活用して活動が継続できるような案件（相手の能力、機能・役割などに見合った案件）</li> <li>・ モデル性のある案件：モデルとして波及が期待できる案件（中進国では、周辺国への波及を含めたモデル性のある案件）</li> <li>・ 投入が少ないが、効果（インパクト）を期待できる案件</li> <li>・ 「終了できる」案件：フェーズ2やフォローアップを検討しなくても良い案件</li> </ul>
形成プロセスに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の教訓を踏まえた案件</li> <li>・ 多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論をして形成された案件</li> <li>・ 相手国関係者への日常的な働きかけを通じて形成された案件</li> </ul>

注： 調査団が聞き取りをした本部職員の個人的な見解に基づくもので、JICAの統一的な見解ではない。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

（４）JICA 本部での聞き取りによって、本部の担当者は要請案件調査票を検討する際に、表 3 - 4 に示すような情報を求めていることが明らかになった。これらの情報は、1) 案件の内容・実施方法に関するもの、2) 相手国の事情に関するものおよび 3) 日本側の事情に関するものに大別される。これらの情報には、案件採択後の事前評価調査で収集すべき情報も含まれている。しかし、在外事務所員がコンサルタントやナショナルスタッフを活用して、これらの情報を概ね収集し、本部から問い合わせがあった時に速やかに回答できるよう参考情報として保有・把握しておくことが望ましいといえる。

表 3 - 4 本部における要請案件調査票検討に必要なとされる情報<sup>(注)</sup>

1. 案件の内容に関する事項	本部が求める情報
案件の背景と問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割は何か（「2. 相手国の事情に関する事項」の「政策・開発計画」とも関連する）。</li> <li>・ プログラムの他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか。</li> <li>・ 農家経営（営農）の視点から問題分析がなされているか。</li> <li>・ 案件の形成・立案・評価に必要な統計、地図、参考資料などは収集可能か。</li> </ul>
活動や実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定される対象地域の住民に広く裨益するための活動や実施方法が検討されているか。</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域は適切か（例えば、連邦制の国では複数州にまたがるような案件は避ける）。</li> </ul>
類似案件からの教訓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去あるいは現在、同国内・対象地域で JICA あるいは他ドナーによって類似案件は実施されていないか。</li> <li>・ それらの類似案件のレビューから導き出される教訓は何か。</li> </ul>
他ドナーとの重複・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他ドナーの協力と重複している際には JICA が協力する意義は何か。</li> <li>・ そのドナーと連携（補完、棲み分けなど）する可能性はあるか。</li> <li>・ （例えば、援助協調が進展している場合）JICA が当該案件を実施することは可能か。</li> </ul>
相手国政府との合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。</li> </ul>
2. 相手国の事情に関する事項	本部が求める情報
政策・開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国の上位計画や分野の開発計画と整合しているか。</li> <li>・ 活動内容や投入は相手国の政策に沿ったものであるか。</li> </ul>
実施機関 (カウンターパート機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の実施機関と比較した結果、機能・役割、能力などは適切か。</li> <li>・ 市場経済化、民営化や分権化が想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。</li> <li>・ 相手国の政策や上位計画に明示されていない実施機関の優先課題に対応しているか。</li> <li>・ プロジェクトの終了後、その成果を C/P 機関によって他の地域に波及させることは可能か（自立発展性を確保できるだけの機能と能力を持つ実施機関か）。</li> </ul>



財政事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手国の財政事情（ローカルコスト負担能力）に見合った規模であるか。</li> <li>相手国の予算（特に経常経費）を確保できるか。</li> </ul>
案件形成・承認のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手国政府（実施機関、援助窓口機関など）に常時働きかけを行なっているか。</li> <li>JICAによる採択後にどのような手続きを経て実施に至るのか。</li> <li>案件実施に影響を与え得る法律、財政状況などに関して注意すべき点はあるか。</li> </ul>
対象地域・受益者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定される受益者はどのような人々か（必要に応じて「貧困層」の定義も示す）。</li> <li>対象地域の主要な生計・生活手段は何か。</li> <li>対象地域や受益者のニーズは何か（案件はそれに適合しているか）。</li> <li>対象地域の人々に広く裨益するか（例えば、裨益を妨げるような社会関係はないか）。</li> <li>受益者が案件をどのように捉え、採択後はどのような共同体制を構築できるのか。</li> <li>現地の状況（例えば、社会・経済・行政構造、自然環境、治安状況など）はどうか。</li> </ul>
3. 日本側の事情に関する事項	本部が求める情報
援助方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>国別援助計画や国別事業実施計画と整合しているか。</li> <li>JICAの方針（特に「貧困削減」と「人間の安全保障」）に対応しているか。</li> <li>現地 ODA-TF やセクター・ワーキンググループが策定した対処方針やセクタープログラムに基づいているか。</li> <li>当該在外事務所の重点分野と一致するか。</li> <li>「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか。</li> </ul>
JICAの予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域部から通知している予算に関する情報を反映しているか。</li> <li>予算制約を踏まえて案件の優先順位付けがなされているか。</li> </ul>
援助方針以外の政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本農業へのブーメラン効果を考慮しているか。</li> </ul>

注： 調査団が聞き取りをした本部職員の個人的な見解に基づくもので、JICAの統一的な見解ではない。

出所： JICA本部での聞き取りに基づき調査団作成。

#### 4. バングラデシュ・モデルの概要と案件発掘・形成における意義

（1）バングラデシュ・モデルではバングラデシュを取り巻く援助環境に対応するため、「選択・集中・連携」を通じて、日本側が抱える援助の制約要因を克服し、より一貫性、一体性の高い援助を目指している。その基本方針は表4-1のとおりである。

表4-1 バングラデシュ・モデルの「選択・集中・連携」

選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府のバングラデシュ国別援助計画および対バングラデシュ援助実績、バングラデシュ政府の開発計画、他の援助国・機関の活動状況等を勘案して、わが国援助の5つの最重点セクターと5つの重点セクターを選択する。</li> </ul>
集中	<ul style="list-style-type: none"> <li>援助の効果、効率を高めるため、援助の投入、担当官の配置、援助協調等に関し最重点・重点セクターにリソースを集中する。</li> <li>さらに、各最重点・重点セクターにセクター・ワーキンググループを設置して当該セクターに関する知見の共有と組織的な蓄積を図る。</li> <li>各セクターにおいてはわが国援助のプログラム化を図り、わが国援助の一貫性、一体性を高める。</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>大使館、JICA および JBIC 事務所3者よりセクター・ワーキンググループに組織横断的に担当者を配置する。</li> <li>また、バングラデシュ政府との協議や、PRSP、SWApをはじめとする援助協調等に3者合同で対応する。</li> <li>さらに、「バングラデシュ開発援助勉強会」を通じ日本のNGO、企業との連携、連絡を強化する。</li> <li>ウェブサイト、メーリングリスト等を活用し、情報の共有と外への情報発信を図る。</li> </ul>

出所： 在バングラデシュ日本大使館 <http://www.bd.emb-japan.go.jp/col1ab1.htm>。

- (2) その活動の特徴は、第1に、大使館、JICA および JBIC の連携に加え、他の日本人援助関係者との情報共有と意見交換を行なっていることである。第2に、バングラデシュの開発計画(1-PRSP)に沿って最重点、重点セクターを設定していることである。第3に、最重点、重点セクターにセクター・ワーキンググループを組織し、最重点セクターでは、セクタープログラムを作成していることである。第4に、セクター内の案件の相関図を作成することで、案件間の相互関係を把握する一方、ローリングプランの作成を通じて、新規案件の投入のタイミングや予算枠を明確にするための作業を進めていることである。
- (3) 2005年3月までにバングラデシュ・モデルの農業・農村開発セクターにおいて達成された主な成果として、表4-2に示す諸点があげられる。

表4-2 バングラデシュ・モデル 農業・農村開発セクターにおける成果のまとめ

選択	<p>主要コンポーネントの絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクター・ワーキンググループ(SWG)によって明らかにされた「低い農業生産性と農村地域の経済貧困」、「脆弱な農村基盤」、「ローカルガバナンスの脆弱と住民エンパワメントの必要性」という課題を踏まえ、「所得・生産性向上」、「農村基盤整備」、「ローカルガバナンス・住民エンパワメント」を主要コンポーネント(セクター内の重点分野)に設定</li> <li>これまでの日本の援助の妥当性を検証することを目的に、既存プロジェクトを整理</li> </ul>
集中	<p>上記コンポーネントに資源を集中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクター全体としての一貫性や一体性を高めるため、既存プロジェクト間の関連性を検証し、主要コンポーネントごとに現在実施中および今後5年間に実施を計画する案件を検討</li> <li>新規投入時期や予算を把握するため、セクタープログラムに基づくローリングプランの試行的作成(2005年3月現在作成中)</li> </ul>
連携	<p>大使館・JICA・JBICの3者間の連携、政府との協議、他ドナーとの協調</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SWGに3者から担当者を配置し、その他関係者を含めた形で組織横断的な議論の活性化</li> <li>LGEDへの農村(基盤)開発アドバイザー派遣およびJICA事務所への農村開発プログラム調整員の配置により、上記の主要コンポーネント間の連携促進</li> <li>日本人援助関係者との情報共有・交換の場としてのバングラデシュ開発勉強会を開催</li> <li>(農業・農村開発セクターでは、組織横断的な議論と開発勉強会の開催に特に熱心である)</li> <li>セクタープログラムの英語版を作成して(2005年3月現在改訂版を作成中)、バングラデシュ政府や他ドナーに対する日本の方向性の明示</li> <li>ホームページやメーリングリストによる情報共有促進</li> </ul>

出所：在バングラデシュ日本大使館、JICA バングラデシュ事務所、JBIC ダッカ駐在員事務所「バングラデシュ国 農業・農村開発セクタープログラム(案)」(2004年度用最終草稿、2005年1月19日)および現地調査結果に基づき調査団作成。

- (4) 上述の基本方針を推進していくためには、異なった組織間での調整が必要である。こうした調整が円滑に行われるためには、関係者がそのコストに見合うだけのメリットを見出していること、連携するインセンティブが明確であることが特に重要であると考えられる。バングラデシュ・モデルのメンバーにとっては、幸いに次のようなメリットやインセンティブがあるがゆえに、組織間の調整が進展したと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれのメンバーが異なった組織の人々と議論することによって、多様な視点から案件の形成や計画ができるようになる。</li> <li>平等な立場での議論という点が重視されているために、議論が有意義で快適に感じられる。</li> <li>担当する案件が他の案件と連携することによって「より良い成果をあげることができる」、「より高い評価を得ることができる」という点が明確になる。</li> <li>現場主導という日本政府の方針を受け入れるだけの「問題意識」が多くのメンバーに共有されている。</li> <li>バングラデシュ・モデルが日本の援助関係者の中で注目されており、その一員であるという一種の社会的満足感を持つことができる。</li> </ul>
--

(5) バングラデシュ・モデルや農業・農村開発 SWG は現在、現地 ODA-TF の方針策定における JICA の経験・知見の反映、その方針の JICA の活動を通じた相手国政府や他ドナーへの発信、そしてより幅広い意見を求めるための開発援助勉強会の開催などの活動が定着しつつあるという状況である。

(6) 第3章に述べたように、JICA 本部での聞き取りでは、案件検討に必要な情報が収集されている（かつ本部の求めに応じて提示可能である）ことが重要であると繰り返し指摘された。バングラデシュ・モデルでは、内外の援助関係者との積極的な情報共有と意見交換を通じて、セクタープログラムと整合する案件の発掘・形成に努めると同時に、個々の所員が行うには限界のある情報収集活動を行うことで、本部が求める要請案件調査票への対応が可能となっているといえる。

## 5. 農業・農村開発分野における案件発掘・形成に係る教訓および提言

(1) バングラデシュ・モデルから得られる農業・農村開発分野の案件の発掘・形成に係る教訓は、以下のように整理される。これらの教訓は、他国の農業・農村開発案件の採択率の向上にも資するものと考えられる。この中でも、セクタープログラムの策定が案件発掘・形成の要諦であると考えられる。

表5-1 バングラデシュ・モデルから得られる他国へ応用可能な教訓

教 訓	概 要
5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バングラデシュの現地 ODA-TF では、日本側援助資源の規模と全体的な開発ニーズに照らして、最重点分野と重点分野を設定し、セクター・ワーキンググループが最重点分野のセクタープログラムを策定している（「選択と集中」）。そして、セクタープログラムをもとに案件の相関図やローリングプランの作成を試行的に進めている。</li> <li>・ これらをもとに案件を発掘・形成することで、「案件の論理的整合性」を高め、豊富な背景情報に裏付けられた説得力のある要請案件調査票の作成が可能となる。</li> </ul>
5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地 ODA-TF の方針と整合性のある案件は、JICA 本部に対しても説得力を持ち、その結果、JICA 内部での A/B 評価に結びつく可能性が高い。また、個々人の高い問題意識に基づく現地 ODA-TF における議論は、視点の多様化を意味すると同時に、参加者の間に「オールジャパン」として案件を形成しているという一体感を生み出す要素ともなる。</li> <li>・ そうした効果は、議論に透明性と参加者相互の信頼感、そして立場にこだわらない平等性があることで始めて期待できる。一部の意見が偏重されることなく論理的な議論が展開されるために、現地 ODA-TF 会合での議論の内容は極力公開されるべきである。</li> </ul>
5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バングラデシュの現地 ODA-TF において農業・農村開発セクタープログラムの策定が実現した背景の1つには、JSRAD、JSRDE、PRDP のように長期にわたる取り組みによって蓄積されたバングラデシュの農村社会・経済や行政機構に関する豊富な知見がある。</li> <li>・ セクタープログラム策定における現場経験や知見の有効活用には、農業・農村開発セクター・ワーキンググループのリーダーあるいは調整役としての JICA 企画調査員による関係者間の有機的な連携や透明性の高い議論の促進に加えて、参加型農村開発行政アドバイザーとして BRDB に赴任している専門家に代表される有識者のセクター・ワーキンググループへの巻き込みも重要な要素である。</li> </ul>
5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関の機能や能力は一般に、組織再編や担当者の異動などに応じて変化する。近年、特に、農業・農村開発分野では、市場経済化、民営化、地方分権化などの影響で、組織再編の動きが顕著であり、留意すべきである。変化を見極めるためには、相手国政府関係者を通じた情報収集が欠かせない。</li> <li>・ 想定される実施機関が財政面、人材面で悩まされている状況の中で実施される案件も多く、自立発展性の面で問題が見られる場合がある。もし実施能力に問題があると判断された場合には、案件の目的を体制の構築、機能強化、職員の能力向上などにするか、あるいは実施機関の見直しや案件規模の縮小など、案件の枠組みを再検討するこ</li> </ul>

	<p>とが必要である。案件の発掘・形成は、実施機関の能力向上のプロセスとしても位置づけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村開発分野では、多種多様なニーズがあることに留意する必要がある。したがって、実施機関の所掌範囲を明確にし、どこまでが実施可能かを見極めることが重要である。</li> </ul>
5.1.5 他ドナーとの継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一的な目標に向かって援助協調が進展している状況では、日本がドナーとしてできることを、相手国政府のみならず他ドナーに対しても継続的に発信して理解と支持を得ることが、効率的・効果的に活動を行うための一要件である。</li> <li>・ ドナー社会において日本/JICAの役割を確立することは、近年の援助環境の変化にも適合できる案件の発掘・形成につながる。</li> </ul>

出所：調査結果に基づき調査団作成。

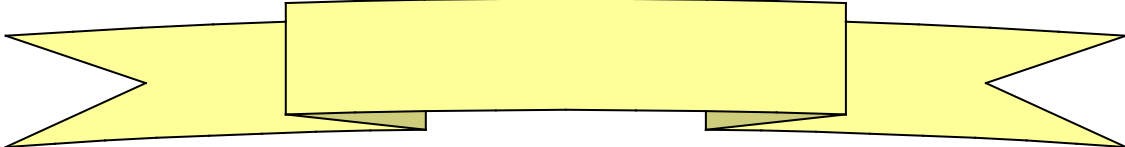
(2) 上述の要請案件調査票検討の視点およびバングラデシュ・モデルから導き出される教訓を踏まえて、今後、在外事務所が、本部と共同して農業・農村開発案件を効果的に発掘・形成していくために、表5-2に示す4点を提案する。

表5-2 農業・農村開発分野における効果的な案件発掘・形成に向けた提言

提言	関連するバングラデシュ・モデルの教訓	要 点
方針策定に係る提言		
5.2.1 農業・農村開発分野における「優良案件」の再定義	5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農村開発部が考える「優良案件」の定義の在外への提示</li> <li>・ 農村開発部の対応範囲の明確化</li> </ul>
5.2.2 要望案件の論理的整合性の強化	5.1.1 最重点分野の設定とセクタープログラムの策定 5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築 5.1.5 他ドナーとの継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部が定義する「優良案件」を踏まえた在外での最適化（案件の論理的整合性の確立）</li> <li>・ 対象地域のニーズの発掘</li> <li>・ 相手国の開発の方向性の把握</li> <li>・ 実施機関の機能と能力に基づく「実現可能なニーズ」の把握</li> <li>・ 現地の援助潮流（例えば、援助協調）への対応を通じた案件の戦略的位置づけの明確化（セクタープログラムの策定）</li> <li>・ 在外関係者、相手国政府実施機関、他ドナーなどによる上記に係る情報共有と意見交換の推進</li> </ul>
体制に係る提言		
5.2.3 在外事務所員に対する本部の支援	5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部からの継続的な情報発信と支援</li> <li>・ 要請案件調査票記載に係る「良い/悪い要請案件調査票」の提示と留意点のチェックリスト化</li> <li>・ 農業・農村開発に関する知見の蓄積が少ない在外事務所への広域専門員や技術審議委員会による支援</li> <li>・ 案件発掘から終了まで一貫した参加の促進</li> </ul>
5.2.4 外部人材の活用と形成・実施一体化の促進	5.1.2 日本側関係者による連携と透明性の高い議論 5.1.3 相手国の農村社会・経済事情に関する豊富な知見の活用 5.1.4 相手国実施機関の機能・能力の把握と関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在外事務所規模に見合った重点分野と課題の設定</li> <li>・ 外部人材のより有効な活用</li> <li>・ プロジェクト形成から実施の一貫性と案件形成から実施開始までに要する時間とコストの削減（外部人材の一貫した活用によるコスト・パフォーマンスの向上）</li> </ul>

出所：調査結果に基づき調査団作成。




 チェックリスト/クエスショナアの使い方

## 1. チェックリストの目的と概要

### (1) 目的と使われ方

- ・「採択につながる要請案件調査票」作成のための日頃の情報収集及び調査票記載段階での留意点を提示する。
- ・相手国に何らかのニーズがあり、そのニーズが相手国政府の要請書として申請された場合に、この要請書をチェックし、JICAの「要請案件調査票」に記載する際に用いる。
- ・チェックリストはどのようなタイプの案件にも対応出来るように網羅的に項目を掲載したものである。そのため、案件によっては必ずしも留意する必要のない項目もあり、使用にあたっては必要事項を選択して使用する。

### (2) チェックリストの構成

チェックリストは「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」から構成される。

- 1) 「1.要請案件調査票作成のためのチェックリスト」（以下、「**要請案件調査票チェックリスト**」）は **要請案件調査票**の「現状と問題点」から「その他」にいたる項目ごとに、一般的な「記述にあたっての確認項目<sup>1</sup>」を示す。
- 2) 「2.案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」（以下「**情報収集チェックリスト**」）は、農業・農村開発分野における特定テーマ毎（例：食料流通機能の整備）に調査項目例をリストアップしたものである。各テーマ（チェック項目）は「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」の開発課題体系全体図の「中間目標」ならびに「中間目標のサブ目標」に基づき、一部項目を補足して設定した。

### (3) チェックリストと指針本編（調査パイロット国のみ）との関係

上記2つのチェックリストについて、「**要請案件調査票チェックリスト**」は特に本部に提出する「要請案件調査票」の作成時に用いる。その一方で、「**情報収集チェックリスト**」は優良案件を形成するために、日頃から関係者へのインタビューや、現地視察等を通じた情報収集を行う際に用いる。

また、得られた情報等を基に相手国関係者等と案件の内容について協議することが重要であり、日頃から協議するにあたって留意すべき当該国特有の点を、指針本編の第5章「5.案件形成上の留意点」に記載した。チェックリストと合わせて「要請案件調査票」を作成する際に参考にしていきたい。

<sup>1</sup> 確認項目は、本調査における「案件形成上の留意点」ならびに「バングラデシュ・モデル」調査から得られた各種情報（「本部における要請案件調査票検討の視点」、「優良案件の定義」、「要請案件調査票検討に必要とされる情報」）に基づいて整理したもの。

<sup>2</sup> 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」2004年8月参照。

## 2. チェックリストの使い方<sup>3</sup>

相手国関係機関より案件の要請があった場合、最初に下記（A1）～（A3）の条件を満たすかどうかをチェックする。条件を満たされている場合、以下の B.「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」と C.「情報収集チェックリスト」（前述のとおり日頃から情報を収集しておくことが重要である）を用いて要請案件調査票を作成する。条件を満たさない場合は、相手国政府にその旨を伝えて要請内容の再検討を依頼する。

### A. 条件

- （A1）相手国の要請内容を検討し、現地 ODA タスクフォース等が定めた方針や、我が国の協力重点分野に当てはまるかどうかを検討する。当てはまらない場合は、相手国関係者にその旨を説明し、我が国の方針にあった案件要請を提出するように伝える。
- （A2）他ドナーやJBIC などの過去もしくは実施中の案件と競合がないか検討する。同時に JICA 既存案件の情報も確認する。競合案件がある場合は相手国政府に採択しない、あるいは別の案件（例：要請の所期の目的を達成するための別のアプローチ）を形成する旨通知する。
- （A3）JICA のスキームに適しているかどうかを確認する。スキームにあっていない場合は、他のドナーに要請するか、あるいは JICA のスキームに合うように案件の再形成を依頼する（例：農家グループが運営する信用組合への資金援助の要請があった場合、資金援助は出来ないが、組合の能力向上に係る技術移転及びそれに関連する資機材の提供は可能である旨連絡する等）

上記(A1)～(A3)の前提条件を満たしていることを確認したうえで、チェックリストを以下のように用いて要請案件調査票を作成する。

### B. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」

- （B1）相手国からの要請内容を要請案件調査票の項目に沿って分類する。
- （B2）分類後、「要請案件調査票作成チェックリスト」の「記述に当たっての確認事項」を参考に記載する。記載された項目に関するすべての情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜きだして活用する。情報が不足している項目については、「指針案」（本編）記載情報の活用、あるいは同リストの「情報の収集方法/対応方法」を参考にして必要情報を入手する。同リストの「チェックリスト対応」に「情報収集チェックリスト」の関連項目番号が記載されている場合は、それも参考にしつつ情報を収集する。情報収集段階で相手国関係者と日本との間で認識の不一致がないかもチェックする。認識の不一致などがあった場合は、「情報の収集方法/対応方法」を参考にして協議する。
- （B3）記載されていないと JICA 本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

### C. 「情報収集チェックリスト」/クエスショナ

- （C1）「情報収集チェックリスト」は相手国の要請活動に関する情報を収集して、プロジェクト活動より具体的に記述するために用いる。同リストの全ての項目について情報収集を行うのではなく、

<sup>3</sup> 本チェックリストは基本的に JICA 在外事務所の担当者が案件の発掘・形成を行う際に用いるものであるが、実際の先方政府への働きかけはオールジャパンで対応することになる。

ショッピングリスト的に要請内容（ニーズ）に合致した項目を選んで用いる。 情報収集は大きく中央政府レベルと、活動が想定されている対象地域レベル（対象地域住民および対象地域を直接管轄する州政府、村役場など）で行うことを想定している。

- (C2) 最初に「情報収集チェックリスト」の中から、相手国の要請内容に関連する「チェック項目」を抽出する。このとき「確認目的」を見て、その調査項目の必要性について確認する。「チェック項目」の選び方がわからない場合や、「確認目的」を読んでもイメージが湧かない場合は、「チェック項目」に該当する「開発課題に対する効果的アプローチ 農業開発・農村開発」の本文を読んで理解を深める。
- (C3) 「調査項目（中央）」と「調査項目（対象地域）」の両方を用いて、要請案件調査票作成のために収集すべき情報を確認する。
- (C4) 収集情報は、「入手先」に記載された機関より入手する。「情報収集チェックリスト」では例として「農業省」「財務省」などを記載してあるが、当該国の事情に合わせて想定される情報入手機関名を各事務所が記載する。その上で調査項目ごとの情報の入手・確認先として適切な機関名に印をつけることにより、担当者が変わっても使えるチェックリストとする。「情報収集チェックリスト」はCD ROM版で配付される予定であり、電子データを用いて選択調査項目を「入手先」毎にソートすることにより、収集・確認情報についてのクエスショネアを入手機関別に作成・活用することも可能である。
- (C5) 上記の作業で明らかになった必要情報を収集するためには、クエスショネア（質問票）を作成する。クエスショネアは個々の案件により様々であり、「情報収集チェックリスト」で示した核となる情報以外にも適宜、調査項目を加える必要がある。その際には既存の同種案件なども参考に質問項目を補足する。補足項目について質問のある場合は、農村開発部の技術審議委員会がアドバイスすることも可能である。調査票作成例として対象（農村）地域の状況を把握するためのクエスショネア例を添付したので、合わせて活用願いたい。
- (C6) 収集情報を要請案件調査票の該当する項目に記載する。
- (C7) 「情報収集チェックリスト」の調査項目には個々の案件を形成するうえで必要と考えられる情報を挙げている。しかしながら、同じ目的の案件であっても、案件の対象地域や受益者の置かれた状況などによって、収集すべき情報は異なる。ここで挙げた調査項目は固定されたものではなく、調査イメージの喚起を助けるためのものである。要請案件調査票記載者は必要に応じて対象地域にも足を運び、想定する活動を実施するために必要な情報を収集する。

### 3. チェックリストの期待される利点

- 1) 本チェックリストは案件の発掘・形成にあたって確認し、要請案件調査票に記載する情報を整理したものであるため、繰り返し活用することで案件の採択につながる要請案件調査票を書くコツを身に付けるきっかけとなることが期待される。また、前述したように作業を通じて在外事務所に経験・情報ともに蓄積されるので、要請案件調査票作成作業の効率化が期待される。
- 2) チェックリストをCD ROM化することにより、次のような利点が考えられる。
  - ・ 情報収集対象者への配布や回答回収後のデータ加工が容易である。このため、データの種類によっては情報入手コストの削減も期待される。
  - ・ データの保存性・検索性が向上し、人事異動時の引継ぎを容易とすることが期待される。

- ・ 必要項目を抽出して使用できる。調査対象の特徴に合わせた質問項目の抽出が容易である。
- ・ 英語、仏語、西語に翻訳するため、ローカルリソース（コンサルタント、NGO、大学等）への現地調査のTOR作成に活用が可能であり、委託作業が容易となることが期待される

#### 4. チェックリストを使うにあたっての留意点

- 1) 本チェックリストは、案件の発掘・形成および実施を担う在外事務所の職員が、農業・農村開発分野の案件を発掘・形成する際の視点と方法を提示するものである。
- 2) 実際に活用するにあたっては、チェックリストの記載事項を念頭に置き、各々の職員がその国における駐在経験を十分に活かしつつ、必要に応じて対象地域にも足を運び、関係者との意見・情報交換を通じて対象地域の現状を把握し、現実的な案件を形成する。
- 3) 案件が採択された後も、その案件が形成の段階で意図したように実施され、対象地域や周辺地域の人々の生計の維持・向上に貢献しているかを検討する際に活用する（例：要望調査段階で得られる「情報収集チェックリスト」の「1-2-1 生産基盤の整備と維持管理」のデータはベースラインデータとなりうる。事業開始後同じ項目のデータの収集・比較することにより、定量的なモニタリング・分析・評価に活用出来る）。
- 4) 案件を形成・実施する過程で在外事務所に蓄積される知見や経験を反映して本チェックリストの項目を適宜改訂し、各国の実情に即したより実用的なものにしていく。

#### 5. その他

- (1) FAOSTAT や World Development Indicators で入手できる国家レベルのデータに関しては「既存情報源」として挙げている。それ以外のデータは、中央レベルでは農業省、財務省、地方分権担当省など、対象地域レベルでは地方自治体、省庁出先機関、住民（農民）組織、農家などにあたってデータの収集を行う。
- (2) 調査に当たっては質問者と回答者で理解に相違がないように基本的な用語に関しては定義を明らかにしておく必要がある。本チェックリストは「開発課題に対する効果的アプローチ<農業・農村開発>」に基づいて作成されており、この「効果的アプローチ」における基本的な用語の定義（5～6 ページと176～182ページ）を参照にする。
- (4) チェックリスト作成にあたって使用した資料
  - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」、2004年8月。
  - ・ 国際協力事業団 国際協力総合研修所「開発課題に対する効果的アプローチ<農村開発>」、2002年5月。
  - ・ 独立行政法人 国際協力機構 国際協力総合研修所 金森秀行「調査手法とプロジェクト形成調査（第1稿）」、2004年。
  - ・ 国際協力事業団農業開発協力部「農村調査の手引書 - 研究・普及連携型農業プロジェクトにおける問題発掘と診断のために - 」、2000年3月。
  - ・ 国際協力事業団「プロジェクト研究 アフリカ農村開発手法の作成 第3年次報告書 本編 アフリカ農村開発手法ガイドライン」、2001年10月。



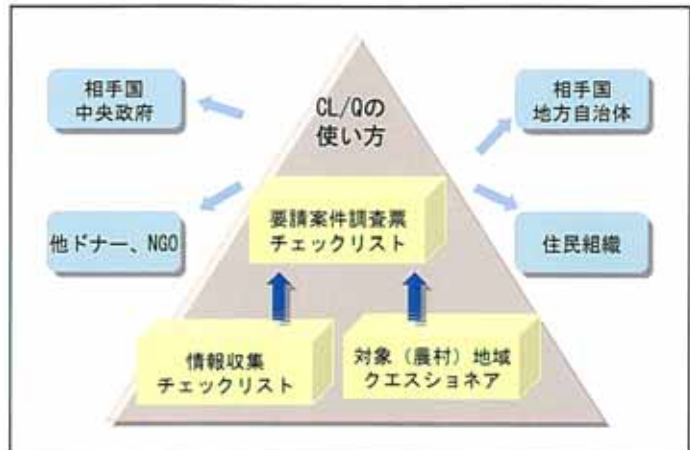
要請案件調査票作成および案件採択のプロセス（主として、技術協力プロジェクトの場合）

月	作 業		備 考
	日本国内	在外	
通年		情報収集と要請書作成の働きかけ	日ごろから相手国関係者への働きかけや情報収集活動を行う。個別専門家や開発調査などを通じ非公式な要請書が提出される。可能性のある案件は本部や外務本省も交え随時検討を行なう。6月以降の要請書作成と要請案件調査票作成に向けた準備を行なう。
6~7	要請案件調査票書式の送付・作成指示		6月に外務本省が在外公館に送付する。手続き上の留意点（例えば、民活技プロなどの新スキームの説明）方針（例えば、在外の意向の尊重など）などを伝達する。
		相手国政府への要請書作成依頼	現地ODAタスクフォースが相手国援助窓口機関や関係省庁に説明を行なう（年次政策協議とは別。提出期限や日本の方針などに関する説明を行なう）
		相手国政府からの要請書提出締め切り	要請書は在外公館へ提出される。
8		要請案件の検討、スクリーニング	現地 ODA タスクフォースが要請案件の検討とスクリーニングを行なう（絞り込みと優先順位付け）
		要請案件調査票作成と提出	在外公館が外務本省へ提出する。提出期限は8月31日。
9~10	要請案件調査票検討		地域部/企画・調整部事業調整第一チームが要請案件をデータベース化したうえで、分野ごとに担当課題部に検討を依頼する。案件が分野横断的な場合、課題部間で協議して担当部を決める。全体的（政策的）な視点に加え、技術的な視点から課題部が地域部とも協議しつつ検討を行なう。JICAとして取りまとめて、外務本省に提出する。
11	第1次各省検討会		外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。
11~12	早期通報		外務本省が在外公館に検討結果を通報する。
		早期通報	在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。
12	部内で次年度予算案を作成		12月から2月にかけて作成する。地域ごとの予算配分に基づき課題部でも予算案を作成する。
1	第2次各省検討会		外務本省（技術協力課）が案件ごとに関係省庁と個別検討を行なう。JICA からは企画・調整部事業調整第一チームおよび地域部が必要に応じて参加する。課題部は関係する案件の検討時に、オブザーバーとして参加する。第1次各省検討会で協議されなかった案件やペンディングとなった案件の検討を行なう。
1~2	全体通報		外務本省が在外公館に検討結果を通報する。
		全体通報	在外公館が相手国政府に検討結果を通報する。在外公館はA評価案件の国際約束締結の準備を行なう。
2	部内の次年度予算確定		以上をもとに、各部が予算を最終化する。

出所:国際協力機構 「『バングラデシュ・モデル』および同モデルの他国の案件発掘・形成手法への応用性に関する調査報告書」 2005年8月

農業・農村開発分野の調査分析手法（チェックリスト）の構成

「1. 要請案件調査票作成のチェックリスト」を用いて、「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）」と「3. 対象（農村）地域把握クエスショナア例」の関係項目も参考にしながら、要請案件調査票を作成する。なお、これらのチェックリストは日頃から案件の形成に向けた情報収集や、関係者（中央、対象地域）との協議の際にも活用する。



両チェックリストとクエスショナアの構成は以下のとおりである。

1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト
- 要請案件調査票 1
- I. 現状と問題点
  - II. 我が国援助方針との整合性
  - III. 案件概要
    - 1) 上位目標
    - 2) 案件の目標
- 要請案件調査票 2
- 3) 成果
  - 4) 活動
  - 5) 投入
  - 6) 外部条件
  - 7) 協力期間
  - 8) 実施体制
- 要請案件調査票 3
- 関連する援助活動
  - ミレニアム開発目標との関連
  - 我が国重要課題との関連
  - ジェンダー配慮について
  - 類似案件からのフィードバック
  - 裨益グループの種類と現状（人数、人口）
  - 治安状況
  - その他

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）
- 0. 基本項目
  - 1. 持続可能な農業生産
    - 1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上
    - 1-2 農業生産の拡大と生産性の向上
    - 1-3 輸出促進策の強化
    - 1-4 環境配慮の向上
    - 1-5 農業関連高等教育の強化
  - 2. 安定した食料供給
    - 2-1 食料需給政策の策定
    - 2-2 食料流通機能の整備
    - 2-3 輸入体制の整備
    - 2-4 援助食料の適性な利用
  - 3. 活力ある農村の振興
    - 3-1 農村振興関連政策の促進
    - 3-2 農外所得の向上
    - 3-3 農産品加工業の振興
    - 3-4 農村インフラの整備
    - 3-5 農村環境の保全
    - 3-6 生活改善の推進
    - 3-7 村落共同体活動の推進
    - 3-8 住民の保健水準の向上
    - 3-9 住民の教育水準の向上

3. 対象（農村）地域把握クエスショナア例
- (1) 自然資本
  - (2) 社会資本
  - (3) 人的資本
  - (4) 物的資本
  - (5) 金融資本

# 1. 要請案件調査票作成のためのチェックリスト

要請案件調査票作成の際に確認すべき事項を示す。これらすべての項目に関する情報を収集しなければならないということではなく、その国の事情や案件内容に応じて関係のある、あるいは必要と考えられる項目を抜き出して情報収集時に活用する。

記載されていないとJICA本部における案件の採否検討が困難な項目には をつけた。 以外の項目については、要請案件調査票には精緻な情報を記載できなくとも、本部の照会に速やかに回答できるよう情報を収集しておくことが望ましい。

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目
<b>要請案件調査票1</b>			
<b>・現状と問題点</b>			
	相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか	・現地のリソースパーソンを把握し、案件発掘時に意見聴取する	A2 ~ A4
	問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか	・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する	A4 B1 01 ~ 02
	国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ	・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意	
	PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ	・PRSP 等相手国の主要政策を踏まえたセクタープログラム策定協議に参加	
	市場自由化、民営化、地方分権化、自由貿易協定など政治・経済環境の変化と問題との関係	・現地ODA タスクフォースメンバー、それ以外の関係者の幅広い視点から案件の妥当性を確認する	
	プロジェクトで対応する問題が対象地域住民(ジェンダー的な要素を含む)の視点も踏まえて記述されているか	・JICAプロジェクトの活動を広く公開することにより、広い視点から案件の妥当性を確認する	・A1 ~ A3 ・P3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナア例」の活用
	対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握	
	対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法を踏まえた問題の把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映	
	直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握 (*把握のための調査がもたらす住民への負担ならびに住民からの過度な期待を防ぐために、ある程度対象地域が確定してから行う)	・対象地域における既存協力機関へのインタビュー ・対象地域で参与観察等を長期間行っている研究があれば、その成果の反映	
	利用可能な行政サービスの機能も考慮した問題の把握	・対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	
	問題点の緊急性・優先性が示されているか(優先課題の絞り込みができていないか)	・相手国政府による地域の優先順位を確認したうえで、対象地域でPCM、PRA手法等を用いて分析を行う	(案件内容により関係情報を収集)
	貧困層など重要な概念の定義がなされているか		
<b>・我が国援助方針との整合性</b>			
	我が国の援助方針(外務省の国別援助計画、JICAの国別事業実施計画、ODAタスクフォースの方針など)に対応しているか	・相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択基準)を提示し、優先順位に理解を得る。 相手国に日本側の実施機関の役割を周知する。	A5 U1 ~ W3、u1-1 ~ w3-2
	現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムやJICAの既存プログラムがある場合、プログラム内の他案件(プロジェクトや活動)との相互補完性はあるか	・ODAタスクフォース内での議論(一人の視点ではなく、多くの意見をもとに確認する)。 ・本部との情報共有を担当レベルで活発に行なう。	
	「課題別指針」や「開発課題に対する効果的アプローチ<農業開発・農村開発>」を踏まえているか		
	相手国のニーズに適したJICAのスキームが選択されているか		
	日本農業へのブームラン効果のない案件か		
<b>・案件概要</b>			
<b>1) 上位目標: 協力終了後に達成が期待される目標</b>			
	案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか	・相手国政府との定期会合を通じた双方の方向性の合意	B1
	国家開発計画などの相手国の上位計画と整合性があるか	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	B1、A4
	PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか	・ドナー会合における協議	B1 A5
	相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などの進捗状況と整合性が保たれているか	・関係省庁におけるインタビュー ・他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	H1 ~ H4、L1 ~ L5 01 ~ 02
	貧困削減や環境保全など包括的かつ普遍性を持った目標か	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	A5
	モデルとしての波及性を考えた目標になっているか	・PRSP 等相手国の主要政策・上位計画の把握	E1 ~ E3、B4、B1

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニーズ別)」の対応項目
<b>2) 案件の目標: プロジェクト終了時の達成目標(アウトカム): 現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか</b>			
	案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋(ロジック)が明確であるか	・ 相手国関係者に論理的に日本の方向性(セクタープログラムをもとにした案件採択のクライテリア)を提示し、優先付けの結果に理解を得る	
	要請書の内容(目的)と住民のニーズが一致しているか	・ 対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	(案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	裨益者が明確であるか	・ 対象地域の行政機関と住民へのインタビュー	(案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果が想定されているか	・ 関係省庁におけるインタビュー 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	A4、B1~B4、E1~E3
	終了後の成果の活用について明示されているか	・ 相手国政府との定期会合を通じた日本側、相手国側双方の方向性の合意	
<b>要請案件調査票2</b>			
<b>3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(活動実績/アウトプット)</b>			
	活動の成果が積み重なって、案件目標が達成され自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを前提としない活動実績が想定されているか		B1~W3
	実施機関の能力や機能、役割などに見合った成果が想定されているか	・ 優良事例(NGOや住民組織自身のプロジェクトも含む)から得られる教訓の反映	A4、B1~B4、E1~E3
	日本農業へのブーメラン効果のない案件か		
	ソフトとハードとのバランスに配慮した成果が想定されているか		B1~W3 (案件内容によって異なる)
	投入に見合った活動成果が想定されているか		
<b>4) 活動: 上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する</b>			
	活動から目標実現に至る道筋(ロジック)が明確であるか	・ 既存の協力や研究蓄積の教訓を学ぶ	
	要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか	・ 周辺地域へも波及しうる面的な広がり、様々な関係者への働きかけの有無(地方行政や流通業者も含む) ・ その国における対象地域の位置づけの明示(例: 貧困地域など) ・ 既存の協力や研究蓄積を活用 当該分野における民間部門の活動を疎外しないか	A4、E1~F3、L1~L5 A2
	相手国の発展の度合いを考慮した協力内容であるか		
	適切な実施機関の選定: 実施に必要な人材、予算を確保しうる行政機関(中央ならびに対象地域)があるか、行政のかわりにサービスを提供する民間組織あるいは住民組織があるか等、相手国の事情をよく勘案してプロジェクトに適切な実施機関を選定	・ 他の類似機関との比較 ・ 実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認	B1、B2、B4 E1~E3 F1~F3 O1、O2
	地方分権化の進展度: 進んだ国では実施機関は中央政府でなく地方自治体も検討されているか。そこには地方自治体の能力強化コンポーネントが含まれているか		A4
	所得水準も踏まえた案件規模の検討: JICAの予算規模、相手国の負担能力に応じた案件規模が検討されているか	JICA本部の方で7月上旬を目処(17年度見込み。今後の年度分については毎年本部に要確認)に、要望調査分に配分出来る次年度予算の目安額を設定されるのでそれを参考にする	A2~A3
	産業構造: 高度化した国では、必要とされる特殊な分野/技術の農業普及への対応が検討されているか	・ マクロデータ分析	A2 D1~D2
	市場の開放度: 高い場合は国際競争力のある作物の導入が検討されているか	・ マクロデータ分析 ・ 制度の把握	H1~H4
	協力形態: 単独協力、セクタープログラムの枠の中で他ドナー等との連携の模索など。民間部門が強い国では民間部門との連携の可能性も検討されているか	・ 関係省庁におけるインタビュー ・ 他ドナーやNGOへのインタビューを通じた現状把握	A5
	モデル性: 中進国では周辺国への波及性も含めたモデル性のある案件であるかも考慮されているか(広域協力や第3国への専門家派遣なども考)		
	技術的に可能か(機材が供与される場合、プロジェクト終了後の維持管理が可能か、可能とする体制構築を活動の中に含めているか)		
	援助協調が行なわれている国では、相手国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか		A5
	活動内容・スケジュールに即して、JICAが人や予算を手当するに適したスキームが選ばれているか		
	案件の終わり方が明確にイメージできる活動であるか		
	裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか	・ PCM、PRA等を用いて農村社会構造、制度を把握	(案件内容によって異なる) ・ 「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用



記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(二コース別)」の対応項目	
	農村部住民全体に裨益するアプローチであるか	・直接的受益者とその他の農村居住者の経済的・社会的なリンクの把握	・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか		E1～E3	
	実施機関とその他の相手国政府機関の連携が図られているか			
	投入が少なくても効果が期待できるか			
	対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか		E1～3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源(土地、森林、草地、水等)の保全・管理方法にも配慮した活動であるか		P3、02、G5、c2 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用	
	対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか		I2～3	
<b>5) 投入: それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金</b>				
<b>日本側</b>				
	「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本が協力する意義があるか」、「場所(地)はどこか」などが明示されているか		・国別事業実施計画	
	投入規模の根拠は明確か(同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている場合に根拠はあるか)		A4、B1～B2	
	援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか	・JICAプロジェクトの活動を広く公開することによって、ODAタスクフォース以外から出てくる知見の活用を図る ドナー会合における情報収集	A5	
	JICAの事業としてスキームの選択は適切か	・相手国実施機関とのJICAスキームと提供できる支援に関する協議		
	活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか	・日本及び他ドナー/NGOの既存協力から得られた教訓を活かして検討		
	次年度予算(目安)をもとに検討しているか	・次年度以降に相手国の農業・農村開発分野に割り当てられるJICA予算の確認		
	日本が技術協力を行う意義があるか	・相手国、周辺諸国における既存技術協力(日本及び他ドナー、NGO等)との比較・検討		
<b>相手国側</b>				
	目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期について相手国政府・実施機関と合意しているか	・定例会議の開催 ・相手国の案件採択から実施に至る手続きと年間スケジュールの把握(相手国事情に詳しいナショナルスタッフに確認するなど)	B1～B2	
	ローカルコスト負担	・相手国による要請案件採択(優先順位付け)基準の確認 ・財務省における予算措置の確認 ・セクタープログラムのある国では、セクター内部の予算計画を把握し、要請案件に適用可能な予算の有無を確認	A4、A5、B1～B2	
	実施機関の妥当性(採択後の実施機関の変更は難しいため、要請案件調査段階で十分確認)	・他の類似機関との比較 ・実施機関候補について複数の他ドナー/NGOに実施能力・体制の確認 ・NGOを活用する場合、政府の承認をとる必要がある場合もある ・実施機関の予算措置の確認 フルタイムの実施機関の確認 責任者の取り組み意欲の確認	B1	
<b>6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。</b>				
案件により確認	経済	プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格変動、流通システムの変更可能性など	・政府関係機関や市場・流通関係者などを通して価格情報を入手し、トレンドをみる	K4、K5
	政策・規制	案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策など	・実施機関機関を通して、現行の政策・制度および変更予定などを確認する	B1
	(国際)	自由貿易協定(WTOやFTAなど)や環境に関する国際条約などの締結・進展の案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性	・関係国際機関(世銀・WTO等)へのヒアリングを通して今後のトレンドをおさえておく。他の実施プロジェクトも把握する	H1～H4
	(国内)	市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗はどうか		A4
	人材の定着	実施機関機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか	・人員の定着などに関しては過去の事例を踏まえる	B4
他のプロジェクト	他の関連プロジェクトの有無			
自然環境	自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか			
<b>7) 協力期間</b>				
	予算、案件の規模、スキームに関連づけられているか			
<b>8) 実施体制</b>				
	実施方法、実施時期などについて、相手国の実施機関と基本的な合意がなされているか	・中央政府の誰(省庁、部、課、実施機関名や役職、人数)が何を担当するのか明確にしておく ・対象地域における実質的な実施機関の確認(地方自治体、住民組織等)	B1～B2、B4、01～02	

記述に当たっての確認事項		日頃からの情報の収集方法/対応方法	「案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト(ニース別)」の対応項目
	「地方分権」の農業・農村開発プロジェクト実施に与える影響の検討	・実施機関がどの程度の予算、人材、事務所スペースなどを確保できるのかを提示してもらったとともに、発掘・形成段階から相手側のオーナーシップを高める	A4 01~02
	中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握と実施体制の検討		
	資源配分(土地、その他自然資源)決定機関の把握とプロジェクトへの関与方法の検討		
	予算に関する確認		B2
	開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳	・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー	
	対象地域への交付金総額とその使途(開発予算、経常予算)	・大蔵省(財務省)の歳出入データ入手	
	対象地域における予算決定メカニズムの確認(法律と実際)	・実施機関の所掌範囲の把握 ・対象地域行政機関(財務担当)へのインタビュー	
	対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握	・セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性が中央で正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する	
	援助協調の進んだ国では、相手国政府ならびにドナーが合意した方式にそった実施体制であるか	・セクタープログラム策定協議に参加	A5
	周辺地域への波及効果を期待できるように、面的な広がり、様々な関係者への働きかけを踏まえた実施体制となっているか		E1~E3
<b>要請案件調査票3</b>			
<b>関連する援助活動</b>			
	他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか	・ODAタスクフォース内での関連活動の確認 ・ドナー会合における確認	
	JICAの類似案件の確認(他国でも同じような取り組みがなされているならば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する)	・他ドナーへのヒアリング ・相手国政府援助担当機関へのヒアリング	
<b>ミレニアム開発目標との関連</b>			
	ポップアップで選択入力		
<b>我が国重要開発課題との関連</b>			
	ポップアップで選択入力		
<b>ジェンダー配慮について</b>			
	社会的弱者である女性や子供、老人に負の影響を及ぼさないか	・PCM手法などの活用、実施済み案件(他ドナーも含む)からの教訓の活用	U1~U3
	新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮		・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
	「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する		・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
<b>類似案件からのフィードバック</b>			
	過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか	・案件のデータベース化を進め、JICAの実施済み案件から得られる知見を活用する	
	国際機関やJBIC案件からの知見も活用する	・先行・既存のプロジェクトからの教訓(何が良く/悪いか)が記載されているか。 ・実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかった類似案件の分析結果が反映されているか	
<b>裨益者グループの種類と規模(人数・人口)(可能な範囲で男女別に記載)</b>			
	裨益者の基本情報が述べられているか(グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など)	・対象地域政府機関、住民(農民)組織、小中学校、保健所などを通して情報を得る	A1~A3 ・「対象(農村)地域把握クエスショナ例」の活用
		・直接、裨益者にインタビューする。裨益者が多い場合は、ランダムサンプリング <sup>(注1)</sup> などの統計的手法を用いる	
<b>治安状況</b>			
	近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか	・セキュリティ対策が進んでいるドナーの事例を参考に、対策を改善する	
	治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか		
	国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか	・関係諸機関と情報交換を行う	
<b>その他</b>			
	相手国関係者(中央ならびに対象地域)、日本大使館、JBIC、プロジェクト関係者などの日本の関係者、他ドナーやNGOなどと風通しのよい議論を行い、多様な視点から形成された案件か		
	相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか		
	相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か		

注1: ランダムサンプリングについては例えば以下を参照。http://www.oricom.co.jp/research/re2\_1.html

2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト（ニーズ別）

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源					調査項目（対象地域）	入手先							
			農業省	財務省	地方自治体	その他省庁	その他		地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家	その他			
0. 基本項目																
A1	マクロの経済社会状況	・当該国の概況把握	A1-1 国内総生産(GDP)					a1-1 対象地域の総生産								
			A1-2 1人当たりGDP					a1-2 1人当たり地域総生産								
			A1-3 GDP成長率					a1-3 地域総生産成長率								
			A1-4 1人当たりGDP成長率					a1-4 1人当たり地域総生産成長率								
			A1-5 面積					a1-5 面積								
			A1-6 人口					a1-6 人口								
			A1-7 人口密度					a1-7 人口密度								
			A1-8 人口増加率					a1-8 人口増加率								
			A1-9 ジニ係数					a1-9 地域レベルのジニ係数								
			A1-10 都市化率													
			A1-11 物価上昇率													
A2	農業・農村の位置づけ	・当該国に対する農業・農村開発協力の意味を確認	A2-1 農業就業人口 / 総就業人口				FAOSTAT	a2-1 農業就業人口 / 総就業人口								
			A2-2 農産物輸出 / 総輸出					a2-2 農産物輸出 / 総輸出								
			A2-3 農業GDP比率					a2-3 農業 / 地域総生産比率								
A3	農業の特徴	・協力の方向性の検討に活かす ・農村部の主たる生業の把握	A3-1 地形・地勢図					a3-1 地形・地勢図								
			A3-2 農業人口（男女別）				FAOSTAT	a3-2 農業人口（男女別）								
			A3-3 農業部門GDP				FAOSTAT	a3-3 農業部門地域総生産								
			A3-4 農業部門GDP成長率				FAOSTAT	a3-4 農業部門地域総生産成長率								
			A3-5 土地利用				FAOSTAT	a3-5 土地利用								
			A3-6 農地所有・保有規模別世帯数					a3-6 農地所有・保有規模別世帯数								
			A3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など）					a3-7 農地保有形態別世帯数（自作地・小作地別など）								
			A3-8 農産物輸出額・輸入額				FAOSTAT	a3-8 農産物輸出額・輸入額								
			A3-9 農産物価格指数					a3-9 農産物価格指数								
			A3-10 年間平均降雨量					a3-10 年間平均降雨量								
			A3-11 食料自給率				FAOSTAT	a3-11 食料自給率								
A4	農業・農村開発の影響を与える改革	・行政財政改革などの動きを把握	A4-1 地方分権化の進展					a4-1 地方分権化の進展								
			A4-2 その他の行財政改革の進展					a4-2 その他の行財政改革の進展								
A5	援助における日本の立場の把握	・当該国政府とドナーの関係の把握	A5-1 援助依存度（総援助額 / 総歳入）					a4-1 地域におけるドナー及びNGOの活動								
			A5-2 援助協調（財政支援、セクタープログラム実施状況）													
1. 持続可能な農業生産																
1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上																
B1	農業政策の立案・実施能力	・C/P機関としての能力の判断 ・政策の実現性の判断	B1-1 現行の農業・農村開発政策、開発計画の概要、体系					b1-1 現行の地域開発計画/農業開発計画の概要、体系								
			B1-2 過去の農業・農村開発政策、開発計画の評価（数値目標の達成率）													
			B1-3 農業・農村開発政策・計画策定手順・時期・担当部局													
			B1-4 農業関連法規の体系の概要													
			B1-5 農業関連法規の遵守、執行体制													
			B1-6 策定人員の人数、学歴、実務経験													
B2	農業財政策の立案能力	・農業分野における公的資金メカニズムの把握 ・農産物価格統制にかかる公的介入度の見極め	B2-1 農業・食料分野予算（種類・金額）					b2-1 歳入（課税対象、種類、金額）								
			B2-2 補助金（種類・基準・金額）					b2-2 予算策定手順・時期								
			B2-3 歳入（課税対象、種類、金額）													
			B2-4 価格政策の概要（買上、売渡、在庫）とパフォーマンス													
			B2-5 公的価格と市場価格との差													
			B2-6 予算策定手順・時期													
			B2-7 国内需給予測能力（過去の予測精度）													
			B2-8 国際市場動向予測能力（過去の予測精度）													

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	調査項目（対象地域）				調査項目（対象地域）					
			調査項目		入手先		調査項目		入手先			
B3	農業統計関連政策立案能力	・案件の根拠となるデータの取得可能性の検討	B3-1 農業統計（種類、対象、刊行機関）					b3-1 各地域の統計の種類、保有機関				
			B3-2 整備方法					b3-2 全国統計の地域での集計方法、プロセス				
			B3-3 時期（刊行期間）									
B4	行政人材育成	・行政官の実施能力向上のための施策の把握	B4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど）					b4-1 人材育成システム（Pre-service, In-service, OJTなど）				
1-2 農業生産の拡大と生産性の向上												
1-2-1 生産基盤の整備と維持管理												
C1	農地の開発・整備状況	・新規の開墾・開拓、地目・作目転換、灌漑面積拡大などに対応できているか	C1-1 土地利用、農地利用の変化					c1-1 土地利用、農地利用の変化				
			C1-2 土地制度（所有、賃貸借に関する法制度）					c1-2 地域の伝統的土地制度				
			C1-3 農産物需要の推移					c1-3 農産物需要の推移				
			C1-4 各作物作付面積					c1-4 各作物作付面積				
			C1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積）					c1-5 灌漑・開墾計画（潜在的適地面積）				
			C1-6 灌漑耕作地面積					c1-6 灌漑耕作地面積				
			C1-7 農家あたりの平均耕作面積					c1-7 農家あたりの平均耕作面積				
			C1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容					c1-8 栽培面積や生産量の割当制度の有無、内容				
C2	農地の保全状況	・土壌流出や塩害などによって地力の低下、単収の低下などが起こっていないか、それらを防ぐことができているか	C2-1 農地保全のための政策・戦略・施策					c2-1 土地利用の変遷				
			C2-2 農地保全のための関連法規					c2-2 単収の推移				
								c2-3 傾斜地の利用方法				
								c2-4 問題（土壌流出、塩害など）別被害額				
								c2-5 問題ごとの保全への取り組み（テラス、チェックダムなど）				
C3	灌漑・排水施設の整備状況	・灌漑、排水能力の低下が起こっていないか、新規の敷設が必要か	C3-1 灌漑整備のための戦略・計画・施策					c3-1 耕作面積/灌漑面積				
			C3-2 灌漑にかかる関連法規					c3-2 灌漑地/非灌漑地単収				
			C3-3 耕作面積/灌漑面積					c3-3 灌漑方式別面積/農家数				
								c3-4 灌漑受益農家数				
C4	水利組合の機能状況	・灌漑施設及び水管理を農民自身が行えているか	C4-2 水利組合参加数					c4-2 水利費・維持管理費の徴収率				
			C4-3 水利費支払農家数					c4-3 水利組合参加数				
			C4-4 作業別参加率					c4-4 水利費支払農家数				
			C4-5 中央省庁管理下の水利施設					c4-5 作業別参加率				
			C4-6 水利用あるいは水利権にかかる法規					c4-6 自治体が管理している水利施設				
								c4-7 組織の成立過程、既存組織との関係				
								c4-8 水の分配（水不足、水争い）				
C5	畜産生産基盤	・畜産分野での増産、品目転換、新規参入などを行うための基盤があるか	C5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援）					c5-1 家畜の種類、頭数				
			C5-2 畜産技術普及制度の有無、内容					c5-2 飼育形態（放牧・舎飼い）別農家数、頭数				
							c5-3 畜産経営規模別分布					
							c5-4 食肉処理場の場所、規模、数					
							c5-5 畜産品保管倉庫の場所、規模、数					
							c5-6 畜産物需要・供給・輸入・輸出（種類、量、金額）					
							c5-7 エサの賦存状況（飼料、草地：規模、数）					
							c5-8 畜産関連資材（フェンス、畜舎）の賦存状況					



チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
			調査項目	入手先				調査項目	入手先			
1-2-2 試験研究・技術開発の強化												
D1	試験研究機関の機能状況	・生産、加工、保存などの技術開発を行ううえで必要な研究機関と人材があるか	D1-1 予算（中央及びゾーン別）					d1-1 予算（自治体の試験研究機関）				
			D1-2 研究内容（中央及びゾーン別）					d1-2 研究内容（自治体の試験研究機関）				
			D1-3 研究組織（中央及びゾーン別）					d1-3 研究組織（自治体の試験研究機関）				
			D1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（中央及びゾーン別）					d1-4 研究者（数、分野、学位、資格）（自治体の試験研究機関）				
			D1-5 過去に開発された有用技術の代表例（中央及びゾーン別）					d1-5 過去に開発された有用技術の代表例（自治体の試験研究機関）				
D2	生産技術	・政府関係機関及び在野（篤農家）において適正技術の開発が行われているか	D2-1 生産技術向上のための政府機関及びその生産技術内容					d2-1 各作物の単収				
			D2-2 政府機関が開発した技術の普及状況					d2-2 生産資材投入量（農家当たり、面積当たり）				
								d2-3 農家あたりの耕作機械利用時間数				
								d2-4 労働生産性				
D3	植物遺伝資源の保全状況	・将来品種改良を行うための植物遺伝資源が保全されているか	D3-1 遺伝資源保全のための政府機関及びその内容					d3-1 対象自治体の研究機関の遺伝資源保有数				
			D3-2 政府機関による遺伝資源保全取扱い件数					d3-2 対象地域の各作物の在来品種（種類、数、分布）				
			D3-2 国内の在来品種（種類、数、分布）と保全対象品種									
D4	ポストハーベスト技術	・収穫後のロス、品質低下を防ぐ技術があるか、付加価値を高める技術があるか	D4-1 ポストハーベスト技術向上のための政府機関及びその技術内容					d4-1 ポストハーベストレロスの量と原因（貯蔵、流通、精製（精米）、加工など）				
			D4-2 政府機関が扱うポストハーベスト技術の普及状況					d4-2 対象一次産品の品質（異物混入率、品質保持期間など）				
								d4-3 既存の加工技術、加工製品				
								d4-4 原料と加工品との価格差				
D5	畜産技術	・畜産分野において、増産、品目転換をすすめる、付加価値を高める技術があるか	D5-1 畜産に対する政府の介入・支援策（価格制度、経営支援、技術支援）					d5-1 家畜生産量・生産額（農家当たり、面積当たり）				
			D5-2 畜産に関する試験研究機関の数、研究員数、予算					d5-2 畜産農家の経営規模別分布				
								d5-3 各家畜における技術（酪農であれば搾乳技術など）の種類とその水準（篤農家との差）				
								d5-4 家畜の病気と被害額				
								d5-5 獣医数、薬品などの入手可能性				
1-2-3 農業普及の強化												
E1	農業普及体制	・改善された農業技術、農業経営を農家に普及させる体制があるか	E1-1 中央政府の普及機関の機能状況					e1-1 普及員数（州あたり、農家当たり）				
			E1-2 中央政府の普及のための予算					e1-2 普及員の定着率（定着期間）				
			E1-3 中央政府の普及システム									
E2	農業普及方法	・農家に技術、経営が定着しているか	E2-1 中央政府の普及方法					e2-1 ワークショップ等開催状況、受講者数				
			E2-2 中央政府による普及技術の内容					e2-2 普及員の農村巡回状況				
								e2-3 指導された技術の利用者（取得者）数				
								e2-4 技術、経営の改善状況（単収の増加、生産費の低減など）				
E3	普及員の人的能力構築	・普及員の研修が適切に行われ、その結果として指導能力が向上しているか	E3-1 普及員養成機関の分布、所管省庁（部局）					e3-1 普及員の研修受講経験				
			E3-2 普及要請のためのカリキュラム、技術指導項目、生徒数、教官数、予算、授業料					e3-2 普及員の習得技術の適用状況				
			E3-3 普及員のバックグラウンド（学歴、性別）									
1-2-4 農家経営の改善												
F1	経営能力	・経営の拡大、改善が行われているか	F1-1 農家経営改善のための中央政府施策の有無及びその内容					f1-1 経営規模（面積、生産額：収益率）				
								f1-2 農家経営内容（主要換金作物、農産加工品、流通経路）				
F2	農業金融	・経営を拡大、改善するために農業金融が用いられているか	F2-1 農業金融、マイクロクレジット等の金融制度					f2-1 農業金融の種類・規模				
								f2-2 利用率、利用者数				
								f2-3 利用額、利率				
								f2-4 返済率				
								f2-5 信用割当の有無				

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）											
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家	その他							
		調査項目	入手先				調査項目	入手先										
F3	農民組織化	・個人で対応できない問題に組織を形成して取り組んでいるか、ただ乗りを防ぐ方法があるか	F3-1	農民組合にかかる中央政府の制度					f3-1	組織の種類・目的・組織率								
			F3-2	農民組合にかかる関係法規						f3-2	組合員の活動参加率							
											f3-3	組合機能に関する組合員満足度						
1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善																		
G1	農業機械・農機具	・農業生産資材へアクセス可能か、適正な水準で用いられているか、投入することで単収の増加などの効果が表れているか	G1-1	農業機械の需要と供給状況						g1-1	農業機械・農機具使用の現状							
											g1-2	農業機械の賃貸システムの有無と状況						
G2	種子の安定供給	・種子が安定供給されているか、あるいは、その体制が整っているか	G2-1	改良種子の普及率							g2-1	種子の種類と特性（地域の伝統的種子も含める）						
			G2-2	改良種子の普及政策（生産物の買い上げ、種子購入への支援、補助金）								g2-2	圃場条件別種子使用基準、使用量					
													g2-3	種子種類別（伝統種子、HYV）の使用量（農家当たり、haあたり）				
													g2-4	種子種類別の単収				
													g2-5	種子価格				
													g2-6	入手先（業者、自家採取、組合、市場）				
G3	農薬の適切な利用	・農薬の適切な利用がなされているか	G3-1	国内生産量、価格							g3-1	病害虫の発生頻度、被害額						
			G3-2	農薬使用に関する技術普及の有無、内容								g3-2	農薬の種類別特性（対象病害虫、散布方法、時期・期間など）					
			G3-3	農薬の使用に関する法令及び安全（残留）基準									g3-3	農薬の使用量（農家あたり、haあたり）				
													g3-4	農薬の価格、購入先（業者、組合、市場）				
													g3-5	減農薬に向けた取り組み（総合害虫防除など）				
G4	肥料の安定供給・適正利用	・肥料が安定供給されているか、適正に利用されているか	G4-1	肥料の国内生産の有無、有りの場合は種類別生産量、販売価格							g4-1	肥料の種類、投入量						
			G4-2	肥料生産工場への支援方法、補助金								g4-2	肥料の種類別購入先（業者、自家堆肥、組合、市場）、価格					
			G4-3	国際価格、輸入量														
G5	畜産資材の安定供給	・畜産資材が安定供給されているか	G5-1	畜産施設の規模、分布、所有者（政府系機関/民間）							g5-1	施設建設、資材購入のための資金調達方法（利子、担保、返済期間など）						
			G5-2	畜産資材の種類、製造元、価格														
			G5-3	畜産資材供給への政策的支援（補助金など）														
			G5-4	放牧地・草地の分布・面積														
1-3 輸出促進策の強化																		
H1	輸出政策立案能力	・有望な輸出農産物があるか、国際競争力があるか、国際市場の動向に対応できているか、情報は収集・分析できているか	H1-1	農産物輸出入政策														
			H1-2	農産物貿易量（輸出入）														
H2	輸出制度・体制の整備状況	・輸出制度・体制は整備されているか、輸出の促進要因になっているか	H2-1	各農産物ごとの輸入関税、輸出税、数量制限							h2-1	輸出農産物の生産状況、年次変動						
			H2-2	輸出関連政府組織と許認可								h2-2	出荷組織の収集規模、参加人数、資金など					
			H2-3	取り扱い品目別の輸出業者の規模、数								h2-3	輸出経路（国内における経路）					
			H2-4	構造調整以降の動向														
H3	輸出競争力	・農産物の国際競争力があるか、国産農産物の国際市場への参入ポテンシャルはあるか	H3-1	主要輸出農産物の品目と輸出量							h3-1	輸出品目の現行生産費、生産費低減の可能性						
			H3-2	国際市場における他国産品とのグレード、価格差														
			H3-3	輸出先・輸入先（国名・割合、数量）														
			H3-4	国際価格と国内価格														
			H3-5	輸出品目の流通経費														
H4	国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力	・国際市場対応力は向上しているか、流通網は発達しているか	H4-1	国際市場・価格動向														
			H4-2	需給動向（国内・相手国）														
			H4-3	相手国内流通情報システム														
			H4-4	FTAなどの貿易協定と関税率、数量制限、緩和期限														

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
<b>1-4 環境配慮の向上</b>												
11	農業から排出される廃棄物の処理と有効利用		I1-1	環境規制法規				i1-1	各種農業廃棄物（畜産糞尿など）の処理方法、再利用方法			
			I1-2	環境基準の内容				i1-2	環境基準の遵守状況			
12	肥料・農薬などのによる環境負荷	・農業生産によってどのような環境問題が引き起こされているか、逆にどのように環境保全に役立っているか、負の影響を最小化するために適切な基準の設定が行われているか、知識、技術の普及が行われているか	I2-1	環境問題の発生地域とその内容（環境・人体への悪影響の有無、内容、程度、頻度）				i2-1	肥料・農薬の投入量			
			I2-2	肥料・農薬の種類別投入基準・残留基準				i2-2	減農薬・有機農法への取り組み例と効果、収益性			
			I2-3	技術普及（農薬・肥料などの）時の環境配慮に対する指導内容								
13	多面的機能の維持・発現、環境教育		I3-1	多面的機能として認知されている機能の種類、発生場所（田、森林など）				i3-1	自治体による環境対策の有無及びその内容			
			I3-2	自然保護地域								
			I3-3	砂漠化率								
			I3-4	水質汚染物質濃度								
			I3-5	森林減少率								
			I3-6	環境教育回数、対象（学生、農民など）、人数、内容								
<b>1-5 農業関連高等教育の強化</b>												
J1	教育活動	・農業関連教育機関の農業・農村開発とのリンクはあるか	J1-1	カリキュラム				j1-1	自治体の農業高等教育機関			
			J1-2	教員数								
			J1-3	農業高等教育機関数、学生数、その進路								
J2	研究機能	J2-1	農業研究機関数、研究員数（学位）、予算				j2-1	自治体の農業研究機関及びその研究内容				
J2-2	研究機関によって開発された技術											
J3	マネジメント	J3-1	農業高等教育機関、研究機関におけるマネジメントの仕組み・制度				j3-1	自治体の農業研究機関及びその研究内容				
J4	関係機関や地方・地域との連携状況	J4-1	農業高等教育機関、研究機関と他の機関との間の共同事業、受委託事業の有無、内容				j4-1	自治体の農業研究機関及びその他研究機関との連携				
J5	普及拠点としての機能強化	J5-1	農業高等教育機関、研究機関と普及制度との関係（フィードバック関係）				j5-1	自治体の農業研究機関及びその研究の活用状況				
<b>2. 安定した食料供給</b>												
<b>2-1 食料需給政策の策定</b>												
K1	国民栄養	・食料需要に対応できているか、そのために適切な食料安全保障政策・制度が整っているか	K1-1	食料安全保障政策、戦略、計画の有無、及び内容								
			K1-2	一人当たりのカロリー摂取量								
			K1-3	栄養不足人口、栄養不足比率								
			K1-4	子供、成人のBMI（Body Mass Index）								
K2	食料生産・流通統計の整備	・食料需要を把握するための統計は整備されているか	K2-1	統計の種類、対象（農産物など）								
			K2-2	統計サンプル収集プロセス、予算、人員								
K3	主要食料需給状況の把握	・食料需要に対応できているか、将来の食料需要に対応可能か	K3-1	各農産物の生産量（過去、現在、将来）								
			K3-2	各農産物の輸出・輸入量（過去、現在、未来）								
			K3-3	各農産物の需要量								
			K3-4	人口増加率								
			K3-5	所得増加率								
K4	流通・市場関連法令・制度の整備状況	・食料需要に対応するための法令・制度は整備されているか	K4-1	輸出入に関する法令、許認可				k4-1	民間貿易関連業者、流通業者への法令の影響			
			K4-2	食料流通に関する法令、許認可								
			K4-3	買入、売渡の方法と価格水準の決定方法								
			K4-4	中央政府から地方政府への食料の分配方法								
K5	農産物価格政策	・食料需要に対応するための農産物価格及び分配への公的介入はあるか	K5-1	食料管理制度の法令と概要				k5-1	農家の価格への反応（作付面積、生産量、品目の選択の変化）			
			K5-2	買入、売渡の方法と価格水準の決定方法								
			K5-3	中央政府から地方政府への食料の分配方法								
			K5-4	構造調整、WTOとの関連								

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	住民組織	個人農家	その他		
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
K6	食料備蓄計画の整備状況	・緊急の食料需要への対応策はとられているか	K6-1 適正備蓄水準とその根拠					k6-1 民間備蓄量				
			K6-2 在庫量					k6-2 農家備蓄量				
			K6-3 純輸入量									
			K6-4 輸入制度									
			K6-5 食料輸入の容易さ（食料輸入額、財・サービスの輸出総額、外貨準備高）									
			K6-6 国内食料買入制度									
2-2 食料流通機能の整備												
L1	流通市場の整備状況	・農産物が地域間で過不足なく市場メカニズムによって分配されているか、スムーズな移動が可能か、流通中の品質低下やロスが起っていないか	L1-1 主要農産物別流通経路					l1-1 主要農産物別流通経路				
			L1-2 流通業に対する規制					l1-2 流通方法（業者、組合、個人、公的機関）				
			L1-3 流通業者の産業構造（規模、占有率、流通経路別業者数など）					l1-3 流通経路別価格				
			L1-4 流通方法（業者、組合、個人、公的機関）					l1-4 市場までの距離				
			L1-5 流通経路別価格									
L2	流通施設・設備の管理と利用状況	・流通施設・設備は機能しているか	L2-1 流通施設の種類の種類、管理者（公共/民間）					l2-1 流通施設の種類の種類、管理者（公共/民間/協同組合）				
			L2-2 各流通施設の利用者数、利用料金					l2-2 各流通施設の利用者数、利用料金、管理システム				
L3	市場流通情報システムの整備状況	・市場メカニズムが機能するための市場情報は生産者の間で共有されているか	L3-1 価格の伝達方法					l3-1 価格の伝達方法				
			L3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容					l3-2 農産物市場情報の伝達促進における公的機関の支援内容				
			L3-3 民間流通業者の情報入手方法									
L4	輸送体制の整備状況	・物理的な流通機能は発達しているか	L4-1 輸送インフラ別の整備状況					l4-1 輸送インフラ別の整備状況				
			L4-2 コールドチェーンの有無					l4-2 コールドチェーンの有無				
L5	備蓄体制	・国家備蓄体制は整っているか	L5-1 適正な在庫水準									
			L5-2 過去10年間の在庫水準									
			L5-3 国民1人当たり供給量の変動									
			L5-4 最大カロリー供給食料									
2-3 輸入体制の整備												
M1	検疫・防疫体制	・適切な防疫基準で輸入が行われているか	M1-1 農産物別輸入量、輸入額、相手国									
			M1-2 農産物別輸入制限（数量制限、関税など）、輸入機関（民間以外の場合）、許可の内容									
			M1-3 輸入禁止病害虫（検査上輸入禁止の農産物）、検査方法、検査人員、検査設備									
			M1-4 各農作物・畜産物の病害虫（種類、被害額）									
M2	インフラ整備	・適切な輸入農作物の市場流通管理ができていないか	M2-1 輸入農産物流通経路									
			M2-2 流通経路別インフラ整備状況（保管庫など）									
2-4 援助食料の適正な利用												
N1	援助食料の分配システムの構築状況	・緊急時の食料の調達と分配が適切に行われているか、緊急時への備えがあるか、不足地域の情報を適切に把握できるか	N1-1 食料援助量									
			N1-2 援助食料の地域への割り当て方法・標準									
			N1-3 過去の被害状況									
			N1-4 ターゲティング手法									
			N1-5 食料価格政策									
			N1-6 地域別在庫水準									
			N1-7 近隣の集積地からの輸送経路の状況（距離、舗装率、災害時の通行状況）									
N2	モニタリングシステムの構築状況	・食料安全保障のためのモニタリングシステムが整備されているか	N2-1 過去の作物被害状況					n2-1 過去の作物被害状況				
			N2-2 過去の飢餓発生率（地域別）					n2-2 慢性的食料不足家計数、分布、特徴				
			N2-3 脆弱な地域の食料安全保障に関する指標					n2-3 主要食料（穀物）の生産状況				
			N2-4 地域別在庫水準					n2-4 降水量などの自然状況				
			N2-5 設定された指標					n2-5 土地なし農民数				
			N2-6 食料との交換で生計を立てている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格					n2-6 食料との交換で生計を立てている家計数、分布、交換するものと食料との相対価格				

チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他省庁	地方自治体	省庁出身機関	住民組織	個人農家	その他	
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
<b>3. 活力ある農村の振興</b>												
<b>3-1 農村振興関連政策の推進</b>												
01	国レベルの調整・実施能力	・中央省庁に複数の省庁を調整する機能があるか（特に農村開発案件）	01-1 農村振興政策・施策の有無及び内容					01-1 農村振興関連省庁出先機関の職員数、配置、予算				
			01-2 中央省庁に権限のある分野及び施策（農業普及など）					01-2 地方の農業・農村開発計画の策定方法				
			01-3 農村振興関連省庁の組織図と人数					01-3 農村人材育成のための中央政府による研修制度の活用状況				
			01-4 省庁職員の採用方法、給与					01-4 農村主導の地域振興への中央行政の支援状況				
			01-5 中央政府の農村振興にかかる予算制度（貧困地域に対する予算の傾斜配分制度の有無など）									
02	地方地域レベルの調整・実施能力	・地方行政組織は農村活性化のために重要な役割を担っているか						02-1 地方自治体の農村振興にかかる権限				
								02-2 地方自治体の職員数、配置、予算、歳出・歳入（経常予算、開発予算）				
								02-3 地方の農業・農村開発計画の策定方法				
								02-4 予算策定方法（従事者、時期、最終決定者）				
								02-5 農村主導の地域振興への自治体行政の支援状況				
<b>3-2 農外所得の向上</b>												
P1	村落商工業の現状	・村落商工業の現状はいかなるものか	P1-1 村落商工業の分布					p1-1 村落商工業の分布				
			P1-2 村落商工業の業容の統計					p1-2 村落商工業の業容の統計				
P2	職業訓練機会の有無	・職業訓練需要に対する供給は十分か	P2-1 職業訓練政策の有無及びその内容					p2-1 職業訓練校数、カバーする分野、受入可能人数				
			P2-2 職業訓練教育の体制					p2-2 職業訓練校の修了後の就職先、就職率				
			P2-3 職業訓練需要と訓練校の数					p2-3 その他の職業訓練機会				
P3	農村雇用情報	・農村の雇用機会は生計を維持するのに十分か	P3-1 労働統計（都市部、農村部別）					p3-1 対象地域における生業（出稼ぎなども含む）の把握				
			P3-2 失業率及び失業理由（都市部、農村部別）					p3-2 世帯レベルの所得源（農業の内訳、非農業）				
			P3-3 主な農村雇用機会					p3-3 非農業収入の割合と内容				
			P3-4 地域別の農家収入									
P4	特産品生産活動の現状	・国レベル、地域レベルの特産品は何か、需要に基づいた生産か	P4-1 国の特産品（輸出向け特産品）					p4-1 地域特産品の生産量、出荷状況				
			P4-2 輸出向け特産品の生産量、輸出量					p4-2 地域特産品出荷高の国内需要と国外輸出の割合				
			P4-3 特産品の輸出高に占める割合									
P5	農村金融整備と情報の提供	・農村金融へのアクセスは十分か、十分活用されているか	P5-1 農村金融にかかる制度、法令の有無及びその内容					p5-1 農村金融へのアクセスの有無				
			P5-2 農村金融にかかる農民への情報提供システムの有無					p5-2 農村金融の返済率				
								p5-3 農村グループなどによるマイクロクレジットの活用状況				
<b>3-3 農産品加工業の振興</b>												
Q1	加工施設の整備状況	・加工施設整備を促進するための政府の介入はあるか、実際に存在する加工業は何か	Q1-1 農産加工業振興政策、計画、施策の有無					q1-1 事業数（加工品別）				
								q1-2 平均生産規模				
								q1-3 平均雇用人数				
								q1-4 生産設備				
Q2	民間加工会社の発達度	・民間加工会社の設立状況、経営インセンティブは何か	Q2-1 加工業への民間による投資インセンティブ付与の有無					q2-1 民間加工会社数（本社、支社、工場別）				
			Q2-2 競合他社による製品の生産量、品質、価格、マーケットシェア					q2-2 民間加工会社の規模				
Q3	加工品安全基準の整備状況	・加工品の品質管理は十分か	Q3-1 加工品安全衛生基準の有無					q3-1 加工品の品質				
			Q3-2 加工品安全衛生基準の適用状況					q3-2 加工技術				
Q4	農産品加工に関するマーケティング能力	・農産加工品が需要ベースで生産されているか	Q4-1 関連する政策・制度					q4-1 農産加工品の種類、生産量、出荷量、出荷先				
			Q4-2 市場での農産加工品の需要動向					q4-2 資金調達（調達額、利子、返済率、返済期間）				
<b>3-4 農村インフラの整備</b>												
R1	農村道路の整備状況	・農村道路の整備は十分か	R1-1 地方道路整備キ口数					r1-1 幹線地方道路までのアクセス道路の利用頻度（雨期と乾期）				
			R1-2 地方道路利用車両数					r1-2 農村によるアクセス道路あるいはフィーダー道路の維持管理システムの有無及び機能状況				



チェック項目	確認目的	調査項目（中央）	既存情報源				調査項目（対象地域）					
			農業省	財務省	地方分庁	その他	地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家	その他	
		調査項目	入手先				調査項目	入手先				
R2	農村電化、給水施設の整備状況	・農村住民の水・電気へのアクセスは十分か	R2-1 発電量及び輸送量・電線延長					r2-1 電力供給戸数（発電機は含まない）、電力供給率/安全な水へのアクセス戸数、給水率				
			R2-2 農村電力/給水需要（Willing to Pay）					r2-2 供給水もしくは井戸水の管理組合の有無、機能状況				
			R2-3 維持管理組合加入者数					r2-3 利用者負担システムの有無、機能状況				
R3	電話などの通信インフラの整備状況	・農村住民の情報へのアクセスは十分か	R3-1 電話加入者数					r3-1 電話加入者数				
			R3-2 ラジオ保有台数					r3-2 ラジオ保有台数				
			R3-3 ラジオ局数					r3-3 ラジオ局数				
R4	集落公共事業の実施状況	・農村住民出資による農村インフラ整備は現実的か					r4-1 農村住民共同出資の施設の有無、維持管理状況					
3-5 農村環境の保全												
S1	里山、河川、沿岸の環境保全状況	・農村住民に環境保全への意識は存在するか、環境保全のためのインセンティブはあるか	S1-1 環境保護法令の有無					s1-1 自治体による環境保護条例の有無、適用状況				
			S1-2 環境特別保護区の有無、予算措置					s1-2 主な環境問題と農村住民による取り組み状況				
			S1-3 環境保護補助金の有無、活用状況					s1-3 農村住民にとっての環境保全のインセンティブ				
3-6 生活改善の推進												
T1	普及体制	・生活改善が普及するポテンシャルはあるか	T1-1 生活改善のための政府の施策の有無					t1-1 生活改善員の数				
			T1-2 生活改善員の数、年間採用数					t1-2 農村における生活改善員の役割				
			T1-3 生活改善員の配置状況					t1-3 農村住民による生活改善の重要性の認識				
T2	普及手法	・生活改善は効果的に普及しているか	T2-1 生活改善員の研修、訓練方法					t2-1 生活改善員と農業普及員の連携の有無				
								t2-2 生活改善員が個別農村家庭を訪問する頻度				
3-7 村落共同体活動の推進												
U1	集落活動	・対象地域の文脈に沿って案件を実施できるか ・案件の実施を阻害する要因はなにか	U1-1 村落共同体活動を支援する政府機関の有無					u1-1 既存の村落住民組織の数と種類、その目的				
			U1-2 村落共同体活動を支援する政府機関の活動内容					u1-2 村落住民組織への住民の加入率				
U2	文化的基盤	・対象地域の文化的基盤は案件を受け入れることができるか	U2-1 国内の宗教・文化圏及びその地理的な影響範囲					u2-1 地域における伝統的権力構造				
			U2-2 特殊文化圏、保護対象文化圏の有無					u2-2 地域における伝統的社会構造				
			U2-3 伝統支配と新しい文化の共存状況					u2-3 伝統支配と新しい文化の共存状況				
U3	各種提案事業の推進状況	・村落による提案事業は政府により支援されているか	U3-1 政府の村落事業への支援（補助金、人材育成など）					u3-1 村落開発計画の有無				
			U3-2 村落開発計画の策定義務の有無					u3-2 村落開発計画策定プロセスにおける地方自治体の役割				
			U3-3 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況					u3-3 村落提案事業への中央あるいは自治体からの予算配賦状況				
3-8 住民の保健水準の向上												
V1	保健・医療サービスの現状	・農村住民の保健・医療サービスへのアクセスは十分か	V1-1 保健セクター計画の有無					v1-1 農村住民の健康（母子の栄養状態、疾患別罹患状況など）				
			V1-2 保健医療システム					v1-2 子供の健康（予防摂取状況など）				
			V1-3 プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況					v1-3 プライマリ・ヘルスケアへのアクセス状況				
V2	健康知識の普及状況	・健康知識の普及体制は確立されているか	V2-1 国家普及システムの有無					v2-1 ヘルスワーカーあるいは生活改善員の数				
			V2-2 ヘルスワーカーの数、採用状況、普及における役割					v2-2 プライマリ・ヘルスケアにかかる情報へのアクセス				
V3	HIV/AIDSの予防とコントロール	・HIV/AIDSの予防体制は確立されているか	V3-1 HIV/AIDS予防のための政府の施策					v3-1 農村住民のHIV/AIDSへの認識度				
			V3-2 HIV/AIDS予防教育、メディアの活用状況					v3-2 HIV/AIDS予防への取り組み状況				
			V3-3 HIV/AIDS予防への民間の協力状況									
3-9 住民の教育水準の向上												
W1	基礎教育	・基礎教育は十分に普及しているか	W1-1 教育セクター計画の有無					w1-1 就学適齢児童の初等教育就学率(NER)及び初等教育総就学率(GER)				
			W1-2 正規教育システム					w1-2 農村住民の識字率				
			W1-3 非正規教育システム（成人識字教育など）					w1-3 農村における非正規教育の実施状況				

チェック項目		確認目的	調査項目（中央）				既存情報源				調査項目（対象地域）			
			調査項目		入手先		調査項目		入手先		地方自治体	省庁出先機関	住民組織	個人農家
W2	教育サービスの拡充	・農村における教育ニーズは充足されているか	W2-1 教育施設の充足度（教室、その他の学校施設）					W2-1 初等教育施設の充足度（教室：児童比率）						
			W2-2 有資格教員の充足度（教師：児童比率）					W2-2 教育サービスの充足度（児童：教科書比率、児童：教師比率など）						
			W2-3 カリキュラムの内容					W2-3 農村部における非正規教育機会の有無及び活用状況						
			W2-4 非正規教育サービスの供給状況											
W3	教育に対する理解	・農村部では、十分に教育の重要性を認識しているか	W3-1 教育への理解促進のための政府の施策					W3-1 学校委員会あるいはPTAの有無、活動状況						
							W3-2 農村家計支出における教育支出の比率							

### 3. 対象（農村）地域把握クエスショナ例

目的

- ・協力が対象地域にある既存の資源管理システムを壊さないかを検討するための情報収集。
- ・案件によってもたらされる利益の管理・配分・蓄積がどのように行われるかを予想するための情報収集。

	中央	対象地域	質問例&回答例（数値に現れない項目）
<b>(1) 自然資本</b>			
	・災害あたりの死傷者数	・災害あたりの死傷者数	「2.案件形成に必要な情報収集のための チェックリスト」参照
	・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・）	・災害の発生頻度（洪水、旱魃、鳥害・・・）	
	・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化）	・降雨（降雨量、降雨期間、降雨分布、年毎の変化）	
		・気温（最高、最低、平均）	
		・標高	
		・湿度	
		・地形（傾斜度）	
		・地下水	
		・河川・湖沼	
		・土壌肥沃度	
		・排水状況	
		・燃料資源(薪炭材、牛糞等)	
		・自然災害の種類	
		・土地利用（未開墾地・休耕地等の有無）	
		・町（市場）からの距離	
		・牧草	
	・農作物		
	・家畜		
	・漁獲量		
	・耕地面積		
	・作付面積		
	・草地面積		
	・森林面積		
<b>(2) 社会資本</b>			
1) 対象地域を取り巻く制度	・土地の分配状況（土地台帳） ・農業普及情報センター数	・（伝統的な）土地の管理・分配システム 栄養改善、健康保健など生活改善サービスの提供状況	参与観察を通じた確認（時間がかかる）  ・何らかの普及サービスを受けたことがあるか？ ・いつ、誰から何を教えてもらったか ・どれくらい頻りに普及員は来たか ・無料だったか、有料だったか ・何を学んだか ・農業生産に関して困った時、どうするか？
	・一人当たり農業普及員の担当世帯数		・1日に何件の農家を回るか？その交通手段は？（徒歩、自転車等） ・週に何回農家を訪問するか（季節ごとに） ・普及員の給料で生計を維持できるか ・他の代替的な収入活動の有無（例：農業）
2) 対象地域に内在する制度		・一般的な互助システム	例えば「食料不足・資金不足・労働不足時」の対応方法を確認 Q:「食べ物が無いとき」「お金が無いとき」「人手が足りないとき」どうするか？ A: ・同年齢男性グループによる労働力を借りる ・女性グループによる労働力を借りる ・村の伝統的な穀物銀行から穀物を借りる ・知人にお金を借りる
		・社会的弱者に対する互助システム	Q:自然災害（対象地域に特有の自然災害名を入れる）にあったとき、どうするか？ A: ・集落の長に助けを求める ・金持ちの親戚に助けを求める ・土地の有力者に助けを求める
		・リーダーの選出方法	Q: ・誰が（調査対象組織、コミュニティ等の）主なリーダーか（フォーマルとインフォーマルなリーダーを明らかにする）。 ・なぜ、その人物が選出されたのか。 ・該当組織の中におけるリーダーの役割は何か。
		・既存グループの形成過程	既存のプロジェクト（検討中の案件と類似プロジェクト）で形成されたグループがある場合、 ・グループのメンバーはどのように選出されたのか（特にプロジェクト側からの指図もなく、村の住民が自由にグループを形成する場合、対象地域社会の特性が出る場合がある） ・グループに入っていない人は誰か（例：表面的には見えない社会制度が現れる場合もある）
		・コミュニティの意思決定システム	Q:（案件に係る資源、例えばコミュニティの土地や水）の活用に関する意思決定権をもつのはだれか？
		村落の最終意志決定者（グループ）の有無	Q:（検討中の案件の）活動を行う場合、誰の許可を得る必要があるか



	中央	対象地域	質問例&回答例（数値に現れない項目）
		・情報伝達システム	Q: 村の決まり事はどのように伝えられるのか A: ・各世帯の長老がそれぞれの世帯メンバーに伝える ・既存プロジェクトで形成されたグループを通じて ・小学校の掲示版
3) 社会構造	・収入別世帯数	Wealth ranking (対象地域における「富」の定義の確認と、それに沿った貧富格差の)	Q: 対象地域で豊かな人は誰か、それはなぜか。 A: ・牛の保有頭数、保有土地面積、ナツメヤシの保有数（モーリタニアのオアシス）、エンセートの保有数（エチオピア南部）
	・ジェンダー	・女性筆頭農家の割合 女性の労働状況（特に男性不在時） ・男女の分業形態	・女性世帯主の数/総世帯数 ・一日のスケジュールの確認 ・男性がおもに行う農作業は何か。女性は何か？ ・男性が出稼ぎ等で不在のときはだれが男性の仕事をしますか。
	・対象地域の宗教 ・土地制度	農業従事者層（地主、雇用労働者の有無） ・農業所得/非農業所得 ・世帯の成立要因（核家族/拡大家族、一夫多妻制等） ・人口の流出入状況	フィールド調査をしながら Q: 「この土地は誰が耕作しているのか」「耕作主が土地を保有しているのか」  統計局
(3) 人的資本			
		・栄養不足人口 ・栄養状態（年間を通じた食料需給状況等）	Q: だれが栄養不足になっているか Q: ・1年に自分で生産した穀物等で何ヶ月間食べていけるか ・食料が底をついたらどうしているのか（A: 出稼ぎ、親類縁者の保護、商人からついで置く）
		・乳幼児死亡率 ・平均寿命	Q: 乳幼児死亡率の高い地域あるいは世帯はあるか 統計局
		・主な疾病 ・平均疾病率	Q: だれがその病気によくかかるか
		・人口（合計、男女比、世代別）、人口増加率 ・HIV感染者（成人）割合 ・（成人）識字率（男女別） ・就学率	統計局
(4) 物的資本			
	案件の利益の分配の予測に役立つ可能性のある情報	・電気に対するアクセス	Q: ・対象地域で電気を使う世帯は何割いるか。 ・電気を使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・電気のサービスはよくなっているか ・電気の使用料は誰に払っているのか
		・安全な水へのアクセス	Q: ・対象地域で安全な水を使う世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・水のサービスはよくなっているか ・水の使用料は誰に払っているのか
		・衛生施設へのアクセス	Q: ・対象地域で（案件の対象となる衛生施設）を使っている世帯は何割か。 ・使えない世帯はどのような世帯か（A: 女性世帯主世帯、貧困世帯） ・（案件の対象となる衛生施設）のサービスはよくなっているか ・（案件の対象となる衛生施設）の使用料は誰に払っているのか
		・住居の質	・参与観察（例：トタン屋根が「富」の証拠という地域など）
		・電気・通信手段（電話、郵便）へのアクセス ・通年での村内道路・幹線道路の状況	統計局 「2. 案件形成に必要な情報収集のためのチェックリスト」との併用
		・交通輸送手段（公共サービスへのアクセス、世帯レベルでの保有状況） ・学校	
		・保健医療施設 ・集会所	
		・農業インフラ ・農機具 ・漁具	
		・生産資材	
(5) 金融資本			
		世帯レベルでの貯金（「動く銀行」としての家畜を含む） ・コミュニティ内の融資機会（個人のお貸し業、グループ金融プロジェクト）	・収入が入ったとき、どうするか。 ・家畜をもっているか。その種類と頭数は？ ・グループでお金を貸し借りするシステムの有無。
		・外部の融資機会（フォーマル金融機関等）へのアクセス ・副業機会	・銀行や郵便局を使った経験の有無。 ・乾期など農業生産ができない時、どのようにお金を稼ぐか。
		・出稼ぎ機会	・（地方の中核都市、あるいは首都など固有名詞を挙げて）農村以外の場所で働いたことはあるか。 ・それはいつか？（乾期、年代・・・）
		・外部からの送金	・定期的な送金はあるか。それはだれからか。

#### 4. 「要請案件調査票作成のためのチェックリスト」の演習

既存の要請案件調査票の中からJICA総合判定がA判定とD判定の案件を取り上げ、「要請案件調査票作成チェックリスト」の項目に沿って検討した。主な比較結果は以下のとおりである。

- ・ A判定案件は も多いが、そもそもの情報量がD判定案件よりも多い。
- ・ 「要請案件調査票作成チェックリスト」の記載事項を踏まえて、関連項目を記述することは、本部が案件の採択を検討する際に必要な情報を盛り込むことにつながる可能性がある。

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
要請案件調査票 1				
<p><b>．現状と問題点</b></p> <p>相手国の社会・経済開発における農業・農村開発の役割について書かれているか</p> <p>問題の背景が相手国の開発計画・政策との関連で明確に位置づけられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手国側政策における問題の位置づけ</li> <li>・ PRSPなど国際機関との取り決めにおける問題の位置づけ</li> <li>・ 国家開発計画などの相手国の上位計画における問題の位置づけ</li> <li>・ 相手国の開発計画などにおける問題の位置づけ</li> <li>・ 市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定との関係における問題の位置づけ</li> </ul> <p>対象地域の人々の視点から問題点が的確に把握されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域の農村社会構造、社会制度から見た問題の把握がなされているか</li> <li>・ 対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法を踏まえて問題が把握されているか</li> <li>・ 対象住民が利用可能な行政サービスを考慮して問題が把握されているか</li> </ul> <p>問題点の緊急性・優先性が示されているか（優先課題の絞り込みができていますか）</p> <p>直接的な裨益者を「貧困層」とするプロジェクトの場合、当該国の「貧困」について概念の定義がなされているか</p>	<p>農業が主要産業である対象地域において「雨が少ない条件を克服」することの困難性がより具体的に記述してあるとなおよい。</p>	<p>・ 対象地域の人々の生活における家畜の重要性は述べられている。</p> <p>・ 「品種改良や優良種保全措置がとられていない」とことと貧困農家の生計との関係についての説明があるとさらによい。</p>	<p>普及活動の停滞要因についても述べられている。普及体制の不備が農家の困窮とどのような関係にあるかについての説明があるとさらによい。</p>	<p>灌漑施設管理に関する権限委譲とその取り組みについては詳しく述べられている。灌漑の国民経済、農村の社会経済面について果たす役割を述べれば、本プロジェクト実施の意義がさらに明確になる。</p> <p>・ 権限の地方移譲は国の開発の方向性と整合的である。</p> <p>・ 対象地域だけでなく国家政策のなかに位置づけられている。</p>
<p><b>．我が国援助方針との整合性</b></p> <p>我が国の援助方針（外務省やJICAの国別援助計画、ODAタスクフォースの方針など）に対応しているか</p>	<p>協力の重点分野と記述されている。</p>	<p>国別援助計画との整合性は述べられている。</p> <p>家畜育種が国家開発計画の「農業関連産業」の中でどのように位置づけられているかについての記述があるとなおよい。</p>	<p>国別援助計画との整合性が述べられている。</p>	<p>世界水フォーラムとの関連で位置づけられている。可能であれば「国別援助計画」や「現地ODAタスクフォースの協力方針」との関係での位置づけも記載するとよい。</p>

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
JICAの方針に則しているか（「貧困」や「人間の安全保障」など「人」に焦点をあてた案件であるか。国別事業実施計画の方針にそっているか）				農家は農民組織を通して本プロジェクトで重要な役割を担うことが目指されている。
現地ODAタスクフォースの策定した農業・農村開発プログラムがある場合、プログラム内の他案件（プロジェクトや活動）との相互補完性はあるか 「課題別指針」や「効果的アプローチ」を踏まえているか				既存有償案件との連携を意図しており、JICAが行う意義は高い。
JICAのスキームに適しているか、JICAが協力する意義が明確であるか				
<b>・案件概要</b>				
<b>1) 上位目標：協力終了後に達成が期待される目標</b>				
案件の目標を達成することで実現可能な上位目標であるか	投入から活動を経て目標達成に至る経緯の具体的な説明があるとよい。	案件目標が達成された結果、人々の生計がどう改善するのか（人間の安全保障）についての記載があるとよい。	上位目標と案件の目標との関係が明確。案件の目標も現実的に設定されている。	上位目標 - 案件の目標 - 活動の間のロジックは明確。案件の目標を達成できれば、上位目標達成の一助となる。
貧困削減や環境保全など包括的かつ普遍性を持った上位目標か	普遍性はある。水資源の効率を高めることの社会的意義について触れられているとなおよい。		普遍性はある。貧困層についての考慮もなされているとなおよい。	達成できれば相手国の財政状況の改善や食料安全保障の堅持につながり、普遍性は高い。
モデルとしての波及性を考えた目標になっているか			波及性についてはC/P機関のプロジェクトを通してなされることが明記されている。	対象地域におけるプロジェクトの成功体験を他の県にも適用することが明記されている。
相手国側政策との関連付けがなされているか			県レベルでの関連性は述べられている。	国の政策（灌漑部門改革）に位置づけられている。
PRSP、セクタープログラムなど国際機関と取り決めた方向と整合性があるか				権限の地方移譲は主要国際機関が打ち出した方向性と整合的である。
相手国の国家開発計画など上位計画における農業・農村開発の位置づけとの整合性のある目標が設定されているか				・対象地域だけでなく国家の政策的なかに位置づけられている。
相手国における市場自由化・民営化・地方分権化、自由貿易協定の動向などと整合性が保たれているか			地方分権化と関連づけられたプロジェクトである。	灌漑局の権限委譲は地方分権の枠組みに沿っており、整合性は保たれている。
<b>2) 案件の目標：プロジェクト終了時の達成目標（OUTCOME）：現在の状態がプロジェクトの実施によりどのような状態に変わるか</b>				
案件の背景、問題、目標および目標を達成する道筋（ロジック）が明確であるか。			投入に見合った目標が設定されている。目標を達成すると農家がどのような便益を受けるかについての記述があるとなおよい。	ロジックが明確である。

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
要請書の内容（目的）と住民ニーズが一致しているか 裨益者が明確であるか			C/P機関への技術協力という「裨益」は明確である。最終受益者である農家への裨益についての説明があるとなおよい	裨益者数の記載あり。プロジェクトによる裨益者へのサービス改善についての記述があるとなおよい。
実施機関の能力や役割、協力期間に見合った波及効果を踏まえた目標が設定されているか			C/P機関を通じて波及することが明示されている。	波及効果が想定されている。
終了後の成果の活用についても明示されているか			相手国の政策と当該プロジェクトの位置づけが比較的明確であり、終了後の姿も明示されている。	灌漑施設管理権限の下部行政機関への移譲を踏まえて、下部行政機関の自立的管理能力の向上のために活用することが明示されている。
要請案件調査票 2				
3) 成果: プロジェクト目標を達成するために実現すべき短期的目標(実績/アウトプット)				
活動の成果が積み重なって、案件目標が達成されるか				
自立発展性があるか フェーズ2やフォローアップを検討しない活動実績が想定されているか			上位目標 - 投入までの関係が比較的明確。相手国が案件終了後にどのように取り組むかという記述があるとさらによい。	受益者による水管理委員会が財政的に自立できることが想定されており、案件の自立性が考慮されている。
ソフトとハードとのバランスがとれているか				ハード面の整備を進めている有償資金協力との連携が検討されている。
相手の能力、機能・役割などに見合った成果が想定されているか				
投入に見合った活動成果が想定されているか				
日本農業へのブーム効果のない案件か				
4) 活動(上位目標(政策)と裨益者(住民の生活向上)とのリンクを作るために、JICAが何をすべきかを明示する)				
目標を実現するための道筋が明確な活動であるか			ロジックが整理されている。	ロジックが整理されている。水の分配や施設の管理についての詳細な計画がたてられている。
裨益者の活動を支える周辺状況(生計や生業に加え、教育や保健などの生活の要素)についても検討されているか				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>農村部住民全体に裨益する活動であるか</p> <p>要請案件をODAにより実施する意義が明示されているか</p> <p>開発された技術の農民への普及方法が明確な活動であるか</p> <p>C/P機関とその他の相手国政府機関の連携が図られた活動であるか</p> <p>国ごとの発展の度合いを考慮した協力内容であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切なC/Pの設定</li> <li>地方分権の進展度</li> <li>所得水準も踏まえた案件規模の検討</li> <li>産業構造</li> <li>市場の開放度</li> <li>協力形態</li> <li>モデル性</li> </ul> <p>案件の目標やJICAの予算に応じた活動規模になった活動スケジュールに即して人や予算の手当をするに際に適したスキームが選ばれているか</p> <p>技術的に可能な活動であるか（機材が供与される場合、維持管理可能か）</p> <p>援助協調が行なわれている国では、当該国の農業セクタープログラムの内容に沿った活動であるか</p> <p>投入が少なくても効果が期待できるか</p> <p>案件終了後の姿が想像できる活動であるか</p> <p>他の案件の経験が活かされた活動であるか</p> <p>対象地域の農村社会構造、社会制度を踏まえた活動内容となっているか。</p> <p>対象地域の共同体や住民組織などによる自然資源（土地、森林、草地、水等）の保全・管理方法にも配慮した活動であるか</p> <p>対象住民が利用可能な行政サービスを考慮した活動であるか</p>			<p>相手国のプロジェクトが予定通り実行されれば、裨益者は面的な広がりを持つことが明確である。</p> <p>相手国のプロジェクトを通して普及されることが明記されている。</p> <p>市場動向を見据えた作物の選定や収穫ロスなどに考慮しており、市場（商業的活動）を意識している。発展段階に対する考慮もされている。</p> <p>目標に対する適切な活動が想定されている。</p> <p>将来的な本格プロジェクト化が想定されている。</p> <p>住民が利用可能な行政サービスが案件となっている。</p>	<p>水管理の技術が農民組織を通して普及されることが想定されている。</p> <p>C/Pだけでなく、権限が委譲される下部行政組織の活動への関与も想定されている。</p>
5) 投入:それぞれの活動を実施するために必要な人員、資機材、施設、資金				
日本側				
<p>活動内容、協力期間、受益者数、案件の規模に合致しているか</p> <p>次年度の予算の目安をもとに検討しているか（要望調査票作成時期に在外事務所に目安を示している）</p>				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>日本に技術的優位性があるか</p> <p>「重点分野か」、「専門家のリクルートが可能か」、「日本がやる意義があるか」、「場所（任地）はどこか」などが明示されているか</p> <p>JICAの事業としてスキームの選択は適切か（相手国政府にも日本の方針を理解してもらっているか） 投入規模の根拠は明確か（同種の案件と比較して予算規模が大きくかけ離れてないか。かけ離れている援助協調が行われている国では、相手国政府・ドナーが合意した内容に沿った投入であるか</p>				<p>農民組織の歴史のある日本への協力が要請されている。</p> <p>日本の技術的優位性が考慮されている。</p>
相手国側			<p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>妥当である。農業普及担当責任者がC/Pとなる予定。相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p>	<p>相手国のプロジェクトの中に位置づけられている。</p> <p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p>
<p>6) 外部条件: プロジェクトに決定的な影響を与える条件であるが、プロジェクト自体でコントロール不可能なもの。生じるか否かが不確かなもの。</p> <p>経済 政策・規制 (国際) (国内) 人員の定着 他のプロジェクト 自然環境</p> <p>プロジェクトが経済活動を想定している場合、価格の変動、流通システムなどが変更される可能性 案件実施に影響を与え得る法律、政治体制、財政状況、政策などに関して注意すべき点はあるか。</p> <p>自由貿易協定（WTOやFTAなど）や環境に関する国際条約などの締結・進展が案件の活動と成果に影響を及ぼす可能性はあるか。</p> <p>市場経済化、民営化や分権化が案件の成果や想定実施機関の役割にどのような影響を及ぼしているか。分権化などの進捗度はどうか。</p> <p>C/P機関の人員が移動や辞職などをする可能性はないか</p> <p>他の関連するプロジェクトはないか。ある場合、計画通りに進展するのか。</p> <p>自然条件などで案件の成果を左右するものはあるか</p>				
協力期間	予算、案件の規模、スキームに関連づけられている			
実施体制				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>プロジェクトの目的、活動内容、投入、実施方法、実施時期などに関して相手国政府・実施機関と合意しているか。</p> <p>「地方分権」の農業・農村開発プロジェクトの実施に与える影響の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源配分（土地、その他自然資源）の決定権を持つ機関を関与させる。</li> <li>・ 資源利用に関する中央省庁と地方自治体の優先課題が異なる場合の意思決定者の把握とプロジェクト実施への関与促進。</li> </ul> <p>予算に関する確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象地域への交付金総額とその使途（開発予算、経常予算）。セクター別歳出と地方自治体向け歳出の関連性は中央では正確にわからない場合は、対象地域の地方自治体で支出項目を確認する。</li> <li>・ 対象地域における予算決定メカニズムの確認する（法律と実際）。</li> <li>・ 開発予算、経常予算における農業・農村開発関連支出の内訳。</li> <li>・ 対象地域における徴税状況と農業・農村開発への支出の把握。</li> </ul> <p>援助協調の進んだ国では、相手国政府、ドナーが合意した方式にそった実施体制であるか</p> <p>周辺地域への波及効果を期待できるように、面的な広がり、複層的アプローチを踏まえた実施体制となっているか。</p>			<p>相手国C/P候補機関が本プロジェクトを強く希望している。</p> <p>相手国のプロジェクトとの関連が考慮され、波及効果が想定されている。</p>	<p>政策に位置づけられているため、他の県への波及効果が期待できる。</p>
<b>要請案件調査票 3</b>				
<p>関連する援助活動</p> <p>他ドナーが同一地域で案件を形成、実施していないか。ある場合、案件同士の競合はないか、補完性はあるか</p> <p>JICAの類似案件の確認（他国でも同じような取り組みがなされていれば、そのプロジェクトの教訓を生かして案件を形成する）</p>				<p>国際機関との連携、有償資金協力案件との連携も想定されている。</p>
<p>ミレニアム開発目標との関連</p> <p>ポップアップで選択入力</p>				
<p>我が国重要開発課題との関連</p> <p>ポップアップで選択入力</p>				
<p>ジェンダー配慮について</p> <p>社会的弱者である女性や子供、老人に負の効果を及ぼさないか</p> <p>新技術の導入によるジェンダーの変化・影響についての配慮</p> <p>「参加型」で計画を策定した場合、「誰の声」が反映されているかに注意する。</p>			<p>普及対象者に女性が含まれる予定。</p>	
<p>類似案件からのフィードバック</p> <p>過去に、JICAあるいは他ドナーによって類似の案件が実施されていないか</p> <p>・ ある場合に、先行・既存のプロジェクトからの教訓（何が良く/悪い）が記載されているか。</p>				

国名	A国	B国	C国	D国
案件名	灌漑計画策定	家畜育種	農業技術普及	水利行政
JICA総合評価	D	D	A	A
<p>・特に、JICAによる類似案件で、実施に結びつかなかったものや期待された成果やインパクトが得られなかったものはないか。</p>				
<p>裨益者グループの種類と規模（人数・人口）</p> <p>裨益者の基本情報が述べられているか（グループ名、人数、年齢、性別、教育水準、所属組織、社会・文化的特徴、経済的側面、技術力など）</p>			<p>具体的である。C/P機関のプロジェクトとの関係についても言及されている。</p>	
<p>治安状況</p> <p>国際機関や他ドナー、他国の大使館の認識はどうか</p> <p>近年において治安上憂慮すべき状況は起きていないか</p> <p>治安上も問題が起こった場合の対策はなされているか</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>	<p>具体的な記述がある。憂慮すべき状況はない。</p>
<p>その他</p> <p>多様な視点から多くの関係者と透明性の高い議論を通して形成された案件か</p> <p>相手国関係者へ日常的な働きかけを通じて形成された案件か</p> <p>相手国政府に可能な限り日本の方針を理解してもらっているか</p>				



「開発課題に対する効果的アプローチ＜農業開発・農村開発＞」

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（1）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例	
1. 持続可能な農業生産	1-1 マクロレベルでの農業政策立案・実施能力の向上	農業政策の立案能力の向上	○農業開発計画の策定 ○農業関連の法制度整備 ○農地改革の推進	
		農業財政政策の立案能力の向上	×農業予算の計画策定と管理 ×農業関連の税制度整備	
		農業統計関連政策立案能力の向上	○農業統計の整備	
		行政人材育成	○農業行政官・技官の育成、地方農業行政官・技官の育成	
	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上	1-2-1 生産基盤の整備と維持管理	農地の開発・整備	○礫などの不適物の除去 ○圃場整備 ×換地
			農地の保全	○傾斜を緩くするための土木工事 ○等高線栽培の実施
			灌漑・排水施設の整備	○農業用ダム、地下水開発、水路の建設 ○河川水、ため池の活用 ○灌漑排水施設の補修 ○灌漑水路内の沈殿土砂や植物除去
			水利組合の育成	○農民にとってのインセンティブの把握 ○農民の研修育成 ○ガイドラインの作成
			畜産生産基盤の改善	○畜舎、飼料用の草地、放牧場の改善 ○サイロ、牛乳などの貯蔵施設の改善 ○未利用資源の飼料化
			1-2-2 試験研究・技術開発の強化	試験研究機関の強化
		1-2-3 農業普及の強化	生産技術の改善	○作物の品種改良（大豆種子の改良、牧草種子の改良など） ○栽培技術の改善（肥培管理、病虫害防除、雑草防除、作付け体系など） ○農業機械の改善 ○灌漑排水技術の改善 ○土壌流亡や塩害の防止、土壌改良の研究
				植物遺伝資源の保全
			ポストハーベスト技術の向上	○穀物の脱穀、乾燥、精米技術の向上 ○野菜、青果物、肉類、乳製品などの品質や鮮度の保持 ○農産物の貯蔵及び加工 ○選別・包装技術の研究 ○品質基準や安定性の策定及び検査体制の強化
			畜産技術の開発	○家畜疾病調査、診断、検疫 ○人工授精による家畜繁殖 ○飼育管理の向上 ○育種技術の向上 ○畜産加工の向上
			農業普及体制の整備	○中央政府、地方政府における普及政策・体制の構築 ○農業普及機関と試験研究機関との連携 ○農業普及センターの建設・改善
			農業普及方法の改善	○農民の能力やニーズの把握 ○農民から農民への普及の改善 ○NGOや教育機関などとの連携 ○普及マニュアル、普及資材などの開発 ○ワークショップなど農民の研修機会の提供
	1-2-4 農家経営の改善	普及員の人的能力構築	×農業普及員の人数確保 ○農業普及員のインセンティブの向上 ○農業普及員の研修訓練	
		1-2-4 農家経営の改善	経営能力の向上	○個々の農家の技術の改善 ○個々の農家の経営方針の改善 ×各種助成制度や価格保証の充実
			農業金融の充実・強化	○公的機関による融資の充実 ○インフォーマル機関による融資の充実 ×農民の借り手としての能力育成
		農民組織化	○農業協同組合などを通じた農民所得の向上 ○水利組合による適切な水管理の実施	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（2）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例	
1. 持続可能な農業生産	1-2 農業生産の拡大と生産性の向上	1-2-5 農業生産資材の確保・利用の改善	農業機械・農機具	<ul style="list-style-type: none"> <li>×農業機械安全基準の策定</li> <li>○農業機械検査制度の整備</li> <li>◎農業機械整備技術者の育成</li> <li>×スベアパーツ流通システムの整備</li> </ul>
			種子の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○種子増殖体制の整備</li> <li>×種子流通体制の整備</li> </ul>
			農業の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業使用安全基準の策定</li> <li>○農業安全使用教育の実施</li> </ul>
			肥料の安定供給・適正利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>×肥料品質基準の策定</li> <li>○肥料使用基準の策定</li> <li>×肥料流通体制の整備</li> </ul>
			畜産資材の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>×品質基準の策定</li> <li>×使用基準の策定</li> <li>×流通体制の整備</li> </ul>
			輸出促進策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸出振興計画・農業産業振興策など策定支援</li> <li>◎行政官の育成</li> </ul>
	1-3 輸出促進策の強化		輸出政策立案能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>△輸出関連法制度整備</li> <li>×輸出関連金融機関・制度の整備</li> </ul>
			輸出制度・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農産物生産の拡大と生産性の向上（中間目標1-2参照）</li> <li>△体系的な基準認証制度・標準化等の確立</li> <li>○試験・検査、検疫技術の向上</li> <li>○技術者・検疫官などの育成</li> </ul>
			輸出競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貿易振興機関の機能強化</li> <li>○政府による民間部門育成へのサポート強化</li> <li>×マーケティングセミナー、見本市・商品展示会の開催</li> <li>○海外マーケット情報の収集</li> </ul>
			国際市場動向情報ネットワーク・マーケティング能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゼロエミッション型農業推進事業</li> <li>×環境保護予算の拡大</li> <li>×廃棄物処理施設の整備</li> <li>×農民の意識向上</li> </ul>
			農業から排出される廃棄物の処理と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農薬・肥料の使用基準の策定（中間目標1-2-5の活動例参照）</li> <li>○適正使用指導（中間目標1-2-5の活動例参照）</li> <li>◎環境保全型農業開発プロジェクト（複合農業の推進など）</li> </ul>
			肥料・農薬などによる環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎農地の適正管理</li> <li>×環境教育の推進</li> </ul>
	1-4 環境配慮の向上		多面的機能の維持・発現、環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎教員に対する技術指導、教授法の改善</li> <li>◎教材開発・改善、適正なカリキュラムの設定</li> <li>◎教室、実験室、機材などの施設・設備の整備</li> <li>×奨学金制度の充実</li> </ul>
			教育活動の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎中間目標1-2-2「調査研究・技術開発の強化」参照</li> <li>◎研究者の育成</li> <li>◎大学研究成果に関するセミナー、ワークショップの開催</li> </ul>
			研究機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>△農業高等教育機関の事業実施要領整備</li> <li>×事務職員の運営能力向上</li> <li>×教職員の必要数確保と配置</li> <li>△資機材/ラボの管理・運営・保守システムの構築</li> </ul>
			マネジメントの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業普及制度との連携</li> </ul>
			関連機関や地方・地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>×先進国農業大学との連携、留学制度の充実</li> <li>△農業研究機関や民間部門との連携強化</li> <li>△地域との連携強化</li> </ul>
			普及拠点としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>△国民栄養調査の実施</li> <li>△栄養状態分析能力の向上</li> <li>△コミュニティワーカーの配置・育成</li> </ul>
1-5 農業関連高等教育の強化		国民栄養状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間目標1-1のプロジェクトでの活動例「農業統計の整備」参照</li> </ul>	
		食料生産・流通統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>×食料供給モデルの構築</li> <li>×統計分析能力の向上</li> </ul>	
		主要食料の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>×法整備支援</li> </ul>	
		流通・市場関連法令・制度の整備		
2. 安定した食料供給	2-1 食料供給政策の策定	食料生産・流通統計の整備		
		主要食料の選定		
		流通・市場関連法令・制度の整備		

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（3）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例		
2-2 食料流通機能の整備		農産物価格政策の実施	○農産物価格安定システムの構築		
		食料備蓄計画の整備	○食料備蓄マスタープランの策定		
		流通市場ハードインフラの整備	◎幹線道路・鉄道の整備 ○フィーダー道路の整備 ◎集出荷施設・小売市場・卸売市場の整備		
		流通施設・設備の管理と利用	○流通施設の管理能力向上 ○維持管理システムの構築		
		市場流通情報システムの整備	×食料在庫情報収集システムの構築 ○食料価格情報システムの構築		
		輸送体制の整備	×公共輸送体制整備計画の策定 ×民間輸送業者の育成		
		備蓄体制の整備	○備蓄・貯蔵倉庫の整備		
		2-3 輸入体制の整備		検疫・防疫体制の整備	○試験検査施設の整備 ○検査官の人材育成
				インフラ整備	○湾岸施設、道路、鉄道網の整備 △維持管理システムの構築
		2-4 援助食料の適正な利用		援助食料分配システムの構築	×自然災害に対する緊急援助手法の確立 ×貧困層の救済のための食料援助手法の確立 ×分配ルート、手段の確保
				モニタリングシステムの構築	×モニタリング手法の確立
		3. 活力ある農村の振興	3-1 農村振興関連政策の推進	国レベルの調整・実施能力の向上	◎行政官の人材育成 ◎参加型開発の理解促進 ◎参加型村落開発計画の策定
地方・地域レベルの調整・実施能力の向上	◎地方行政官の人材育成 ◎参加型村落開発の実証				
3-2 農外所得の向上			村落商工業の育成支援	○業種協同組織の育成 ×販売施設の整備	
			職業訓練機会の提供	○職業訓練機会の提供	
			農村雇用情報の整理と提供	×情報収集・提供システムの構築	
			特産品生産活動の導入・普及	○特産品生産技術の向上 ○一村一品運動の導入 △品評会（コンテスト）の実施	
			農村金融整備と情報の提供	○（中間目標1-2-4の活動例参照）	
3-3 農産品加工業の振興			加工施設の整備	○加工施設の整備・改善	
			民間加工会社の育成	◎加工技術の開発支援 △技術者の育成	
			加工品安全基準の整備	○食品安全制度・基準の整備 ×食品安全基準の普及	
			農産品加工に関するマーケティング能力の向上	×市場情報の提供システムの構築 ×商工会議所IT化支援とネットワーク化支援	
3-4 農村インフラの整備			農村道路の整備	◎農村道路の設計・建設 ◎農村道路の維持管理	
			農村電化、給水施設の整備	○電力の整備 ◎上水用井戸の掘削、表流水の上水利用	
			電話などの通信インフラの整備	×電話、郵便、無線システムなどの整備	
			集落公共事業の実施	○保健所、村落医療機関の整備（「貧困削減」の中間目標3-2参照） ◎学校、集会所の設置（「貧困削減」の中間目標3-1参照） ×生活廃棄物処理施設の整備	

農業開発・農村開発 開発課題体系全体図（４）

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクトでの活動例
3. 活力ある農村の振興	3-5 農村環境の保全	里山、河川、沿岸の環境保全の促進	○農地・自然生態系の現状把握（調査）と持続性の追求（棚田保護政策など） ○環境保護の農村振興政策への組み込み ×高等教育における農村環境研究、研究者育成事業 ×アメニティ、娯楽機会の増進など（牧場整備、自然遊歩道の設置、河川整備など） ○農村観光開発プロジェクト
		普及体制の整備	○農業普及員の意識の向上 ○農業普及員などの研修訓練
	3-6 生活改善の推進	普及手法の改善	○マニュアル・教材などの開発・整備 ○各種参加型プロジェクト（共同体強化）
		集落活動の推進	○各種組織強化プロジェクト（農協、水利組合、生産者同盟など）
		文化の伝承	×農村部伝統芸能・文化の調査と活性化事業
	3-7 村落共同体活動の推進	各種提案事業の推進	○青年会・婦人会などの活性化事業 ○一村一品運動 ○小規模融資・貯蓄推進運動
		保健・医療サービスの充実	○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照
		健康知識の普及	○「貧困削減」の中間目標 3-2 参照
	3-8 住民の保健水準の向上	HIV/AIDSの予防とコントロール	「HIV/AIDS対策」効果的アプローチ参照
		基礎教育の充実	○「基礎教育」の効果的アプローチ参照
	3-9 住民の教育水準の向上	教育サービスの拡充	「貧困削減」の中間目標 3-1 参照
		教育に対する理解の促進	「貧困削減」の中間目標 3-1 参照

◎＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合  
 →個別専門家や青年海外協力隊派遣の場合、10人以上派遣されている場合  
 ○＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合  
 △＝「プロジェクトでの活動例」がプロジェクト目標には含まれていないが、プロジェクトの一要素として入っている場合  
 ×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合